第13回

日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

障害者差別解消法から1年を経て

2017年
10月28日土～29日日
会場 札幌学院大学

報告書

PEPNet-Japan

主催　日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
　　国立大学法人　筑波技術大学
共催　札幌学院大学
協力　北海道大学／北海道情報大学／北海学園大学／北翔大学／酪農学園大学／北星学園大学
後援　文部科学省／独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）　／NHK札幌放送局
　　北海道文化放送／北海道テレビ放送株式会社／北海道放送／テレビ北海道
　　札幌テレビ放送／朝日新聞北海道支社／読売新聞北海道支社／毎日新聞北海道支社
　　日本経済新聞社札幌支社／北海道新聞社／北海道教育委員会

もくじ

１．はじめに ･･ 2

２．報告書の刊行によせて
　　―北海道地域ネットワークの歩みを振り返って― ･･････････････････････････････ 3

３．開催要項 ･･ 4

４．プログラム ･･･ 6

５．アフタヌーンセッション　報告
１）聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2017 ･･････････････････････････ 10
２）教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2017 ･･････････････････････････････ 13
３）展示企画 ･･ 15
４）事例討論会
　(1)手話通訳による支援の現状と課題 ･･ 17
　(2)補聴援助を必要とする学生に対する支援の現状と課題 ･･････････････････････ 20
５）ミニセミナー
　(1)北海道地区関連団体の紹介 ･･ 23
　(2)「第二次まとめ」を読む―障害のある学生の修学支援に関する検討会報告の概説―･･ 26

６．分科会　報告
１）基礎講座「のぞいてみよう！大学の聴覚障害学生支援」 ･･････････････････････ 32
２）「10 年後の聴覚障害学生支援のあり方について考える
　　―北海道から語る地域連携とリソース共有―」 ･･････････････････････････････ 42
３）教育の質保証と障害学生支援のあり方をめぐる問題 ･･････････････････････････ 56
４）聴覚障害学生の意思表明を支える関わりとは ･･････････････････････････････ 78

７．全体会　報告
１）日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)新体制について ･････････ 96
２）パネルディスカッション
　「障害者差別解消法から１年を経て考える―障害学生の権利・教育機関の役割―」･････ 98

８．聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2017　受賞ポスター ･･････････････ 107

はじめに

第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム　大会長
札幌学院大学　副学長　皆川雅章

第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムが、筑波技術大学との共催により北海道の地にて札幌学院大学を会場として開催され、全国各地から関係者を含む 378 名の方にご参加いただきました。北海道内からは 136 名の参加がありました。本シンポジウムの開催準備にあたり、さまざまなご教示を下さった筑波技術大学関係者の皆様、実行委員として多大なご協力をいただいた北海道内各大学の教職員の皆様、各企画をご担当いただいた全国の教職員の皆様、そしてご参加いただいたすべての方々に深く御礼申し上げます。

私は現在、札幌学院大学において副学長として障害学生支援を担当しており、アクセシビリティ推進委員の 1 人として大学全体の支援に携っております。私が最初に聴覚障害学生の支援を行ったのは、2010 年度でした。1 年次の基礎ゼミナールにおいて「自分の意見をまとめ、伝える練習」を行うときに、ディスカッションを成り立たせるために「パソコンによる筆談」を試みました。2012 年度には、PC を使った演習型講義において、ノートテイカーの負担軽減を図るために、音声認識ソフトを使った情報保障を試み、支援学生の協力を得て実用化を目指していましたが、教室で使うには多くの問題がありました。そのような状況のもと、初めて PEPNet-Japan のシンポジウムに参加したのが 2014 年です。これ以降、毎年シンポジウムに参加し、さまざまな取組みを知り、新しい情報を得るとともに、自身の励みにもなりました。学生による「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト」にも参加させていただきました。そのような中、昨年度に PEPNet-Japan 事務局から本学でのシンポジウム開催の打診をいただきました。私は、自身の経験から、この開催は本学および北海道で障害学生支援を担っている方々にとって大きな意味があると考え、実施に向けた調整を行いました。多くの方々の熱意と協力により得られた成果は各企画のご担当の報告をご覧いただけば、明らかだと思います。

本シンポジウムを契機として、北海道地区では 10 年後を見据えた支援体制整備を図るべく、北海道内の大学間連携と支援人材のリソース共有を図る活動を始めております。このことを通じて、進路選択において「支援体制が整っているから」ではなく「学びたいことがあるから」進学する教育環境を大学間で連携して整備していくのが私達の努めであると考えています。この取組みを続けていくうえで、各大学の教職員の理解と協力を得ることはもちろんですが、全国の先進的な障害学生支援の取組み情報や、最新の支援技術情報の提供、人的なつながりを促進する役割を担っている PEPNet-Japan との連携は不可欠なものであります。新体制移行に伴い PEPNet-Japan の活動がさらに発展し、高等教育機関における支援体制の充実が全国的に広がっていくことを願っています。

報告書の刊行によせて
ー北海道地域ネットワークの歩みを振り返ってー

第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム　副大会長
札幌学院大学　人文学部　新國三千代

この度、北海道におきまして日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを開催できましたことを大変嬉しく思っています。北海道で支援に関わる私達教職員は、本シンポジウムを通して全国の先進的な取り組みから多くのことを学ぶことができました。札幌近隣の大学や地域の支援団体との交流も深まり、より強いネットワークが形成されたように思います。今回のシンポジウムでは、実行委員として札幌近隣の 7 大学から教職員 18 名が参加しました。そして、北海道地域としての企画（分科会 2）を考えたり、分科会以外の様々な企画にも関わるという大変ありがたい経験をさせていただきました。また、PEPNet-Japan 事務局の支援で、実行委員会の際に情報交換会も設けさせていただきました。

実は、これまで北海道地区におきましても大学間の交流は様々な形で行われてきました。例えば、初めて障がい学生を迎える大学での経験校によるノートテイク講習会、PEPNet-Japan や日本学生支援機構の支援で開催された北海道地区の教職員対象の講演会や研修会などです。2007 年 8 月には、筑波技術大学の石田久之氏のご支援の下「北海道障害学生修学支援懇話会」が設立され（14 大学 1 短大 1 高専の教職員が参加）、2 年間の間に 6 回の懇話会が大学持ち回りで開催されました。その後、PEPNet-Japan の支援の下、北海道内の大学を対象とするノートテイク講習会や聴覚障がい学生を対象とするエンパワメント研修会などが開催されました（2013 年度）。これらの取り組みの中で、道内の教職員や地域団体との関係は親密なものになり、2014 年 11 月に情報交換の場としてメーリングリスト「北海道障がい学生支援ネットワーク ML」も開設されました。これは、当年 10 月のシンポジウム「障害をもつ大学生の就労をめざして」（北海道大学特別修学支援室主催）において提案されたものですが、北海道内の大学の教職員や高校の教員、地域団体関係者など約 70 名が参加しています。このような北海道地域のネットワークは PEPNet-Japan 事務局の協力があって実現したと言ってよいでしょう。

今回のシンポジウムの分科会 2 のテーマは、「10 年後の聴覚障害学生支援のあり方について考える―北海道から語る地域連携とリソース共有―」でした。10 年後を見据えて、大学や地域の連携について実行委員の中で何度も活発な議論を交わしました。これにより大学の教職員や地域団体との相互理解もさらに深まりました。特に、共通課題を明確にできたことは大きな成果でした。10 年後には支援技術も飛躍的に進歩し、必要な支援体制も変わっていくと思いますが、大学や地域間の連携はますます必須のものになって行くように思います。本シンポジウムを通して、今後地道に協力し合っていけば、自ずと連携の道は拓かれていくという思いを強くしました。

最後になりましたが、シンポジウムの開催に際し、PEPNet-Japan 事務局の方々、実行委員の方々、その他のシンポジウムに関わられた方々には本当に助けられました。ありがとうございました。今後の PEPNet-Japan の発展を祈念しております。

開催要項

名　　称　：　第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム

目　　的　：　筑波技術大学及び日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、特に聴覚障害学生への支援体制が充実し、積極的な取り組みを行ってきている大学・機関と共同で、聴覚障害学生支援に関するノウハウを積み重ね、先駆的な事例の開拓を行ってきた。一方、我が国では平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、障害者への不当な差別的取り扱いは禁止、高等教育機関においても、国公立大学では合理的配慮の提供が法的義務、私立大学で努力義務となった。

本シンポジウムでは、そのような情勢を鑑み、全国の大学における聴覚障害学生への支援実践に関する情報を交換するとともに、筑波技術大学ならびにPEPNet-Japanの活動成果をより多くの大学・機関に対して発信することで、今後の高等教育機関における聴覚障害学生支援体制発展に寄与することを目的とする。

日　　時　：　2017 年 10 月 28 日（土）14 時～17 時
2017 年 10 月 29 日（日）10 時～16 時

会　　場　：　札幌学院大学（北海道江別市文京台 11 番地）

対　　象　：　全国の大学等で障害学生支援を担当する教職員、聴覚障害学生、及び支援者
その他高等教育機関における障害学生支援に関心のある方々

主　　催　：　日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）
国立大学法人筑波技術大学

共　　催　：　札幌学院大学

協　　力　：　北海道大学
北海道情報大学
北海学園大学
北星学園大学
北翔大学
酪農学園大学

後　　援	：	文部科学省 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） 北海道教育委員会 NHK 札幌放送局 UHB 北海道文化放送 HTB 北海道テレビ HBC 北海道放送 テレビ北海道 STV 札幌テレビ放送 朝日新聞北海道支社 読売新聞北海道支社 毎日新聞北海道支社 日本経済新聞社札幌支社 北海道新聞社
参　加　費	：	無料
大　会　長	：	皆川雅章　（札幌学院大学）
副大会長	：	新國三千代（札幌学院大学）
実行委員長	：	石原保志（筑波技術大学）
事務局長	：	白澤麻弓（筑波技術大学）
幹　　事	：	萩原彩子（筑波技術大学） 磯田恭子（筑波技術大学）
実行委員	：	松川敏道・藤野友紀・廣嶋進・尾崎貴司・青木美保（札幌学院大学） 伊藤康弘（北海道大学）・加藤喜久子（北海道情報大学） 鈴木美佐子・岡本泰典（北海学園大学） 田実潔・前村俊一郎・佐々木薫・尾形亜由美・北野麻紀 （北星学園大学） 入江智也（北翔大学）・須賀朋子・森重尚子（酪農学園大学） 須藤正彦・佐藤正幸・三好茂樹・河野純大・中島亜紀子 石野麻衣子・吉田未来・平良悟子・小暮聡子・廣田春夫 （筑波技術大学）
協　　力	：	藤井直美（北海道大学） 学生アルバイトの皆様 （札幌学院大学・北海道情報大学・北翔大学・酪農学園大学 筑波大学・筑波技術大学）

プログラム

10 月 28 日（土）

アフタヌーンセッション　　【 】内は会場

	聴覚障害学生に関する 実践事例コンテスト 【Ｇ館８階】	展示 【Ｇ館８階】
14:00	14:00～15:15 ＜前半発表＞ ・札幌学院大学 Ｂ 交流カレンダー ・筑波技術大学 大学院 技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻 ・金沢星稜大学 障がい学生支援チーム ・宮城教育大学 Ａ 大学院 ・松山大学 障がい学生支援団体　ＰＯＰ ・千葉大学 ノートテイク会 ・日本福祉大学　学生支援センター ・愛媛大学 障がい学生支援ボランティア （ＣＢＰ） ・九州ルーテル学院大学	14:00～17:00 ・北海道地区大学における 聴覚障害学生支援 活動紹介 ・北海道地区関連団体紹介 ・PEPNet-Japan 連携大学・機関 活動紹介 ・筑波技術大学　活動紹介
	15:30～16:45 ＜後半発表＞ ・札幌学院大学 Ａ 学外実習 ・札幌学院大学 Ｃ ノートテイカー育成講習会 ・北星学園大学 アクセシビリティ支援室 Note Takers ・北翔大学 ・宮城教育大学 Ｂ 学生運営スタッフ ・首都大学東京 ダイバーシティ推進室 ・愛知教育大学 情報保障支援学生団体「てくてく」 ・立命館大学 つながる ・東北福祉大学 障がい学生サポートチーム ・大阪教育大学 障がい学生修学支援ルーム	
17:00	終了	終了

	教職員実践事例発表 【Ｇ館７階】	事例討論会 【Ｇ館７階】	ミニセミナー 【Ｇ館１階 ホール】
14:00			
	14:15～15:15 ＜前半発表＞ ・北海道大学 情報科学研究科 ・東北福祉大学 障がい学生支援室 ・明治学院大学 学生サポートセンター ・関西学院大学 総合支援センター ・大阪大学 キャンパスライフ 健康支援センター　Ａ ・日本学生支援機構 学生生活部 障害学生支援課	14:15～15:00 手話通訳による支援の 現状と課題 ファシリテーター： 金澤貴之氏 （群馬大学）	14:30～15:30 北海道地区関連団体の 紹介 司会： 岩田吉生氏 （愛知教育大学）
	15:45～16:45 ＜後半発表＞ ・宮城教育大学 しょうがい学生支援室 ／東北福祉大学 障がい学生支援室 ・筑波技術大学 障害者高等教育研究 支援センター ・東京学芸大学 障がい学生支援室 ・首都大学東京 ダイバーシティ推進室 ・群馬大学 学生支援センター 障害学生支援室 ・大阪大学 キャンパスライフ 健康支援センター　Ｂ ・公益財団法人 大学コンソーシアム 京都　学生交流事業部	15:30～16:15 補聴援助を必要とする 学生に対する支援の 現状と課題 ファシリテーター： 佐藤正幸氏 （筑波技術大学） 加藤哲則氏 （愛媛大学） ＊14:00～15:00 懇談コーナーを 設けました。 （体制の立ち上げ、 支援者の養成など）	16:00～17:00 「第二次まとめ」を読む ―障害のある学生の修 学支援に関する検討会 報告の概説― 司会： 梶山玉香氏 （同志社大学） 講師： 村田淳氏 （京都大学）
17:00	終了	終了	

10 月 29 日（日）

分科会および全体会

	分科会１ 【Ｄ－２０２】	分科会２ 【Ｂ－２０２】	分科会３ 【Ｄ－２０１】	分科会４ 【Ｂ－２０１】
10:00	基礎講座 「のぞいてみよう！大学の聴覚障害学生支援」 司会： 須賀朋子氏 （酪農学園大学） 講師： 池谷航介氏 （岡山大学） 森重尚子氏 （酪農学園大学） 辻川南氏 （酪農学園大学卒業生） 太田琢磨氏 （愛媛大学）	10 年後の聴覚障害学生支援のあり方について考える—北海道から語る地域連携とリソース共有— 司会： 藤野友紀氏 （札幌学院大学） 講師： 新國三千代氏 （札幌学院大学） 佐々木薫氏 （北星学園大学） 土橋恵美子氏 （同志社大学） 三輪紅氏 （要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」）	教育の質保証と障害学生支援のあり方をめぐる問題—合理的配慮と教育の質の間のジレンマ— 司会： 松川敏道氏 （札幌学院大学） 講師： 田口達也氏 （愛知教育大学） 中野聡子氏 （大阪大学） 柏倉秀克氏 （日本福祉大学）	聴覚障害学生の意思表明を支える関わりとは 講師： 吉川あゆみ氏 （関東聴覚障害学生サポートセンター） 甲斐更紗氏 （九州大学/関東聴覚障害学生サポートセンター） 有海順子氏 （山形大学/関東聴覚学生サポートセンター） 益子徹氏 （日本社会事業大学/関東聴覚障害学生サポートセンター）
12:00	昼食休憩			
13:00	全体会　【Ｇ館１階 ホール】 ・主催者挨拶 ・来賓挨拶 ・PEPNet-Japan 新体制についての説明 ・パネルディスカッション 「障害者差別解消法から１年を経て考える—障害学生の権利・教育機関の役割—」 司会：伊藤康弘氏（北海道大学） 講師：松﨑丈氏（宮城教育大学） 武田太一氏（日本福祉大学 卒業生） 石原保志氏（筑波技術大学） ・聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2017 表彰式 ・閉会挨拶			
16:00	終了			

アフタヌーン
セッション
報告

「聴覚障害学生支援に関する実践事例コンテスト 2017」

報告者：PEPNet-Japan 事務局

本シンポジウムでは、全国の大学・団体が日頃実践している支援の取り組みを発表し、参加者同士の情報交換を行うとともに、関係者の創意工夫やアイディアの斬新さを表彰するコンテスト企画を毎年設けている。

今年は過去最多タイの 19 団体からご応募いただき、当日は会場のあちこちで充実した情報交換が行われていた。日頃の実践から先進的な取り組みまで、幅広いテーマが扱われ、「どのようにすれば障害の有無に関係なく多くの人に伝わるか」を真剣に考え工夫した団体が多かったのも、今回のコンテストの特徴だったと言える。

参加者には投票用紙を配布し、「ぜひ参考にしたい」と思う内容を発表していた団体に対し、裏に応援コメントをお書き添えの上投票していただいた。多くの票を集めた４団体、及び、プレゼンテーションの評価が高かった１団体には、全体会にて実行委員・来賓の皆様より表彰状と楯が授与された。その他の団体には、奨励賞として賞状と記念品が授与された。

写真　コンテスト会場の様子

写真　説明する学生

写真　説明する学生

写真　コンテスト会場の様子

投票および審査結果

PEPNet-Japan 賞

大阪教育大学　障がい学生修学支援ルーム

準 PEPNet-Japan 賞

東北福祉大学　障がい学生サポートチーム

グッドプラクティス賞

北星学園大学　アクセシビリティ支援室 Note Takers

新人賞

首都大学東京　ダイバーシティ推進室

プレゼンテーション賞

九州ルーテル学院大学

奨励賞

札幌学院大学 A　学外実習
札幌学院大学 B　交流カレンダー
札幌学院大学 C　ノートテイカー育成講習会
筑波技術大学 大学院 技術科学研究科 情報アクセシビリティ専攻
金沢星稜大学　障がい学生支援チーム
北翔大学
宮城教育大学 A　大学院
宮城教育大学 B　学生運営スタッフ
松山大学　障がい学生支援団体　POP
愛知教育大学　情報保障支援学生団体「てくてく」
千葉大学　ノートテイク会
立命館大学　つながる
日本福祉大学　学生支援センター
愛媛大学　障がい学生支援ボランティア（CBP）

（順不同）

受賞団体のポスターについては、108ページ以降に掲載している。奨励賞も含めた全てのポスターは、当日資料及びPEPNet-Japanホームページのシンポジウム報告ページにも掲載しているので、ぜひご覧いただきたい。

また、今回は第10回目のコンテストということで、記念企画として過去にPEPNet-Japan賞を受賞したポスターを展示した。これまでの歩みを振り返る貴重な機会になったように思う。

本コンテストにご来場、ご投票くださった皆様に感謝を申し上げるとともに、多くの時間をかけて準備してくださった出場校の皆様、また審査員、プレゼンターをお引き受けいただいたご関係の皆様に、この場を借りて御礼申し上げたい。

写真　投票場所の様子

写真　表彰の様子

写真　過去の受賞ポスター
（開場前の様子）

写真　受賞団体の集合写真

「教職員による聴覚障害学生支援実践発表 2017」
報告者：PEPNet-Japan 事務局

内容

大学等で聴覚障害学生への支援を実践している教職員等から、日々の支援事例や新たな研修の試み、今後の課題など実践発表を事前に募集し、13 件の応募が寄せられた。

当日は、発表者を 2 グループに分け、前後半 1 時間ずつの発表時間を設定し、ポスターセッションを実施した。開始直後から多くの参加者がポスター会場を訪れ、各ブースで発表者と熱心に意見を交わされた。支援に関わる情報交換にとどまらず、他大学の教職員との交流の場にもなっている様子が見受けられた。また、今回は大学院生による支援システム開発に関する発表、日本学生支援機構や大学コンソーシアム京都等、大学以外の機関による障害学生支援に関わる発表もあり、障害学生支援を取り巻く他機関との連携について、参加者が関心を持つ機会を提供いただけた。

写真　発表者と参加者の様子

「教職員による実践発表」という企画スタイルを設け 2 年目となったが、発表の応募者も増え、当日は活発なやり取りを通して情報交換を深める様子が各所で見られた。日々の実践を自ら発表したい、あるいは、直接やり取りしながら情報を得たいという、本シンポジウムの参加者のニーズに非常に適した企画として定着しつつある。発表内容も、実施報告にとどまらず課題の分析や問題提起に踏み込むものが見られ、こうした企画を年々積み重ねていくことの意義は大きいと思われる。今後も、参加者の方々が発表しやすく、十分に情報交換を深められる場を作れるよう、発表時間の設定や会場配置など、工夫を重ね継続していきたい。

発表者一覧

【前半発表】　（〇は主担当者（筆頭者））

タイトル	機関名及び発表者
PC ノートテイク分析によるアシスタントシステムの検討	北海道大学大学院　情報科学研究科 〇平井康義　伊藤敏彦
障がい学生支援活動を担う学生団体の育成	東北福祉大学　障がい学生支援室 〇笠岡望（元職員）　伊藤博子　遠藤順子
ノートテイカー養成におけるオンライントレーニング導入の試み	明治学院大学　学生サポートセンター 〇岡田孝和　冨岡美紀子　親松紗知
関西学院大学における修学支援が必要な身体障がい学生の入学までの支援プロセス　―学内外支援機関との連携について―	関西学院大学　総合支援センター 〇松浦考佑　生野茜
包括的なノートテイク支援ガイドラインについての作成	大阪大学　キャンパスライフ健康支援センター 〇中野聡子　楠敬太　望月直人　諏訪絵里子　吉田裕子
「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」における聴覚障害学生への授業支援に関する分析報告	日本学生支援機構　学生生活部　障害学生支援課 〇湯浅哲也　周英實　名川勝

【後半発表】

タイトル	機関名及び発表者
大学間支援がもたらす効果 ―双方の課題解消につながる取り組み―	宮城教育大学　しょうがい学生支援室 〇及川麻衣子　前原明日香　佐藤晴菜 東北福祉大学　障がい学生支援室　伊藤博子
パソコンノートテイカー養成の実践 ―「障害者高等教育拠点」の取組から―	筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター 宇都野康子
学校教員養成課程における聴覚障害学生支援の成果と課題	東京学芸大学　障がい学生支援室 〇森脇愛子　林安紀子
ダイバーシティ推進事業を基盤とした聴覚障がい学生支援の開始	首都大学東京　ダイバーシティ推進室 横山正見
大学における手話通訳体制の実現に向けた課題 ―群馬大学におけるこれまでの実践と学術手話サポーター養成事業―	群馬大学　学生支援センター　障害学生支援室 〇金澤貴之　二神麗子　川端伸哉
コミュニティ手話通訳者のための学術手話通訳講座 ―日本手話通訳をモデルとして―	大阪大学　キャンパスライフ健康支援センター 〇中野聡子　楠敬太　望月直人　諏訪絵里子　吉田裕子
大学連携組織による聴覚障害学生支援の取り組み	（公財）大学コンソーシアム京都　学生交流事業部 〇藤井啓太郎　筑田一毅

「展示企画」

報告者：PEPNet-Japan 事務局

内容

聴覚障害学生に対する情報保障やコミュニケーション支援に関して、幅広い情報を得られる場として、さまざまな展示を行った。情報保障支援機器に関する展示、筑波技術大学における各種プロジェクトの取り組み紹介、PEPNet-Japan の活動や各連携大学・機関の活動紹介など例年発信している情報に加え、今回は北海道地区での開催にちなみ、北海道内の各大学における支援活動の紹介と、北海道地区関連団体による活動紹介の場も設けた。開催地域の関連団体が展示に参加する試みは初めてであったが、北海道内の参加者にとどまらず、他地域の学生や教職員がブースに足を運び、各団体の活動について熱心に質問する様子も見られた。

さらに、展示会場の一角を「懇談コーナー」として、PEPNet-Japan 運営委員やシンポジウム実行委員の教職員が参加者の話を伺いながらアドバイスや情報を提供する場を設けた。初めてシンポジウムに参加した方やこれから支援体制を構築しようという教職員の方がコーナーを訪れ情報収集に活用されていた。他にも、会場内にフリースペースを活用し、各種展示を見て情報収集しながら、参加者同士の交流や情報交換も深められる企画となった。

企画一覧

【北海道地区関連団体等　活動紹介】

・札幌市内ろうあ者相談員
・北海道高等聾学校
・さくら補聴器センター
・要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」

【北海道地区大学における聴覚障害学生支援　活動紹介】

・北海道大学　・北海道情報大学　・北海学園大学
・北星学園大学　・北翔大学　・酪農学園大学

【日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）活動紹介】

・PEPNet-Japan 活動紹介パネル
・PEPNet-Japan 成果物（各種教材、報告書等）展示
・連携大学・機関活動紹介パネル

【筑波技術大学　活動紹介】

・産業技術学部／障害者高等教育研究支援センター紹介パネル
・障害者高等教育拠点事業　活動紹介パネル

・補聴相談　活動紹介と相談対応
（筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター　教授　佐藤正幸）
・聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業（高大連携プロジェクト）
（筑波技術大学　産業技術学部　教授　谷貴幸）
・ろう者学教育コンテンツ開発プロジェクト
（筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター　教授　大杉豊）

【筑波技術大学　機器展示】
・遠隔情報保障システム「T-TAC　Caption」
（筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター　准教授　三好茂樹）
・ウェブベース遠隔文字通訳システム「captiOnline」
（筑波技術大学　産業技術学部　准教授　若月大輔）
・人の視覚特性を考慮した字幕の点数化
（筑波技術大学　産業技術学部産業情報学科 4 年　吉家泰地）

【懇談コーナー】
アドバイザー　みやぎ DSC／PEPNet-Japan 運営委員　高橋明美
北星学園大学／シンポジウム実行委員　北野麻紀
北翔大学／シンポジウム実行委員　入江智也

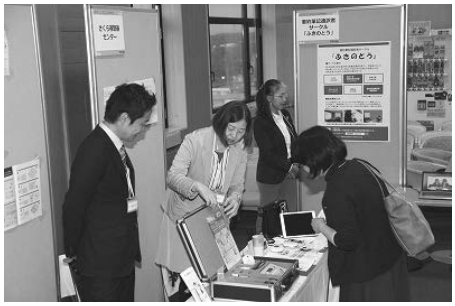
写真　北海道地区関連団体の展示

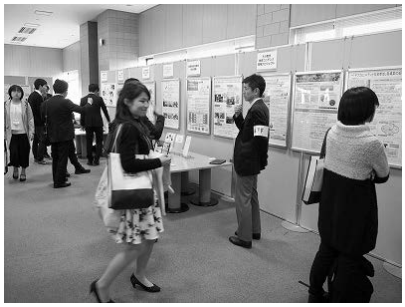
写真　筑波技術大学活動紹介の様子

【事例討論会】

「手話通訳による支援の現状と課題」

報告者：PEPNet-Japan 事務局

企画趣旨

障害者差別解消法の施行を受け、各高等教育機関においては、支援体制のあり方や合理的配慮の提供について法律の考え方に基づく対応が求められている。各高等教育機関において支援上の課題一つひとつを円滑に解決し支援を充実させていくためには、機関間の壁を越え、それぞれの持つ支援経験や情報、悩みを交換しながらノウハウを共有・蓄積していく場が必要であると言える。本討論会は、そうした情報の蓄積・共有を実践する場として、大学で徐々に支援実践が蓄積されつつある「手話通訳による支援」について、参加者間の意見交換を通した解決策の検討を行う。

ファシリテーター

金澤貴之氏（群馬大学　教育学部　教授）

内容

本企画には大学の教職員や聴覚障害当事者、聴覚特別支援学校教員、手話通訳者等、約 10 名が参加した。参加者の自己紹介の後、ファシリテーターの金澤氏から「現在国内で、定常的に授業に手話通訳を配置できる体制を整えている大学はほとんどない」という現状が確認された上で、どうすればそのような体制が可能になるかについて、意見交換が進められた。

１．学生のニーズに応じて授業に手話通訳をつけるには

まず、大学教職員の参加者から、手話通訳を提供した事例が紹介され、意見交換と論点整理が行われた。

【事例】

グループワークを行う必修授業に参加する聴覚障害学生への情報保障で、他の学生にはパソコンノートテイクをつけてきたが、情報が追いつかず議論に入れないという本人の心理的な負担から、文字通訳ではなく手話通訳をつけてほしいというニーズがあり、対応した。その時は予算面でも対応可能だったため、地域の派遣センターに依頼して手話通訳をつけた。パソコンノートテイクではなく手話通訳が必要な理由として、

・パソコンノートテイクだと、実際の発言より２～３テンポ遅れて情報が表示されるため議論に参加できない。手話通訳のほうが、同時性がある。
・自分が発言したい時、パソコンだとどうしても時間がかかってしまうため手話通訳を利用したい。

とのニーズだった。

【ファシリテーターのコメント】

手話通訳の場合、地域の派遣センターに 2 名依頼すると 1 コマあたり 10,000~25,000 円（地域差あり）程度の費用が必要で、これは支援学生にパソコンノートテイクを依頼する場合の 5~10 倍にあたる。大学としては、なぜ手話通訳でなくてはならないかという根拠を鑑みて、この費用を出すべきか判断する必要が生じてしまう。

例えば事例の中で挙げられたタイムラグの問題は、プロジェクターに文字通訳を投影し、全員が文字を確認してから発言するというルールを徹底すれば解決を図れることもある。また、聴覚障害学生が発言する際はパソコンに打ち込むこととし、時間がかかることを全員が理解した上で進めれば、問題は解消し、5 分の 1 の予算でパソコンノートテイクによる情報保障を行うという方法で済むこととなる。

また費用面の対策の例として、群馬大学では障害学生サポートルームの手話通訳ができる職員一人と、大学が直接雇い入れる形の登録通訳者 17 名で運用している。県の聴覚障害者連盟と直接交渉し、通訳者の身分保障は県から派遣される場合と変わらず、年間 144 コマの授業に対応することが可能になり、大学としては大幅なコストダウンも図ることができた。

一方で、事例における手話通訳が必要な理由として、「タイムラグが少ない」、「双方向性がある」という点は説明しやすいが、本当のポイントは、聴覚障害学生にとって韻律的要素を含んだ唯一の手段が手話であり、生きた言語として情報保障できるのは手話通訳だけ、という点が大きい。このことを踏まえると、さまざまなことを身につけられる大切な大学４年間の時期に、予算を投じて手話通訳による情報保障を用意する必要性はあると言える。

２．障害者差別解消法と手話

続いて、実際に大学職員から寄せられた相談事例から、法律と関わりのある案件について紹介され、合理的配慮の提供の考え方について確認がなされた。

【事例】

聴覚障害生から、パソコンノートテイクは文字情報が多く読むのが大変なので、手話通訳がほしいと相談を受けている。自治体で手話言語条例が制定されれば、手話通訳を配置しなければならなくなるのか。

【ファシリテーターのコメント】

この件は、手話言語条例ではなく障害者差別解消法の中で合理的配慮がどのように規定されているかを考える必要がある。法律では、「手話通訳をつけなければならない」と定めているわけではないが、合理的配慮の提供については「個別的具体的に検討する」と述べられている。

「うちの大学では手話通訳は提供しないことになっている」、「過去に在籍した先輩はパソコンノートテイクを使っていたので手話通訳は提供できない」という説明は、“個別的具体的に”検討したとは言えず抽象的なルールを伝えているにすぎない。個々の学生と向き合って話したときに、先ほどの例のようにタイムラグが生じて困るなど具体的な問題が浮かび上がってきて、なぜ手話通訳が必要かがわかってくることもある。双方で歩み寄った上で、本人の言い分をできるだけ実現するよう、建設的対話が求められる。そして、「ゼミのすべてに手話通訳をつけるのは難しいが、本人が発表する回だけは手話通訳を手配する」というような、個別的な解決に至ることになる。

先日起きた、航空会社が車椅子利用者の搭乗を拒否したという一件は、初期対応の重要性を物語っている事例と言える。大きな問題に発展させないためには、初期の段階から建設的対話のプロセスを踏むことが必要である。

３．まとめ

最後にファシリテーターの金澤氏より、手話通訳支援に取り組む重要性について以下のように述べられた。

よい通訳者さえいれば手話通訳を希望したい状況であるにも関わらず、通訳者の質のばらつきが大きいというリスクを考慮して、手話ではなく文字通訳を希望する。そうした判断を、学生が行っている実情もある。大学はそれに甘んじていいのかと考えてほしい。

学内に手話や手話通訳のことがわかる職員がいることは非常に重要で、自分の大学では難しいという意見もあるかもしれないが、聴覚障害学生の完全参加という権利の問題と捉えれば、どの大学も考えなければならない。すぐに実現できないとしても、目を背けず少しずつ状況を変えていかなくてはならない。

４．企画を終えて

討論会を終えて、ファシリテーターより以下のコメントをいただいた。

【金澤貴之氏】

聴覚障害学生の皆が全ての授業において手話通訳が必要であるわけではない。しかし、それを求める学生は確実に一定割合存在し、そのニーズは十分に正当なものでもある。そうであるにも関わらず、手話通訳で情報保障を行う体制が整っていかない現実がある。その背景には、コスト面、人材面などもあり、一筋縄ではいかない問題ではある。しかしながら、まず何よりも、手話通訳でなければ応えられないニーズが確かにあるということ、そして「パソコンノートテイクでも構いません」と言っている学生にも内在しているかもしれない手話通訳ニーズに気づくことといった、関係者の意識を変えていくことが最も重要なのではないだろうか。

【事例討論会】

「補聴援助を必要とする学生に対する支援の現状と課題」

報告者：PEPNet-Japan 事務局

企画趣旨

障害者差別解消法の施行を受け、各高等教育機関においては、支援体制のあり方や合理的配慮の提供について法律の考え方に基づく対応が求められている。各高等教育機関において支援上の課題一つひとつを円滑に解決し支援を充実させていくためには、機関間の壁を越え、それぞれの持つ支援経験や情報、悩みを交換しながらノウハウを共有・蓄積していく場が必要であると言える。本討論会は、そうした情報の蓄積・共有を実践する場として、大学で徐々に支援実践が蓄積されつつある「補聴援助を必要とする学生への支援」について、参加者間の意見交換を通した解決策の検討を行う。

ファシリテーター

佐藤正幸氏（筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター　教授）

加藤哲則氏（愛媛大学　教育学部　准教授）

内容

本企画には大学の教職員や補聴器メーカーの担当者等、約 10 名が参加し、支援を実施する中で生じている課題や、問題解決のために行っている取り組みなどについて情報交換が行われた。はじめに各参加者から自己紹介とともに支援上の課題が挙げられ、それらをファシリテーターが 2 つの論点に整理し、討論が進められた。

１．ディスカッション時の運用ルールについて

複数名から発言が飛び交うディスカッションの場面は、補聴援助システムのニーズが高い一方で、効果的に活用するのが難しい状況が起きやすいため、参加者から現場で作っているルールや工夫について以下のような事例が挙げられた。

・挙手し、名前を名乗ってから発言する
・マイクを持っている人が発言をする（同時に 2 人以上が発言しない）
・授業中に何かトラブルが起きた時、どんな状況だったかを丁寧に学生と確認する
・そのつどマニュアルを参照しながら補聴システムについて確認し、解決策を考える

この中で、「ルールを徹底し、マイクは複数でなく 1 本だけで運用して奏功した」という事例がある一方で、「ゼミの活発なやりとりを止めたくないとの先生の意向があり、マイクを追加し複数で運用している」という例も挙げられ、次のような意見が交わされた。

・タッチパネル型のマイクは、卓上に置いて数名の声を 1 台で拾う機能があり、マイク回しをせずに済む。ただし、進め方や話し方のルールを設けなければきちんと聴こえる環境は作れない。
・当事者としては、マイクが複数あったとしても、一人の発言者の声だけが聴ける状況であってほしい。複数名の声が入ってきても、誰の発言なのかわからなくなる。
・利用者の意見を聞いてみると、「話すときはマイクを手に持つ」という、慣れた行動が伴うとわかりやすい面がある。ルール徹底の難しさはあるが、1 本のマイクを回すほうが、結果的に聴きやすい環境になるとの反応もある。

様々な意見や事例が挙げられたが、システムの利用者でもあるファシリテーターの佐藤氏からは、議論の盛り上がりを大切にしたい教員の思いも受け止める一方、一人ずつ話さなければ聴覚障害学生の聴きやすさにはつながらないという点が強調された。

２．補聴器と補聴援助システムの相性について

続いて、「学生が使っている補聴器とシステムが合わなくて使えない」というケースについて、以下のような例が挙げられた。
・高校まで FM 補聴器を使っていた学生が、大学入学後にデジタルワイヤレスシステムを使ってみたところ、教室内で音が途切れたり聴こえなったりすることがあった。補聴器を変更しなくてもシステムが使えるということだったが原因がわからない。
・補聴援助システムを使うためには、補聴器に T コイル（T 設定）[1] があるかどうか確認が必要だが、学生本人が補聴器の設定を把握できていないため、調整できないことがよくある。
・補聴器の故障（ハード面）とシステムとの不具合（ソフト面）とが同時に出てしまい、活用できない期間が長くなって学生の利用意欲が減退してしまった。
・多くの軽度難聴学生が使っているディープカナル型[2] の補聴器は T 設定がなく、デジタルワイヤレスシステムが使えない。
・本当はシステムに対応しているはずなのに使えないという場合、どのような方法でペアリングしているかという問題になる。本人だけではわからないこともあるため、ぜひ大学や自宅近隣の補聴器専門店とつながって相談してほしい。

---

[1] T コイルは誘導コイルのことで、磁気を使って補聴器内で電流を発生させ、音に変換する。FM 補聴システム等を利用する際はこの機能が必要で、デジタル補聴器では、T 設定というプログラムを組み込んでおくことで利用できる。
[2] 耳穴に深く挿入するカナル型補聴器の中でも、特に小型のタイプのもの。装用してもほとんど目立たない。

３．まとめ

最後にファシリテーターの加藤氏より、現在は音声認識を活用した文字表示のシステムと補聴援助システムをペアリングして使っているという事例が紹介された。併せて、音声認識を併用したとしても複数名の声が一斉に入ると誤認識が生じてしまうため、修正するための人材が必要になってくるという例も紹介された。機械化したいと考えてシステムを使っても、一人ずつ話すというルールを徹底しなければ、結局は人的支援が必要な状況になってしまうということが、補聴援助システム導入の重要な留意点として確認された。

４．企画を終えて

討論会を終えて、ファシリテーターより以下のコメントをいただいた。

【佐藤正幸氏】

今回の事例討論会では 2 つの論点があったように思われる。まず、補聴援助システムは何のために？ということである。議論を活発にすることは大事であるが、あくまでもシステムは聴覚障害学生の聴きやすさのためにあるので、マイクを持った人のみが発言できるというルールを整理する必要がある。もう一つは補聴援助システムを利用するにあたって、聴覚障害学生自身が自分の補聴器と補聴援助システムが接続できるかどうかを理解しておく必要がある。併せて支援担当者に対しても補聴器の基礎知識など情報提供をする必要があると考える。

【加藤哲則氏】

補聴器や人工内耳を装用し聴覚を活用している聴覚障害学生の大学での学びや授業スタイルの多様化に伴って、補聴器や人工内耳の限界とその限界を拡げる補聴援助システムの活用が重要である。これまでのスクール形式での講義であれば上手く活用できた補聴援助システムでも、実習や演習・ゼミなどの討論では上手く活用できない場面があること、補聴援助システムと他の支援機器との接続等のよって支援の幅が広がる等、さまざまな課題や新たな試みに対応できるような、各大学・機関間のつながりといったソフト面の充実も必要であると考える。

【ミニセミナー】

「北海道地区関連団体の紹介」

報告者：PEPNet-Japan 事務局

企画趣旨

各高等教育機関においては、障害学生支援の体制構築や充実が図られつつあるが、学外にあるリソースと連携することによってより一層の体制充実が期待できる。聴覚障害学生支援に関して情報や協力を得られる学外機関として、どのようなものがあるのか、また聴覚障害学生本人が活用できる地域リソースにはどのようなものがあるのか。

本企画では、シンポジウム開催地である北海道地区において、大学と連携可能な地域の各関連団体について紹介することを目的とし、３団体からの活動紹介を行った。

司会

岩田吉生氏（愛知教育大学　特別支援教育講座　准教授）

講師

菅野弘尊氏（北海道高等聾学校　教頭）

丸山 修氏　（北海道高等聾学校　教諭）

三輪 紅氏　（要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」）

福島太郎氏（札幌市白石区役所　ろうあ者相談員）

内容

本企画は愛知教育大学岩田吉生氏の司会により進められた。まず、北海道高等聾学校の菅野弘尊教頭より、北海道高等聾学校の取り組みについて紹介がなされた。現在北海道内には 7 校の聾学校があり、そのうち高等部は小樽市銭函の北海道高等聾学校 1 校のみである。学科は普通科と職業科（産業技術科、生活情報科、クリーニング科）、2 年課程の専攻科として情報デザイン科があり、現在は 51 名の生徒が在席している。また、相談事業として普通校に在籍する高校生や、大学生の補聴相談や学業に関する相談にも対応されていることが説明された。次に同校の丸山修教諭より、高等聾学校で活用している情報保障システムについて紹介がなされた。生徒達の視線移動を減らすため、字幕と映像を同時に表示させるシステムを安価で構成し活用しており、この事例については、この事例については、「パソコン要約筆記用ソフト IPtalk」のホームページ内にも掲載さ

写真　高等聾学校における情報保障システムの紹介

れているとのことである。

次に、札幌市の要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」の三輪紅氏より、要約筆記ならびに日頃の活動について報告がなされた。要約筆記は「速く、正しく、読みやすく」の三原則を目指している。札幌市では障害者の意思疎通手段を獲得するための条例として「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（略称：障がい者コミュニケーション条例）が平成 29 年 12 月に施行されることを受け、今後要約筆記等も様々な障害者の社会参加に利用されると思われる。要約筆記の派遣は公的派遣と私的派遣があり、サークルとして私的派遣にも対応しており、大学等での式典・講座・スクーリング等にも対応している。それとともに、大学でのパソコンノートテイカー養成講座講師なども担当していることが報告された。司会からも、今後大学とも更に連携が必要になるだろう、と述べられた。

写真　要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」の紹介

最後に、ろうあ者相談員の活動について、札幌市白石区役所ろうあ者相談員の福島太郎氏より報告をいただいた。ろうあ者相談員は聴覚障害者の福祉・生活および権利を守るために、生活の中での困り事や悩みに対する助言・アドバイスを行っている。全国で約 200 名の相談員（聴覚障害者、聞こえる人いずれの場合もあり）が活動しており、自治体や情報提供施設、ろうあ者団体等に「ろうあ者相談員」または「生活支援員」という様々な肩書きで設置されている。北海道内では 18 名の相談員（聴覚障害当事者）が自治体・法人に設置されて対応している。生涯を通して年代や時期により様々な悩み事があり、例えば 18 歳～30 歳では大学や会社などで人間関係での悩みや障害受容ができないなど、メンタルに関わる悩みにより相談に来る方が多いとのこと。相談者から話を聞き、必要な制度や関係機関に繋げる、聞こえる人に対して聴覚障害の特性やコミュニケーションについてのアドバイスを行うなど、悩み事の解決が図れるように様々なサポートを行っている。相談に行くことが出来ず一人で悩みを抱えている人がいたら、ぜひ勇気を出して来て欲しいし、保護者の方にもろうあ者相談員がいることを知って頂きたい、とのコメントで結ばれた。

写真　ろうあ者相談員活動の紹介

司会からは、3 つの報告を通じて是非各大学でも研修会講師等でお話を伺う機会を設けてはどうか。例えば大学に入る前の修学環境について聾学校の教員から教えて頂いたり、支援者対象の研修で要約筆記団体の方に講師を依頼して技術研修を行う。またろうあ者相談員の方からは聴覚障害学生だけでなく、教職員も大学卒業後の生活について把握するための学びの機会を作ってはどうか、というコメントとともに、今後北海道内で大学と関係機関の連携が更に広がることへの期待が寄せられた。

【ミニセミナー】

「「第二次まとめ」を読む
―障害のある学生の修学支援に関する検討会報告の概説―」
報告者：PEPNet-Japan 事務局

企画趣旨

障害者差別解消法が施行されて１年が経過し、各高等教育機関においては、支援体制のあり方や合理的配慮の提供について法律の考え方に基づく対応が求められている。文部科学省では、2016 年度に「障害のある学生の修学支援に対する検討会」を開き、法律を受けて高等教育に求められる考え方や支援の方向性について報告をまとめている。

本企画は、文部科学省「障害のある学生の修学支援に対する検討会報告（第二次まとめ）」（以下、二次まとめ）の中で特にポイントとなる内容や関連する法律について解説し、改めて大学における障害学生支援のあり方の基礎について理解を深めることを目的とした。

司会

梶山玉香氏（同志社大学　法学部　教授）

講師

村田 淳氏　（京都大学　学生総合支援センター　准教授）

内容

同志社大学　梶山玉香氏の司会のもと、障害のある学生の修学支援に関する検討会委員を担われていた京都大学学生総合支援センター准教授　村田淳氏より説明が進められた。（資料は当日資料参照）

権利条約批准に向けた様々な法改正の取り組みが関連し、障害者差別解消法の施行に至った。法制定を受け、障害学生支援のポイントを見るために検討会が開かれ、二次まとめの報告となっている。内容としては 2012 年に作成された一次まとめとの関連性も強いので、あわせて読んで頂きたい。今回は特にポイントとなる点について説明を行う。

はじめに、の部分では二次まとめをどう読んで欲しいのかがまとめられ、「大学等においては学長や校長等の経営トップを含む教職員全員がこの考え方を理解することが不可欠」と書かれている。差別解消法への対応は個別の支援がうまくいけばいいのではなく、それを支える組織的基盤が重要であるということである。

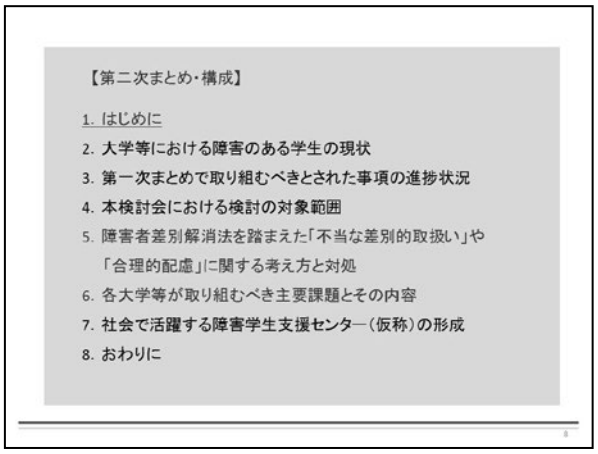

図　第二次まとめ・構成

5番目の項目、「障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処」について。不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮は、大学等では組織として当然に行わなくてはいけないと位置づけられ、更に「コンプライアンス」という言葉が使われている。「学長等のイニシアティブの発揮と特定の教職員任せにならない組織としての取組」について、これは多くの大学でよくある問題である。支援室ができたからそこで何とかして下さい、という訳にはいかない。学生が大学に来て学ぶ、試験を受ける、そうした権利を他の学生と同等に行使するためのアプローチとして支援がある。障害学生だからどのような支援か、支援室やコーディネート担当教職員が主役になるような見え方ではなく、学生が所属している学部や授業担当教員も支援の中心で関わることが求められる。

写真　村田氏

「合理的配慮」という言葉について、改めて確認をしたい。多くの教職員は「大学に課せられている責務」を捉えている印象を受ける。特に「配慮」という日本語について、日常的に用いる場合には「○さんに配慮する」「○先生から配慮してもらう」という場面で一方的なアプローチとして使うイメージがある。さらに「配慮」を別の言葉に置き換えるとすると、「合理的な支援」「サービス」「待遇」などの言葉を思い浮かべる人が多いと思う。しかし、権利条約の原文では、その場に応じた課題や、修正をかけるというニュアンスで用いられている。つまり、日本語での印象は一方向になるが、元の英語では双方向で相互作用のある言葉であり、この違いはとても大きい。その環境で学生本人が困るから何かをするのではなく、その場には教育を受ける権利のある学生がいて、その学生が他の学生と同じように権利を行使できていないことに対してその環境内（授業や事務手続き、必要な支援など）で調整する、双方向的なものであることが大前提となっている。例えば耳が聞こえない学生にノートテイクを付けましょうとなった場合、考え方として「聞こえなくて困るから支援する」という文脈とは少し異なる。その学生も教育を受ける権利を持っている、教育機関は教育をする責務を持っていて、学費ももらっている。大学としては音声だけで教育をしたら教育そのものが成立しないことになるため、ノートテイクや手話通訳の力を借りて音声情報を視覚情報に置き換えていくことで、教育そのもの、ひいては教育機関そのものをやっと成立させることができる。そのための調整作業であるということが、合理的配慮の重要な考え方であり、これらを実施するためには当然学内組織が必要になる、と二次まとめでは謳われている。

学内の体制整備に必要なものとして、①事前的改善措置（環境整備、中長期的な取組）、②学内規程（対応要領やルールの作成・公表）、③組織　の３つが整理されている。組織を作ることも重要であるが、その有無で合理的配慮ができる・できないということではなく、当然やらなければならない義務である。更に合理的配慮は元々ある環境に足りないことを

調整していくため、支援の基盤をどのレベルに持って行くかは非常に重要となる。その上で規程やルール作りも重要になる。支援のための組織作りだけでなく、紛争解決のための第三者組織も位置付けることが重要とされているが、これは多くの大学で模索段階と思われる。ただし、支援室がないからだめということではなく、それぞれの大学の組織、規模、文化に合わせてアプローチができることが求められていると言えよう。

次に合理的配慮の決定手順について。意思の表明や建設的対話を経て、最後に合意形成を行う。対話についてはよく注目されるが、支援のやり取りはどうしても対立的になってしまう場合も多い。しかし、あくまでも対話をして頂き、引き続きモニタリングを行い、その内容を踏まえて続けることが必要である。

合理的配慮の議論の中で、過重な負担の話がクローズアップされ、負担の負荷が高いときに合理的配慮をしなくてもよい、という解釈になることが多い。しかし、判断に必要な要素はそれだけではなく、例えば「本来業務付随」について、本来大学でやるべきことに該当しているかどうかが、１つの構成要素になる。極端な例だが、歩行困難の学生がリハビリテーションや歩行訓練をして欲しいと大学に申し出ても、大学はそもそもそうした機能がある組織ではないので、本来の業務には該当しないという整理が考えられる。となると、それが本人の意向やニーズであっても、実施するのは難しいという判断になるでしょう。また、「本質変更不可」という要素も重要である。教育機関であれば教育の本質が共有されたものになっているのか、大学のポリシーや授業の目的・方法・到達点が感覚的なものになっていないか、という点が課題になる部分であろう。例えばシラバスや大学のポリシー等には未来志向なことが書かれているが、能力評価の基準などは明示されていないことが多いため、本質を明示していくことが出発点として必要であると思われる。

二次まとめの中では、各大学が取り組むべき主要課題として７項目が示されている。重要なのは「教育環境の調整」の項目で、ここでも本質の明確化が謳われている。その他には大学以前の教育段階との連携や就労への移行、関係機関との連携などが課題であると認知されている。また、障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置についても、専門的な人材が継続的にそうした組織の中で活躍していくことが重要であり、専門家が度々変わっては学生も不安になるし、支援ノウハウも継承されないことが危惧される。

今後の展望としては、「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」が東京大学と京都大学を拠点にスタートすることになった。障害学生支援業界全体の底上げや横の繋がりの強化、具体的に社会と繋がっていく部分の連携強化を軸とした事業として、多くの方々と一緒に進めて行けたらと思っている。

二次まとめの中で議論が十分にできず課題として残っているところとして、障害のある留学生への支援、障害学生支援に積極的な大学の評価、災害時の対策、障害のある教職員への支援のあり方などが挙げられている。このまとめの目的は、各大学での取組が促進され、ネットワークとして底上げが図れるきっかけであるので、学内への根拠資料として活用して欲しい、とまとめられた。

尚、参加者から二次まとめ作成後に各大学にはどのように案内がされているのかとの質問があり、ご来賓として参加された文部科学省学生留学生課担当者より高等教育局長名で通知をしていることが補足され、あわせて各大学で行われる研修等の機会に説明に伺うなど、可能な範囲で協力可能であることが説明された。

最後に司会より、二次まとめを基盤としてガイドラインを含めた制度の見直しを学内で図っていることが報告され、村田氏からの一方的な配慮や支援ではなく双方向的な調整という発想で、という点が大変参考になったのではないか、とのコメントで結ばれた。

MEMO

分科会
報告

スライドは、当日資料に未掲載、
または掲載後変更になったものについて掲載しております。
その他のスライドについては、
『第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム当日資料』をご覧ください。

【分科会１】

「基礎講座　のぞいてみよう！大学の聴覚障害学生支援」

報告者：石野麻衣子（筑波技術大学／PEPNet-Japan 事務局）

企画趣旨

大学に入学したばかりの聴覚障害学生や、これから大学に進学する高校生にとって、大学における障害学生支援は未知の世界であり、たとえ支援を求めたいと思ってもアプローチの方法がわからず、困惑することも多いのが現状ではないだろうか。障害者差別解消法に基づき、情報保障をはじめとする合理的配慮の提供を受ける権利が保障されているとはいえ、実際の支援は本人の申し出を出発点として、対話と調整の過程を経てスタートするものである。だからこそ、聴覚障害学生は大学入学前から支援制度や大学における支援の実態について、十分な知識を持つ必要があるといえる。

本分科会では、大学において支援を利用するときの流れや、利用可能なサポート内容、大学入学前のオープンキャンパスや入学前後の面談、そしてこれに基づく支援体制構築や、学年・授業内容に応じた支援内容の変更に至るまで、複数の大学における実践例をご報告いただき、大学での障害学生支援を垣間見ることのできる機会とした。このように、大学の支援を概観できる機会があることは、支援を受けたい聴覚障害生徒・学生が一歩を踏み出す一助になり、支援担当教職員や特別支援学校教員の方々にとっても大いに参考になる内容となった。

講師

池谷航介氏（岡山大学 全学教育・学生支援機構　学生総合支援センター　講師）
森重尚子氏（酪農学園大学　学生部学生課　主任主事）
辻川　南氏（酪農学園大学卒業生）
太田琢磨氏（愛媛大学　教育学生支援部学生支援課　バリアフリー推進室　部員）

司会

須賀朋子氏（酪農学園大学　教職センター　准教授）

内容

１．大学において支援を進めるということ（講師：池谷航介氏）

大学における障害学生支援の考え方の「前提」とは何か。それは、イコールアクセス、つまり、どのような人でも等しく学びにアクセスできることである。

例えば、フェンス越しに野球の試合を見ようとするとき、背丈のばらばらな人たち全員に同じ高さの台を準備することは、公平・公正な配慮とは言い難い。同じリソースを同じだけ

使えるようにするという平等性が配慮の場面に持ち込まれると、十分な配慮が提供できない結果、参加が難しくなってしまう人が生じてしまう。障害に基づく支援は、平等に同じものを提供するのではなく、本質に到達するためにどのような配慮が必要なのかを、個々に応じて考える必要がある。

写真　池谷氏

2006年の国連における「障害者の権利に関する条約（通称：障害者権利条約）」採択以降、我が国ではこの条約への署名、批准という段階を経て、2016年4月、障害者差別解消法が施行されることとなった。この法律の柱は２つあり、１つ目は障害を理由とした不当な差別を禁止するものである。２つ目は、不均衡な部分について「合理的配慮」を提供することが義務づけられている点である。合理的配慮の提供は、国公立大学を含む行政機関は法的義務であり、私立大学を含む一般の事業者は努力義務と示されているが、大学は公私の別なく、公共性の高い施設であることも鑑み、差別禁止と合理的配慮の提供は「義務」であるということを共通理解としておきたい。大学で提供される全ての活動、コンテンツに対して配慮を行う必要がある。

一方、不当ではない例も法律また基本方針に示されている。まず、障害を理由として合理的配慮を求める場合は、より円滑に尚かつ適切に合理的配慮を進めるという必要性に基づいて、プライバシーの情報を確認することは不当ではないとされている。また、障害のある幼児・児童・生徒等のために特別な教育課程を編成することは、差別的な状況ではない、いわゆる障害の状況に応じた取扱だということが示されている。特別支援学校が差別的なものではないのと同様に、大学においても、例えば障害に配慮した特別なクラスやコースを設けることも可能性としてはありうる。このような課程を自己選択できる環境が大切ではないか。

合理的配慮は、基本的に「自分はどのような支援を求めたいか」という意思表明を出発点として、提供者と対話を進めていくことが大切になる。特に聴覚障害学生は、どのような情報が得られていないかについて捉えにくいところもあるため、これらを念頭に置きつつ対話することにより、合理的配慮の見直しを定期的に行う必要があるだろう。また、本人からの表明がなければ何もしなくてもいいのかというと、そうではない。合理的配慮が必要な状況が明白な場合は、支援に関して本人との相談機会等を働きかけていくと同時に、聴覚障害学生の意思表明の力を伸ばす、エンパワメントの取り組みも重要になる。

また、「過重な負担」という文言を扱う際には、文頭に「現時点における」という言葉をつけて考える必要があるだろう。各支援機関に財政的・人的リソースが現時点で不足している場合、そこからどのように是正していくのかという検討を進めていくことが重要である。

合理的配慮の提供にあたっては、個々のニーズに応じ合理性を確認した上で、たゆまぬ対話が必要になる。大学は聴覚障害学生の受け入れ、就学を前提として、まずどのようなこと

ならできるかを検討し、第一歩を踏み出してほしい。そして、定期的な見直しを図ることにより、その進捗に合わせて対話を重ねつつ、相互に理解をしていくことができればよいのではないかと考える。

２.【酪農学園大学】事務組織を中心に支援を展開している例

（１）酪農学園大学の支援例（講師：森重尚子氏）

本学では、2014 年に障害者支援ワーキングが、2016 年に障害学生支援委員会が発足し、障害学生支援を展開している。障害学生は年々増加しており、昨年度時点で 89 名の障害学生が在籍している。本学の場合発達障害・精神障害のある学生が多く、現在聴覚障害学生の在籍はない。

本学における障害学生支援は入学前から始まっており、入試課を中心にオープンキャンパスや入試の特別措置に関する取り組みを行っている。2015 年度からは、合格者全員に健康管理カードを送付し、入学前に返信してもらうようにした。このことで、早期にニーズのある学生を把握することが可能である。ただし、入学前にニーズが把握できなかった学生については、日常的な学生支援の中でニーズをくみ取る。出席調査は、出席率が 50%以下の学生に対して面談を行うもので、学生自身も気付かなかった困難を発見し支援につなげている。また、2 学期連続で GPA[3] が 1.0 以下の学生は学類長が修学指導を行うが、それをきっかけに支援につながる学生もいる。

オープンキャンパスでの支援や入試の特別措置に関する情報は、入試課・教務課・学生相談室で共有し、合格者の中で支援が必要な学生について対応を検討する。本学には、障害学生支援室にあたる専門部署がないため、各部署の担当者の問題意識に応じて支援が行われている状況である。また、人事異動で担当者が変わると対応が変わってしまう。これらは、本学の課題であると感じている。

次に、本学の合理的配慮提供のためのシステムである、「配慮願い」の制度について説明したい。対象者は、疾病や障害のある学生のうち、本人が支援を希望し認められた学生である。未診断であっても、学生相談室で心理検査を行い、アンバランスな傾向がある、または発達障害のグレーゾーンの場合は支援を受けることが可能である。

写真　森重氏

学生は配慮願いの申請書類と根拠資料（“診断書”または“診断書に準ずる書類”）を提出し、これを受けて担当教職員が学生から困っている状況や希望する配慮を聞き取る。各科目担当教員に配布する「配慮願い」は、原案を担当職員が作成し、本人の確認・修正・承認のサインを経て最終決定する流れとなっ

[3] GPA とは、学生の成績全体を平均した数値。本文中の GPA1.0 以下は、多くの単位を落としている状態と言える。

ている。配慮願いの制度を利用している学生は例年 30 名前後で、1 学期間にのべ 750 科目前後について配慮願いを提出し、各教員に配慮を求めている。

本学はもともと配慮願いの制度はあったものの、教務課の学類担当者が対応の主体であり、また、入学時に決定した配慮願いはその後見直しが行われていなかった。現在は、教務課に支援担当者を置き、全学の障害学生に対して支援を提供しており、事例の蓄積も可能になった。半期に一度の支援担当者との面談により、年度途中で生じたニーズの変化にも対応できるようになっている。

（２）支援を受けた卒業生の経験談（講師：辻川南氏）

私は酪農学園大学を 3 年前に卒業した。重度感音性難聴があり、等級としては 2 級である。中学は普通校に在籍しており、そのときは FM 補聴援助システムを利用しつつ、聞き取れない部分は独学で補うことができていた。そのため、大学でも支援がなくとも勉学に特に支障はないだろうと甘く見ていたところがある。

実際に進学してみると、酪農学園大学にはすでに、座学の講義についてはノートテイクによる支援制度があり、ここで初めて経験した。すると、ノートテイクなしには講義の内容が全くわからないことに気が付いた。講義中のふとした瞬間に笑いが起ったときも、ノートテイクがあることで、少し遅れてだが笑うことができたことは何度もあった。中学の時は、本当の意味では全く授業に参加できていなかったことに気付き、大学ではノートテイクの支援を受けたことで「授業に参加している」という実感を持つことができた。

ただし、実習における支援は当初全くついていなかった。化学系の実習が多く、同じ専攻の友人に書いてもらいながら参加していたが、友人は同じ学年で初めて学ぶ内容は書き取ることができず、友人と自身の関係性がギスギスしてしまったこともあった。そこで、ゼミの教授に相談した結果、ゼミの先輩に支援を依頼することになり、そこからは安心して実習を受けられるようになった。先輩からの支援も、もともとは実習の手順書さえ見られれば細かなノートテイクは不要と考えられていたが、実際に私が経験してみると、私が手順書を見ている間に教員が実演したり、追加の説明があったりして情報を取り逃すことがあり、やはりノートテイクは常にしてもらうという形で落ち着いた。

聴覚障害は他障害と比較して克服しやすいように見られがちで、障害学生自身も、できれば障害を周囲に知られたくないと考える人が多いのではないか。私も中学までは同様で、自分の限界を超えるまで頑張ってしまっていた。大学で支援を求めるときにも、周囲には様々な反応があると思う。だが、現役の聴覚障害学生には、そのような時も、「自分は支援を受ける必要はない」「自分は支援を受けるような存在ではない」と、自己を軽視する必要はないと伝えたい。

写真　辻川氏

３.【愛媛大学】支援室を中心に支援を展開している例（講師：太田琢磨氏）

写真　太田氏

愛媛大学には 38 名の障害学生が在籍しており、うち聴覚障害学生は 8 名となっている。そのうち 6 名が、全ての授業にノートテイク等の文字通訳をつけて学んでいる。障害学生支援はバリアフリー推進室、総合健康センター、学生支援センターの 3 つの組織が連携して行っており、月に 1 度情報交換の場を設けている。推進室の主な業務は、講義で支援を必要とする学生を中心に担当している。

障害学生の入学が決まった場合、まず障害学生との初回面談の場を設ける。この場では、いきなり支援メニューの話はしない。家族、出身地、苦手なこと、今までの支援経験等を聞いていく。話の中で過去の環境を把握できるよう努めることも大切。例えば、過去の経験から健聴者とのコミュニケーションに恐怖や不安を抱えていることもある。家族関係が良好であれば、一般的なコミュニケーションも得意であることが多いが、そうではないケースもある。支援を断られトラウマがあるケースもある。面談では学生の非言語表現も気にかけつつ対話を積み重ね、少しずつ安心して話せる状況を作っていく。4 年間の大学生活を考えると、腹を割って話し合える関係性が必要で、信頼関係の構築は非常に重要だ。

職員が最もやってはいけないことは、頭から本人の希望を否定すること。傾聴し、まずは一度受け入れることを大切にしたい。そして、学生自身の意見をきちんとくみ取ることが重要である。保護者が様々なことに回答してしまうこともあるが、本人が必要としている支援と、保護者が必要だと思う支援は、必ずしも一致しない。そのような場合は、後日本人と 1 対 1 で話す機会を設けている。本人の希望を把握した上で支援を検討する必要がある。支援内容を決めることも大事だが、まずは信頼関係を構築してほしい。

聴覚障害学生は、初回面談で遠慮せず、ちょっとわがままだと思われるくらいの要望を出してよいと思う。その上でどこまでなら提供できるかを教職員と一緒に考えていけば良い。また、初回面談で何を説明したらよいのかわからなくなってしまう学生もいる。言葉が適切かわからないが「自分の取扱説明書」を作っておくとよい。障害の状況、過去の支援、聞こえやすい座席位置などをまとめておくと、教職員にとっても参考になると思う。

実際の支援はどのような内容かというと、愛媛大学の場合はパソコンノートテイクや手書きノートテイクを提供することが多く、学生の希望にあわせて手話通訳や代筆支援（黒板の板書の代筆）を提供することも。実験的に音声認識を利用した支援にも取り組んでいる。支援は使い始めてみて初めて「実は合わなかった」とわかることもある。そのようなときは、対話を重ねながらどんどん変えていく。予算面は教職員が調整するので、まずは学生のみなさんには、自分の力を最大限発揮するための支援を遠慮なく伝えてほしい。

また、本学では学年に応じ支援内容を変えている。授業支援のみならず、例えば 1 回生の

はじめにはパソコンノートテイクに必要な準備を一緒にやってみて、そのときのやりとりを通して、自身にとって落ち着いてコミュニケーションできる手段を探していく。2 回生はプレゼンテーションの練習、3 回生は社会に出るにあたり必要な福祉制度の学習、プロジェクトリーダーの経験の蓄積、4 回生は就職支援課と連携した就職支援を行っている。

ここまでで話したように、愛媛大学では意思表明や建設的対話を通して、少しずつ障害学生の支援を構築している。ぜひ障害学生支援を担当する教職員の皆様には「本人に直接聞く」ということを大切にしていただきたい。そして聴覚障害学生は「本当に相談して良いのか」と思うことも含めて悩みをぶつけてほしい。建設的対話を重ねながら、支援を構築していってほしいと思う。

４．質疑応答（質問紙より抜粋）

Q.合理的配慮の提供義務について、意思表明がない場合はしなくてもよいのか。

池谷／障害者差別解消法基本方針の中に、意思表明がない場合でも、障壁が明白な場合は対話を働きかけるなどの取り組みが望ましいと示されている。聴覚障害学生の支援にあたっては、現状の情報保障の状態で全ての情報が伝わっているという誤解を抱きやすい。また、聞こえを活用しながら口形を読む等の方法で、「私には支援の必要はありません」という学生も少なからずいる。しかし、よく状況を確認すると、一部の情報が聞き取れていなかったという実態が見えてくることもある。聴覚障害学生の場合、自分自身で情報が十分に得られているかどうかの判断をすることが難しいことも多い。本人からの意思表明は非常に重要ではあるものの、この表明を促すための支援もまた、重要であると言えるだろう。詳細はこちらをお読みいただきたい。

『聴覚障害学生のための意思表明支援のために
—合理的配慮につなげる支援のあり方—』
発行：国立大学法人 筑波技術大学
編集：日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク
（PEPNet-Japan）「聴覚障害学生の意思表明支援のために」編集グループ

URL はこちら　https://goo.gl/FzvsBN

Q.支援制度が整っている大学は全国にどのくらいあるのか。

池谷／ここ数年来、多くの国公立大学で障害学生支援担当部局を設置し、教職員の雇用が進んできたように思うが、現状としては、全ての大学にこのような部局が位置づけられ、制度

が整っているとは言えない。ただし、差別的取り扱いが生じないよう合理的配慮を提供するのはもはや義務である。どのような大学に進学した場合においても、まず相談の申し出を行ってもらえたらと思う。

Q.英語の講義について、どのように支援が実施されているか。

写真　質疑応答の様子
左から須賀氏、池谷氏、森重氏

池谷／リスニングの授業をどのように文字化するかについては、非常に難しい問題があり、多くの大学で望ましい形を模索している状態かと思う。即時的に英語を文字化するには、支援者の技能も必要となる。このため、事前に資料を提出してもらう、パソコンノートテイクだけでなく必要に応じて横で書き取る人材を配置する等、様々な支援を検討し、本人に応じた方法について、対話を重ねつつ見極める必要がある。100％これが正しいという方法はなく、本人とともに検討していくことが望ましいと考える。

Q.教職員が障害に対する理解がない。どのように理解してもらえばよいか。

森重／はじめの頃は理解がなくとも、学生本人、授業の担当教員、支援担当教職員、医務室など、関係者を巻き込んで話し合いを重ね、様々な方法を検討していくことで道は開けると思う。場合によっては、高校までに学生への支援を経験してきた関係者や学外の専門家に来てもらい、理解啓発のための FD・SD（教員・職員向け研修）の機会を設けることも有効だ。

Q.障害学生の情報を開示するときの注意点について。

森重／事務部署や担当教員が共有しなければいけない学生の情報があり、どこまで開示してよいかは、申請を受けたときに確認し許可を取っていた。

Q.辻川さんに対して。支援を受けた経験の中で困ったことは。

辻川／資料が全てスライド形式で、配布もされなかったため、ノートテイカーがついていくことが困難な状況があった。教員に印刷したものを事前にいただきたいと申し出たが、他の学生と不公平になるという理由で断られた。結局可能な範囲でノートテイクしてもらい、授業後不明点を確認しに行ったが、これは大変だったこととして印象に残っている。

Q.非言語表現とは何か。また、支援は受けたいが積極的な対話を望まない学生への対応はどのようにしているか。

太田／個人の癖とは異なり、心理的な状況によって出る動作。わかりやすい例で言うと、思いがけず失敗したときに手を挙げたり、後ろめたいことを話すときに口元を隠したりする

ことがあると思う。面談場面でこれらの非言語表現に気付いたら、支援に活かすようにしている。また、支援は必要だが積極的な対話は望まない学生はよくいて、その場合はなぜ本人がコミュニケーションを取ろうとしないのか、背景を考えた上で対話をスタートしている。

まとめに代えて

障害者差別解消法の施行により、障害学生支援は大学の「義務」として行うべき時代になっている。大学としては、障害学生に差別的取り扱いが発生しないよう、合理的配慮を提供する必要があるが、その内容を決定する過程では、聴覚障害学生と大学とが信頼関係を築き、十分に建設的対話を重ねることが重要であると言える。本分科会をきっかけに、障害学生、大学双方が支援の新たな一歩を踏み出し、聴覚障害学生が本来持つ力を最大限発揮できる環境の整備が進むことを期待したい。

写真　会場の様子

分科会１　池谷航介氏　当日投影資料（大学において支援を進めるということ）

第13回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
基礎講座「のぞいてみよう！大学の聴覚障害学生支援」

大学において
支援を進めるということ

2017.10.29
岡山大学・学生総合支援センター
池谷　航介

1

理解のためのキーワード

学びへの
イコールアクセス確保を
すべての前提とする
（公平≠平等）

2

障害を理由とする
差別の解消の推進に関する法律

○　2013年成立（2016年4月施行）

○　全ての行政機関・事業者において、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務※付ける法律

※国公立は行政義務／私立は努力義務

3

不当な差別的取扱い例

- 障がいがあることを理由に受験・入学・授業受講・指導・実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- 手話通訳、手書きノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること

4

不当ではない例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認すること
- 障がいのある幼児児童生徒等のため、特別支援学校・学級等において特別の教育課程を編成すること

5

合理的配慮の提供義務

- 「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合（※）において、その実施に伴う負担が過重でないときは、（中略）～合理的配慮の提供をしなければならない」

6

（現時点における）過重な負担

個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する

障害者にその理由を説明し（説明責任）、理解を得るよう努めることが望ましい

- 事務・事業への影響の程度
  （事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度
  （物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

7

合理的配慮の提供にあたって

（まとめ）

個々のニーズに応じ、合理性を確認した上で、

すぐにできること、すぐにはできないが整備していくことを説明し、

たゆまぬ対話によって、

合意形成を図っていく。

8

おわりに

他大学での前例等に該当するかではなく、

本人との対話や活動への参与によって個々のニーズを把握したうえで、

定期的な見直しを行いつつ、個に応じた配慮を提供する。

9

【分科会２】

「10 年後の聴覚障害学生支援のあり方について考える
―北海道から語る地域連携とリソース共有―」

報告者：藤野友紀（札幌学院大学　人文学部人間科学学科　准教授）

企画趣旨

障害者差別解消法が施行され、障害学生支援がすべての大学で何らかの義務となった今、これからの聴覚障害学生支援はどのような形で発展させていくべきなのだろうか。大学により現存するリソースが異なり、かつ障害学生数にも偏りがある中で、どこの大学に行っても一定レベルの支援を提供していける体制を構築していくためには、障害学生支援の責任を一大学に帰属させるのみではなく、地域で学生を受け入れ支援していく視点が必要なのではないだろうか。このような問題意識を持っている大学は少しずつ増えてきているものの、具体的な実践にはなかなか踏み出せないでいるのが現状だと思われる。

本分科会ではこうした現状を打開するため、北海道地区を一つの例として、地域連携に立ちはだかる課題を取り上げ、その解決方法について模索した。さらに他地域の実践も参考にしつつ、地域の大学が連携して支援を提供する障害学生支援のあり方を提示することを目的とし、議論を深めた。

講師

新國三千代氏（札幌学院大学　人文学部こども発達学科　教授）
佐々木 薫 氏（北星学園大学　教育支援課　第二課長）
土橋恵美子氏（同志社大学　障がい学生支援室　チーフコーディネーター）
三輪　紅 氏（要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」）

司会・企画コーディネーター

藤野友紀（札幌学院大学　人文学部人間科学学科　准教授）

内容と論点

まず司会の藤野友紀（札幌学院大学）より北海道地区の大学数 40 校の分布が示され、石狩管内に 25 大学が集中している現状と、そのうち７大学に聴覚障害学生が在籍し、いずれもパソコンノートテイクでの支援が実施されていることが共有された。各大学の支援体制の限界として、①テイカーの需要と供給のアンバランス、②学生テイカーでは対応できないケースの存在、③大学間連携に向けた対応の必要性、の３点が示された。

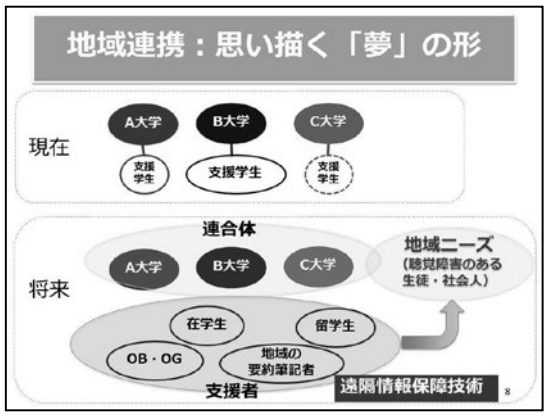

図１　北海道地区で思い描く連携の形

そして北海道地区で思い描く連携の形が図１のように描かれ、大学を越えた連合体と、各大学在学生の他にも元支援学生の OB・OG、留学生、地域の要約筆記者なども加えた支援者集団をつくりたいと考えていることが述べられた。この実現に向けた重要ポイントとして、１）テイカーの共同養成と質の共同保証、２）テイカーの人材プールと派遣、３）情報保障活動の魅力を共同発信、４）新しく支援を始める大学の相談窓口、５）一般校で学ぶ聴覚障害生徒の情報保障の充実、の５点が示された。

本分科会では議論すべき課題を上記の１）と２）に絞り、連合体を形成するまでの具体的なステップと実現性について、各講師からの話題提供をもとに検討を行った。

最初に、新國三千代氏（札幌学院大学）より、１）テイカーの共同養成と質の共同保証についてこれまでの事例をもとに話が進められた（資料は 47 ページ参照）。まず、支援者養成プログラムの大学間共有のメリットの多さが強調され、支援実績のある大学ではそれぞれに養成プログラムを有していること、PEPNet-Japan が提供する教材の活用が可能であること、これまでにも他大学に対して養成講座開催を実施していることなどから、養成プログラムを共有する土壌はすでに出来上がっているだろうとの見解が示された。養成プログラムの共通化・相互利用に向けて必要なステップが、①大学間プロジェクトの立ち上げ、②講義・養成講座等の開講状況把握、③養成プログラム・内容の把握、④養成テキストの共通化、⑤養成講座の講師育成、⑥養成講座の共同開催と相互利用、⑦支援の質保証・共通の養成テキストによる共同養成→資格／認定基準の設定、⑧余力のある大学から足りない大学へのテイカー派遣、の８段階に整理され、養成テキストの共通化を進める際には支援学生や利用学生の協力を得ることも重要であるとの指摘がなされた。続いて、これらのステップを円滑に進めるには大学間連携組織の立ち上げが望まれるとの見解にもとづき、その実現につながる実績として北海道内における過去の教職員連携事例が紹介された。また、多くの大学で課題となっている語学科目への対応として、クラス決定時の配慮事例の紹介や、留学生の協力を得るなどの方策が提案された。さらに、様々な支援技術の進歩により 10 年後の支援環境が劇的に変わるであろうとの期待とともに、遠隔情報保障による支援の活用や、地域の要約筆記と大学で求められる情報保障の質とスキルの違いを踏まえた上で連携の可能性を探るなど、今後の支援体制の展望が示された。

写真　新國氏

次に、佐々木薫氏（北星学園大学）より、テイカーの学外派遣に係る諸課題と「連合体」実現への過程について話題提供がなされた（資料は 50 ページ参照）。まず、ⓐ自大学の中でテイカーを必要数確保できる大学（学外に頼る必要がない）と、ⓑ自大学の中でテイカーの確保が難しい大学（学外の協力を求める必要あり）の意識・立場の違いを理解することが肝要であり、特にⓐの大学において、他大学の学生に対するサポートや、自大学の学

写真　佐々木氏

生を学外へ派遣することに対する学内理解が課題になるだろうとの見解が示された。大学間連携を検討するにあたっては、各大学の障害学生支援の歴史を尊重すること、担当者レベルではなく大学間で承認を得ることが必要であり、連携によって現場の負担をいかに軽減できるか、相互にとって Win-Win の関係が築けるかどうかが地域連携のモチベーションとなり、ひいては連携体制を持続する鍵になるだろうと強調された。

連携に向けての具体的課題として、謝金単価の統一の必要性、謝金と交通費の支払い手続きの現実的選択肢が提示された。また、他大学へ支援に赴いた際の事故補償については、各大学の現行の加入済み保険（学生の加入が義務付けられている保険）やボランティア保険はいずれも有償のノートテイカー派遣の派遣には適用されないこと、社会福祉協議会の「福祉サービス総合保障」が有償のノートテイカー派遣に該当すると思われること、ただしこの保険は団体での加入が必要とされることが情報として提供された。これらを踏まえ、北海道内で既存の大学間連携にとらわれない新たな枠組みとしての「連合体」形成を実現するためには、事務負担の整理、リソース活用に向けたフェーズ転換が必要となることが確認された。「連合体」の段階として、①地域協議会、②各大学が承認する NPO 法人の設置、③地域コンソーシアムの設置、の流れが想定され、具体的なレベルでは運営・活動費用の確保、各大学における体制の充実が求められると指摘された。また、組織の形成のみならず、利用学生と支援学生間の情報共有のための新たなシステムとして SNS 等の活用方法についても意見が述べられた。そしてこれらの体制構築は、関係者が学生支援への思いを持ち続け、その思いが繋がった時に実現できるものであろうとの見解が示された。

続いて三輪紅氏（要約筆記通訳者サークル「ふきのとう」）より、地域の要約筆記活動と大学の情報保障の違いについて話題提供がなされた（資料は 54 ページ参照）。まず、これまでの大学への派遣事例として、入学式等の式典・学会・講演会・スクーリング・ノートテイカー養成講座の講師担当等が挙げられた。意思疎通支援の福祉サービスである要約筆記は、その場で要約したものを文字にして伝えるものであり、主に中途失聴・難聴者の権利擁護のために行われている。要約筆記では結論を正しく早く伝えることが求められ、「速く」「正しく」「読みやすく」の三原則に基づいて、内容を的確に解釈して理解し、利用者が正しく受け止められるように表出することが重視される。一方、学びの場である大学の講義における情報保障は、解釈を行うのも聴覚障害学生自身であるとされ、解釈や翻訳を加えないそのままの情報をできるだけ速く情報伝達することが求められる。原文の約３分の１の分量まで内容を要約して伝える要約筆記と、大学の講義における情報保障では、ニーズが異なっている点に留意しなければならない。しかし、大学においても、要点をまとめる学習プロセスが関与しない、例えばグループ討議やフィールドワークなどの事実の伝達が重視される場面の情報保障には要約筆記者が積

写真　三輪氏

極的に携われるだろうし、テイカーが要約技術を学びたい場合の研修協力も可能であるとの見解が示された。具体的な連携に向けては、情報保障技術の平準化、コーディネーターの配置、機材や消耗品の環境整備、トラブル対応等の責任所在の明確化が課題として挙げられた。これらを踏まえて、要約筆記と大学における情報保障の違いを認識した上で、同じ聴覚障害者支援という目的を達成するために、今後「連合体」と連携していけるのではないかとの意見が述べられた。

最後に、土橋恵美子氏（同志社大学）より、関西地区の大学連合体である大学コンソーシアム京都の活動経緯について事例報告がなされた（当日資料参照）。関西地区では 2001 年頃より大学コンソーシアム京都を中心に障害学生支援の様々な取り組みを行っている。特に京都は大学の町でもあり、コンソーシアム加盟校は 49 大学となっている。現在の連携の基盤は、2005 年に発足した日本学生支援機構の障害学生修学支援コーディネーター養成プログラム研究会であり、その後 2008 年に関西障害学生支援担当者懇談会（KSSK）の開催へと繋がっている。2004 年度からはノートテイカー養成講座を大学コンソーシアム京都が開催しており、現在に至るまで約 1,300 名もの講座受講者を輩出している。このように養成講座の共同開催はすでに関西地区において実績があることから、北海道地区でも実現の可能性は高いだろうとの見通しが語られた。テイカーの学外派遣については、大学間で授業時間にズレがあるために派遣される学生は 2 コマ連続で空いている必要があること、語学科目における留学生の活用は有効な手段である一方、あ・うんの呼吸が必要な連携入力スキルの習得が比較的難しいこと、在学生のテイカーが手薄な学期始めにOB･OGや地域の方々の協力を得るメリットなどが紹介された。また、大学コンソーシアム京都の取り組みとして、障害学生支援コーディネーターの暗黙知を体系化する試みを行い、支援担当教職員を対象に自由にダウンロードして活用できるよう各種資料フォーマットを公開しているとの情報が提供された。地域ごとに特色は異なるので、北海道地区の歴史と資源を活かした「連合体」づくり、良い支援づくりを目指していただきたいとの期待で話が結ばれた。

写真　土橋氏

各講師の話題提供を受け、フロアとのディスカッションを行った。まず、本シンポジウムの実行委員である北海学園大学の鈴木氏より、今年度途中に急遽必要となった支援ニーズに対応に対応するため、札幌学院大学の協力を得て支援スキルを習得した事例が紹介された。これに対して司会より、現在の担当者レベルでのネットワークから、今後は大学単位の連携に拡大していく必要があるのだろうとの見解が示された。次に北海道内の聴覚障害学生より、大学が集中している札幌圏とそれ以外の地域との連携についてどのような方法が考えられるかとの質問がなされた。これに対して新國氏より、10 年後には遠隔情報保障技術が特別な技術を必要としなくても活用できる一般的なものとなり、実際に大学に赴かなくとも支援提供が可能になるだろうと見通しが語られた上で、現段階で努力すべきこ

報告者　藤野

ととして、大学の教職員が聴覚障害学生支援について十分に理解すること、パソコンの設定等技術面で習熟している人を各大学に増やしていくことが挙げられた。続いて障害学生支援コーディネート担当職員より、他大学に派遣されるテイカー学生が活動に面白みを感じて継続していけるためのヒントを知りたいとの質問がなされた。これに対して土橋氏より、PEPNet-Japan の取り組みとして昨年度実施した熊本地震被災大学への遠隔情報保障支援の事例を踏まえて、学生にとって自分の通訳が遠方で困っている人に届けられるのは嬉しい経験であったこと、自大学とは異なる他大学の支援方法や支援ルールに触れて自分たちの技術を磨くきっかけを得たことなどが紹介された。あわせて、被災地域で支援を利用した大学の担当者からは、支援を利用した学生が遠方の大学からの支援に感謝していた様子が伝えられた。時間の関係でディスカッションはここまでとなったが、最後に司会より北海道地区を代表して、ここで検討した課題を次のステップへと具体的に繋げていきたいとの意思が表明された。

到達点と課題

本分科会では北海道地区の 10 年後の聴覚障害学生支援のあり方について考えた。限られた時間ではあったが、現行の大学単位の支援体制が抱える限界を踏まえて、大学を越えた「連合体」と支援者集団づくりの有用性を共通理解し、その将来像に向けた具体的な課題を抽出して解決へのステップを整理することができた。北海道地区の大学関係者だけでなく、地域で活動する要約筆記者、そして地域連携をすでに実践している他地域からも話題提供を受け、北海道地区の将来の地域連携について多角的に検討できたのはたいへん有意義であった。本分科会では北海道という一つの地区に焦点を当てて議論が進められたが、当日の質疑や終了後のアンケートを見る限り、フロア参加者の多くは自分の地区の現状や課題と照らし合わせ、10 年後の各地域の将来像に思いを馳せながら「地域連携」「リソース共有」について検討する契機として下さったようである。最後に、今回のシンポジウム終了後の北海道地区の動向について報告したい。シンポジウム実行委員会に参加した札幌圏の大学の聴覚障害学生支援に関わる教職員によって、「連合体」形成の第 1 段階である地域協議会につながる情報交換会を定期開催することが決まった。この地域連携の契機を逃さずに継続・発展させ、北海道地区の歴史と資源を活かした「連合体」を実現できたときが、本分科会の最終的なゴールだと考えている。

写真　会場の様子

分科会２　新國三千代氏　当日投影資料（テイカーの共同養成と質の保証）

課せられたお題

1）養成プログラムを大学間で共有することのメリット及びデメリットの整理
2）養成プログラムを共通化し相互利用するための具体的ステップの提示
3）語学授業など高い専門性が必要とされるテイカーの募集及び養成方法の提案
4）求められる情報保障の質に応じた派遣マッチングの課題の整理

1

1）養成プログラムを大学間で共有することのメリット及びデメリットの整理

これまでの歴史を振り返って考えてみると、

（結論）
・大学間で共有するメリット　→　多い
　初めて導入する大学→速やかに支援開始可能
　各大学で蓄積したノウハウ／リソースの活用→可能
　支援の質保証→可能になる
　　→余力ある大学の支援者活用につながる
　共通した課題を共同で解決できる
　等々
・大学間で共有するデメリット　→　？　思いつかない

2

これまでの歴史を振り返って考えてみると

●他大学の経験や地域の支援団体から学び、それらを参考にする形で始まる

例）札幌学院大学（1999年～）
・手書きノートテイク：筑波大学、北海道教育大学函館、「ふきのとう」から学ぶ
・PCノートテイク：2001～IPtalk 、試行錯誤でスキル習得→テキスト作成→養成
　単独入力→連係入力へ、PEPNet-Japan のリソース活用（2004年10月設立～）

◎学生＋教員協働で支援者養成→先輩学生がテキスト作成・更新→後輩の養成
　先輩学生が後輩の指導者も養成

●札幌学院大学と他大学との交流

・初めて導入する大学との交流例
①名寄市立大学（ノートテイク体験講座、学生6名派遣、'06年5月）
②浅井学園大学（本学学生ノートテイカー9名派遣、2006年後期～？迄）
③北海道情報大学（本学PCテイク講習会参加（教員＋学生10名）、'08年5月）
④北海道大学（ノート＆PCテイク実演・紹介、学生６名派遣、'11年11月）
⑤國學院大学北海道短期大学部（ノートテイク養成講座、学生2名派遣、'13年5月）
⑥北海学園大学（PCテイク養成講座、学生４名派遣、'17年9月）

・教職員対象テイクセミナー：北海学園大学、教員２名、'15年7月

・遠隔情報保障：T-TAC Caption、PEPNet-Japan の支援のもと（'14年～）
　北星学園大学、筑波技術大学との間で実施、北海道大学との実験

3

支援者養成の現状と課題

（現状：共同化する土壌はできている）
・大学の教職員や学生が自前で養成プログラムを作成して養成
・他大学の協力／PEPNet-Japan支援で支援者養成
　⇩
・各大学でノウハウ・リソースの蓄積
・PEPNet-Japanが提供するリソースの活用が広がる

（共通する課題）
支援者不足（絶対数足りない、支援学生の卒業、空き講利用難）
支援者養成の継続性（担当教職員の異動、新入生養成）
支援中断（利用学生卒業）／支援者過多（大規模大学）
支援の質保証

（解決の方策として考えられること）
・大学間でリソース共有・支援者共同養成・支援者活用
・ICTの活用
大学間の交流の歴史を考えると、実現可能

4

養成プログラムの大学間共有のメリット

●方法がほぼ確立→養成のノウハウ・リソースの共有可能
　個々の大学の負担軽減（一旦出来上がると更新／編集して活用可）
●初めて導入する大学
　導入用の養成プログラムで支援者養成→速やかに支援開始できる
●支援の質保証が可能になる
　余力のある大学の支援学生の活用にも繋がる

大学内だけで大変さを抱える必要はない！
継続性も保証される
　⇓
結果として、支援の広がり
　　受験生が行きたい大学に進学できる（不本意入学減）

●実は、「養成プログラムの大学間共有」は難しくはない

5

2）養成プログラムを共通化し相互利用するための具体的ステップ

①大学間プロジェクトの立ち上げ（教職員で構成、実現可能な形で）
②講義・養成講座等の開講状況把握
　カリキュラム科目（単位有り）（北大）…（参考資料１）
　講座・講習会（単位無し）（大半の大学）
③養成プログラム・内容の把握
　共通（基礎編）：理論＋支援技術（スキル）…（参考資料２）
　大学毎の個別対応（個別編）：ルール、準備、手続き等
　外国語など専門的なスキルが必要（専門編）
　初めて支援者を養成する大学向け（導入編）
　新しい技術紹介（紹介編）　…等々
④養成テキストの共通化
　基礎編
　　理論：各大学のテキスト＋PEPNet-Japanのリソースを参考に
　　支援技術：支援・利用学生の協力も得る（学生間情報交換・交流）
　導入編：経験のある大学のテキスト＋PEPNet-Japanのリソースを参考に
　専門編：先行する大学に提供していただく
　紹介編：遠隔情報保障など実施経験のある大学でサンプル作成

6

実現への一歩

⑤養成講座の講師養成
対象：教職員／学生*／地域住民
（*支援技術では経験積んだ支援学生や利用学生の現場体験が役に立つ）

⑥テイカー養成講座の共同開催と相互利用
集中講座の共同開催：休業期間、短期集中、誰でも参加可、講師派遣可
各大学で開催：講師は自前／派遣、誰でも参加可
●遠隔情報保障技術の活用（遠隔から講習会に参加、スキルの練習も可能）
導入講座：初めて導入する大学に講師派遣／他大学で開催する講座に参加

⑦支援の質保証：共通の養成テキストによる共同養成
→資格／認定基準の設定
（将来）要約筆記者の全国統一試験の受験資格取得の検討

⑧余力のある大学から足りない大学にテイカー派遣
テイカーの過不足情報の共有、不足している大学から余力のある大学に要請
OG・OB／地域住民の協力、遠隔情報保障の活用
⇩
大学間連携に必要な組織体制を見出す。
・大学間で共有すべき情報、人材確保、学生の技術交流のサポート
・派遣支援者や講師の謝金・交通費
（参考事例）派遣先の大学の謝金単価で対応／交通費込みで工面
・集中講座／講習会の会場と使用機器→可能な大学が持ち回りで提供
⇩
大学間連携の組織（協議会／連合体･･･）の実現

7

地域連携をめざす土壌はある 道内の大学・短大の教職員のネットワーク

障がい学生支援に関わる道内の教職員のネットワークがある！

★2007年8月「北海道障害学生修学支援懇話会」設立（JASSO石田久之氏の支援）

「障害学生に他の学生と同じ学習環境を！　限られた学内資源を効果的に利用し、質の高い支援環境を整えるために、みんなで経験や知識を持ち寄りませんか。困ったときには声を掛けあい、毎日進行する"現場"を少しでも改善していけるように知恵を出し合えるような場を作っていきませんか。」（呼び掛け文）

14大学1短大1高専（教職員、教務・学生課／学生相談室／保健室／ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ他）

◎2007～2008年度：６回の懇話会を大学持ち回りで開催
・石田久之氏による4回の連続講座
第１回「支援体制とその構築」　第２回「学内啓発」　第３回「学びと成長」
第４回「自立支援としての修学支援」
・第５回各大学における障がい学生の現状についての情報交換会、受験生への周知他
・第６回「障害学生修学支援担当者のための事例解説」の学習会

◎JASSO北海道支部主催／共催で障がい学生支援フォーラム／セミナーを２回開催
・講演（石田久之氏＋白澤麻弓氏）、ノートテイカー養成講座（ふきのとう）
・講演（大椿裕子氏）パソコンテイクの方法を実践をとおして学ぶ（ふきのとう）

★2014年11月～「北海道障がい学生支援ネットワークML」開設
70名弱、支援に関わる教職員、障がい者就業・生活支援センター相談員、障がい者団体関係者などが参加

8

３）語学授業など高い専門性が必要とされるテイカーの募集及び養成方法の提案

●日本語以外の言語を使用する授業では何が問題か？
当該言語に堪能な支援者および指導者不足。得意な学生で何とかしのぐ。（大半）

★Ａ大学の例
・語学教育ではその都度対応を考えて、授業に参加できるようにしている。
学生本人が履修する語学クラス（英語、初修外国語）を決定→学期の授業開始前に本人・語学担当者（英語及び初修外国語の責任教員を含む授業担当教員）と支援室（相談員、コーディネーター）が集まり、授業への参加・学修方法について相談
例）listening重視→reading、speaking重視→writing
事前に対応を検討（工夫）
例）口頭発表：本人が対応可能な方法
音声聞取り：音声と同じスピードで英語の文字を流し、それを読み取る。
動画：教員自作で、著作権上の問題がないものについては、教員側が字幕を入れる
留学生をテイカーとして配置、日本語もはいる授業には日本語を母語とする学生も配置。（日英バイリンガルの学生がいたときは、うまく対応できた）
・問題：語学教育以外の授業で日本人や外国人が英語で教える授業の情報保障
英語母語話者でない留学生や教員の英語に対応しなければならない。

・テイカーの募集と養成
対象：留学生、外国語が堪能な学生（帰国子女）
養成の講師：英語を専門とする教員、スライド資料を英語で作成し、英語で講義。
・問題点：変換がないので速く打てるが、日本語の連係入力のコツやスキルは使えない。どこで区切るのがいい？(sentence/paragraph)、入力欄のどの位置？構文はどこで区切るのがいい？などの課題を受講生と一緒に考えながら模索

9

養成の大学間連携の可能性

★Ａ大学の語学教員への聴き取りから

・現在の対応は応急措置
カリキュラム編成時に障がいのある受講生のことを考えたカリキュラムを最初から作っておれば起きない問題！

・大学間連携はとても重要、留学生の活躍の場も広がる。
留学生の協力を得ることは、他大学にとっても留学生にとっても、よい！
将来は小中高校でも留学生が活躍できるかもしれない。

・遠隔情報保障の活用（移動時間のロスの解消）

今後の高い専門性が必要とされる授業の大学間連携
・先行する大学の協力を得る（人材、テキスト）
先行する大学のテイカー養成講座に誰でも参加可能
・テイカーの派遣（遠隔情報保障含む）

10

４）求められる情報保障の質に応じた派遣マッチングの課題の整理

大学における情報保障の質保証で求められるスキル

ａ）要約ではなく全文（できるだけ忠実に話された言葉を文字にする）
不要なことばの省略は可
言葉の言い換えはダメ（的確な言い換えになっているか？）
結論に至る過程の省略もダメ（結論を導く過程も重要）
内容を把握して要約する　→　利用学生が行うこと
支援者が行うことではない

ｂ）利用学生の「耳」となり、音声を文字に変換することに徹する。
内容の理解は求められない。

ｃ）全文文字化は練習を積めば誰でもできる。
ある程度の日本語理解力は必要、専門用語を知っていることも必要
（漢字変換で力を発揮）

（大学の主流）PCノートテイク　≠　要約筆記サークルのスキル
地域連携：求められる情報保障の質とスキルの違いを踏まえて

11

まとめ

１）養成プログラム･･･大学間で共有可能
２）養成プログラムの共通化・相互利用ステップ･･･提示
３）語学授業など高い専門性が必要とされる支援者養成
･･･　可能性の提示
４）求められる情報保障の質に応じた派遣マッチングの課題の整理　･･･　違いを踏まえた地域連携の広がりに期待

（見通し）
◎教職員の協働プロジェクト→大学間連携の組織作り
→地域との連携
◎支援学生と利用学生の大学を越えた技術交流・アピールの場も必要
（10年後）
技術の進歩が、支援環境を劇的に変えるかもしれない。

12

（参考資料１）北海道大学カリキュラム科目

「キャンパスアクセシビリティ入門」（1年生、全学共通、人数制限）、2単位

（公開されているシラバスから一部抜粋）

・授業の目標

本授業では、障害のある学生が充実した大学生活を過ごすために必要なアクセシビリティについて理解を深めるとともに、障害のある学生のキャンパスライフをサポートするための基礎的な支援内容や支援技術を体験的に習得していくことを目指しています。

・授業計画

1 ガイダンス・高等教育における障害学生の現状
2 障害のある学生の理解①（視覚障害・発達障害）
3 「見ること」に関する情報保障①
4 「見ること」に関する情報保障②
5 「見ること」に関する情報保障③
6 障害のある学生の理解②（聴覚障害・精神障害）
7 「聴くこと」に関する情報保障①
8 「聴くこと」に関する情報保障②
9 「聴くこと」に関する情報保障③
10 障害のある学生の理解③（肢体不自由・病弱）
11 学内におけるアクセシビリティ調査
12 「移動」に関する支援①
13 「移動」に関する支援②
14 グループワーク
15 高等教育における修学支援の展望

13

（参考資料２）　養成プログラムの内容例

養成講座／講習会（単位無し）（A～C大学：PCノートテイクが大半）

	A大学	B大学	C大学
講師	教員＋職員	職員	学生
補助／サポーター	?	?	学生
背景（障害者差別解消法）	○	○	
聴覚障害について	○	○	○
情報保障とは	○	○	○
ノートテイクとは	○	○	○
ノートテイク練習	○	○	○
（ノートテイク回数）	１回	３回	５～７回
PCノートテイクとは	○	○	○
PCノートテイク練習	○	○	○
（PCノートテイク回数）	１回	４回	５～７回
全回数	３回	８回～１０回	１０回～１４回
練習会／スキルアップ講習	有り	講習会後2回	休業期間、各期開始時
メンター／練習相手 テイカー登録	いる 他者評価	いる 自己評価・他者評価	いる 自己評価・他者評価

理論（1回）　ノートテイク　PCノートテイク

14

養成講座プログラムスケジュール例(新國編集)

（例１：NT＆PC養成）

第1回　大学の支援体制、聴覚障害の理解、合理的配慮、情報保障、ノートテイク（PC含）とは
第2回　手書きノートテイクの基本、姿勢、文字の大きさ、表記方法
話す速さへの対処法・ルール
第3回　PCノートテイク、全文入力、PEPNet-Japan教材紹介
タイピング→単独入力→連係入力
各スキルのポイント、キー入力に不向き情報対処（手書きと併用）
（練習は個別、PC練習：職員対応）

（例２：PC養成）

第1回　聴覚障害の理解と情報保障
第2回　入力時のコツ、変換、修正
第3回　IPtalkの機能/テイク時のルール
第4回　連係入力に初挑戦
第5回　連携入力のポイント・タイピング
第6回　iPad／スクリーンに映す方法
第7回　模擬講義でテイク
練習：個別＋先輩付き、
実際の授業2回→見極め：他者評価

（例３：NT養成）

第1回　聴覚障害の理解と情報保障
第2回　要約力を鍛える
第3回　ノートテイクの表記ルール
第4回　テイク時のルール
第5回　補記
第6回　英語のテイク
第7回　模擬講義でテイク
練習：個別＋先輩付き、
実際の授業2回→見極め：他者評価

（例４：NT＆PC）

第1回　聴覚障害の理解と情報保障
第2回　ノートテイクの基本
第3回　授業の特徴を知るⅠ、練習
第4回　授業の特徴を知るⅡ、練習
第5回　連係入力、自己評価
第6回～7回　ペア練習
自己・他者評価
第８回　まとめ／長時間連携入力練習

15

分科会２　佐々木薫氏　当日投影資料
（テイカーの学外派遣に係る諸課題と「連合体」実現への過程）

Ⅰ.はじめに整理をしておきたいこと

１.学外のテイカーの必要性
⑴自他大学の中で、テイカーを必要数確保することができる
→当然、学外に頼らなくても大丈夫！
⑵自大学の中で、テイカーを必要数確保できない
→学外の協力・援助を求める必要が生じる。

⑴と⑵両者間における「意識・立場の違い」の理解が必要。
➢⑴に属する大学は、⑵に頼られる可能性が非常に高い。
⑴の立場を考えてみると…
『頼られる側と頼る側の意識』の温度差。
➢どう共有し、共通の理解・認識が出来るのか？が鍵!!

1

Hokusei Gakuen University

2.「障害学生支援」の受け止め方

➢「自大学の支援・サービス」と「地域における大学教育に求められるサービス」
⑴　どちらの視点も間違っていない…でも、立場は異なる。
⑵　札幌近郊・北海道における大学教育のあり方を、どう捉え・考えて行くのか？とも密接に関係してくるのではないだろうか？

➢「学外ノートテイカー」を実現するために必要なこと
⑴他大学の学生へ支援することについて、各大学の理解・協力が不可欠。
➢学外へ「派遣する」という発想への容認と理解が必要。

2

Hokusei Gakuen University

Ⅱ.大学間での協力・連携検討と現状整理

1.現状
➢各大学における「障がいのある学生の支援のあり方」は、それぞれに歴史がある。その積み重ねてきた結果が現状に至っている。
このことへの理解と敬意を払い、尊重することが大切。

各大学には事情・思想、文化を、別個に形成している。
→障害学生支援に取り組む中で「培われたノウハウ」等を、他大学に公開することへ躊躇が当然考えられる。

3

Hokusei Gakuen University

<ﾎﾟｲﾝﾄ>

①　何を乗り越えれば、ノウハウを共有して地域全体の支援の底上げにつなげられるのか？

➢各大学が取り組んできたのは、自大学の学生に対する教育的支援が殆ど。
→他大学の学生のために学内で支援ができるためのスキル教育を受けた学生のマンパワーを提供すると言う考え方は、新たな発想・視点。

②　大学間連携を検討する場合、担当者間の話だけで済むものではなく、各大学内の事情、各種制度の調整・整理などを行い見通しが立った上で始めて進めることが可能になる。

4

Hokusei Gakuen University

2.大学間・地域との連携を検討するうえでの課題

<ポイント>

「関わり方」や「負担度」等を明示が必要！
→各大学の判断も異なってくる。
➢大学の社会的責任と言う言葉は理解できる。
➢でも、費用負担・人的労力の提供、学生の負担度などが大きいと取組むのは難しいのが現実。

考えどころ➡課題・問題を一つ一つクリアしていかないと、一部の人で盛り上がっただけで終わってしまう…

キーワード：①現場の負担軽減・②Win-Winの関係づくり
　⑥地域連携の仕組みをつくるための「モチベーションの一つ」であり、「持続」の鍵！

5

Hokusei Gakuen University

課題１：謝金の単価を統一することのメリット及びデメリットの整理

☆ノートテイカーに支払う謝金単価は、各大学が独自に決定している。
➢それぞれの大学が抱える事情の中で、学内で交渉と努力を重ねた結果でもある。
→単なる単価ではなく、各大学における意味・意義についても理解をした上で進める必要がある。

<メリット>
①単価の統一により、他大学への派遣依頼をする場合の負担軽減。

<デメリット>
①現時点で単価が高い大学→支援者の確保の要素にも繋がっているため、人材の確保に関わる。
②単価の低い大学では、財政面での負担が生じる。また、学内での理解を得る必要がある。

6

Hokusei Gakuen University

課題2:謝金と交通費の支払い手続きについての実現的選択肢の整理

☆支援を要請する大学(要請大学）と
依頼を受ける大学(受諾大学）間での対応パターン

1.支援要請があった場合、受諾大学が窓口になり対応する場合
①支援内容を学内に周知し、募集をする。
②支援が出来る学生からの申し出を受付け、要請大学に報告する。
③受諾大学が、要請大学と支援をする学生との連絡・調整窓口になる。

2.要請大学にて対応する場合
①要請大学からの情報を提供する。
②支援をしたい学生は、自ら要請大学に連絡する。
※雇用契約は、要請大学と学生との間で直接結ぶことになる。

交通費は、「どこを起点とするのか？支払いの対象とするのか？」についても考えなくてはならない。

7

Hokusei Gakuen University

Ⅲ.事故補償をカバーできる各種保険の実際的比較と提案
―大学の教育活動に関わり学生が加入している保険等の整理―

1.多くの大学で加入が義務付けられている保険

⑴学生教育研究災害傷害保険（別称：学研災）

【対象】正課中、学校行事・学校施設内・課外活動（クラブ活動）・通学中・学校施設等相互移動中に加入している学生本人が被った災害傷害に対して必要な給付を行う保険。

⑵学研災付帯賠償責任保険（別称：学研賠）

【対象】正課、学校行事、ボランティアクラブ等での課外活動及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊した事により被る法律上の損害賠償を補償する保険。インターンシップ、教育実習を含む各種実習に適用される。

学研災・学研賠は、学校行事等について適用されるものであるため、ノートテイカーを学外に派遣する場合は、『**学内でその活動を事前に学校行事と位置づける必要がある。**』

8

Hokusei Gakuen University

2.学校行事に位置付けられないケースへの対応

☆ボランティア活動保険（別称：ボランティア保険）

【対象】日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動。

①グループの会則に則り,立案された活動であり,社会福祉協議会に登録されていること。
②社会福祉協議会に届け出た活動であること。
③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※活動のための学習会または会議、自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含む（自宅以外から出発する場合も適用される）。

9

Hokusei Gakuen University

3.対象とならないボランティア活動について

❶自発的な意思による活動とは考え難いもの
➡学校で行う・関わるものは該当とならない。

例：学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動,免許･資格･単位取得を目的とした活動

❷PTA,自治会,町内会,老人クラブなどボランティア活動以外の目的でつくられた団体･グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動　例：自治会などの総会、懇親会、レクリエーション活動　など

❸有償のボランティア活動
（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。）例：報酬が時給、日給、月給などで支払われる場合

【重要】ボランティア保険➡❸より、**有償のノートテイカーは「保険適用外」。※有償に代わり単位取得とした場合も「保険適用外」。**

10

Hokusei Gakuen University

4.保険の適用範囲から整理する。

⑴ボランティア活動保険
①NPO法人、コンソーシアム等の団体も「社会福祉協議会」に登録が必要。
②ノートテイカーを無償で活動する形にしないと、加入することが出来ない。
➡無償化は、現実的には難しい。

⑵学研災・学研賠
①他大学へノートテイカーを派遣し、互いに協力する体制が構築されていることが前提。
➡このような場合、学校行事等に位置づける必要が生じるため、ノートテイカーの他大学等への派遣を、各大学の会議体において承認を得ることが可能になる。
→現実的問題として、各大学から理解を得ることは難しい。

コンソーシアムやNPO法人といった活動団体・ノートテイカーに対し有償とした場合でも加入・適用が認められる保険が必要になる。

11

Hokusei Gakuen University

5.ノートテイカーを有償にして加入できる保険

福祉サービス総合補償（社会福祉協議会）

1.加入の資格
社会福祉協議会およびその構成員・会員である団体、社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティアグループ（団体）。
→　団体は、NPO法人、社団法人、学校法人など福祉サービスを通じて地域の福祉活動の推進に取り組む団体を指す。登録方法は、社会福祉協議会担当。

2.対象となる活動
⑴　ボランティア団体・グループで行う**有償のボランティア活動（福祉サービス）も対象になる。**
⑵　ケガ・賠償責任・感性症の補償などを受けることが可能。

3.加入にあたって整理しておくべきこと
⑴　加入をするためには、コンソーシアムやNPO法人などの「団体」が必要。
⑵　団体として活動するにあたり「規程」などが必要。
⑶　「掛け金」の負担方法と責任の所在を確認しておく必要がある。

12

Hokusei Gakuen University

Ⅳ.北海道地区における「連合体」実現に向けての
具体的ステップの提示

1.諸手続の統一等,スタートにあたって事務的負担の整理
⑴事務的負担は、スタート段階には増加することが予想される。
☞システムづくりに係る一時的な負担に抑えることができればよいが、恒常的な煩雑さになってしまうと地域連携を続ける意欲が減退する恐れがある。

2.大学間と地域連携の実現に向けて
～培われてきたリソースの活用に向けたフェーズへの転換～
ｽﾃｯﾌﾟ1:必要となる体制の機能･役割の整理
ｽﾃｯﾌﾟ2：連合体を形成するにあたっての整理
ｽﾃｯﾌﾟ3：想定される連合体の形態

13

Hokusei Gakuen University

<培われてきたリソースの活用に向けたフェーズへの転換>
新國二千代教授の話題提供から抜粋

1.地域連携をめざす土壌
➢障害学生支援に関わる道内の教職員のネートワークがある！
・北海道障害学生修学支援懇話会
・北海道障害学生支援ネットワークML

2.情報保障の質に応じた派遣マッチング
☞テイカー養成の協働プログラム実施の検討
➢求められるスキル・課題 etc
a)要約ではなく全文
b)利用学生の「耳」となり、音声を文字に転換することに徹する。
C)全文文字化は練習を積めば誰でもできる。

14

Hokusei Gakuen University

ｽﾃｯﾌﾟ1:必要となる体制の機能･役割の整理①

地域連携により解決したいこと（藤野先生の提言から抜粋）
➡テイカーの需要と供給のバランス、テイカーの人材プールと派遣など

1.求められる役割・役割
各大学からの支援要請の受付・他大学からの支援可能者の情報集約・要支援者と支援者のマッチング・ノートテイカー経験者の登録・派遣先との連絡・調整支援者への支払い・連合体と加盟大学の調整・運営に必要となる規定&規約の作成　など

⑴　要支援者とノートテイカーのマッチング機能の構築
➢在学する大学以外にも依頼が可能となることで、学生の「頼みづらさ」と支援依頼を受けた大学の「人材不足の悩み」の解消・改善の一助につながる。

15

Hokusei Gakuen University

ｽﾃｯﾌﾟ1:必要となる体制の機能･役割の整理②
要支援者とノートテイカーのマッチング機能を構築するうえでの課題

その1:先ず、各大学で『他大学の学生を、支援すること』への理解を得ることが重要。

その2:人材と人員の確保が不可欠！
➢在学生〝だけ〟に依存しない形が必要。
→ノートテイカー経験者（卒業生など）にも参加してもらえる仕組みをつくる。

※既存の「大学間連携や協力」の枠組みでは、各大学に新たな業務と負担が生じさせる可能性があるため、新たな対策が必要。

16

Hokusei Gakuen University

ｽﾃｯﾌﾟ2：連合体を形成するにあたっての整理
「再整理」
1.有償のノートテイカーに対して、事故補償にも対応可能な保険に加入するためには、団体を作る必要がある。

2. 要支援者と支援者のマッチング機能を実現するためには、
⑴既存の形で担当する形は、負担が大きく維持・運営面を考慮すると限界があり難しい。　※現状では各大学が事務局を持ち回りが考えられる。

⑵人材の確保と派遣をするためには、卒業生（ノートテイカー経験者）にも参加してもらえる仕組みと派遣（調整）をする仕組みを作りだす必要がある。

以上の要件を満たすためには、大学間の枠組みを超えた連携（以下、連合体）を形成し対応する必要がある。

17

Hokusei Gakuen University

ｽﾃｯﾌﾟ3：地域における協議会等を形成する①

第一段階：地域における協議会等を形成する。
➢各大学の理解の下,障害学生支援に関わる同様の悩み等を抱える大学と連携・情報共有を行える体制を整えていく。この過程で、自治体にも理解を深めてもらい、次のステップに向けた土台を作る。

第二段階：各大学承認の下「NPO法人」を設置する。
➢要支援者と支援者のニーズのマッチング・大学間の枠組みを超えた人材派遣の実現を考えると,即効性のある対応と言える。

☞ NPO法人による対応は、「現状課題の早期解決と立ち上げ段階の対策」と言える。

第三段階：地域におけるコンソーシアムの設置
➢最終的に目指す形、大学間・自治体などを交えた「地域におけるコンソーシアム」を形成し、展開できる形になることが理想と言える。
➢この段階になると、地域における大学教育の考え方・位置付けが確立され、障害学生支援を含めた共通業務の一元化が展開されて行くものと想定される。

18

Hokusei Gakuen University

ｽﾃｯﾌﾟ３：地域における協議会等を形成する②

［課題］

⑴運営・活動費用の確保が不可欠

①各大学に出資を求める。
②協賛してくれる団体・企業。
③自治体との連携に向けた協力関係の構築が必要。
④コンソーシアムの形成やNPOを設立した場合は、専従職員を雇用も必要になる。
⑤要支援学生と支援学生が情報を共有・交換できるシステムが必要。

⑵大学に求められること

連合体の設置・充実を図る一方で、各大学の体制も重要となる。
特に事務職員には、障害学生支援に関わる適性と資質に加え、自大学の教育に精通し「教職協働」に耐えうるための専門性とスキル・知識を有することが求められるため、人材の育成と配置が必要となる。

19

Hokusei Gakuen University

◆組織・体制を整える事は重要！
「要支援学生と支援学生が情報共有・交換できる」環境・仕組みが不可欠
➢機能できないで終わる可能性がある。
理想→コンソーシアムを形成し、参加大学共通のプラットホーム（教務システムなど）を開発する。その二次的展開として、要支援学生の「時間割データ」を共有とマッチングを可能にする（理系の参加大学への協力要請も可能だろう…）。

しかし、現状でシステム開発まで手掛けるのは困難…
各大学の担当者間での調整が増えるだけになると問題の複雑化を招く。

☞当面は、既存のSNS（Facebookなど）等を活用し、メンバーを限定しての対応が考えられる。
例：要支援学生に時間割を「写真・PDF]でアップしてもらい、情報の共有することで凌げるのではないか？それを見て、支援できる学生が申込む。

20

Hokusei Gakuen University

分科会２　三輪紅氏　当日投影資料（一部抜粋）
（大学における聴覚障害学生支援と要約筆記）

大学への派遣事例

1. 式典
2. 学会
3. 講演会
4. スクーリング
5. テイカー養成

1

要約筆記とは

1. 意思疎通支援の福祉サービス
2. 音声言語を文字言語で伝える
3. その場で要約し、文字にする
4. おもに中途失聴・難聴者が対象
5. 権利擁護のための情報保障

2

要約筆記の目的

「その場で役に立つ通訳」として

1. 結論を「速く・正しく」伝える
   利用者自身が考え、行動できる
2. 音声情報からの疎外を解消
   利用者の権利を守る

3

要約筆記の三原則

要約筆記の目的達成のために

1.「速く」 話に遅れない
2.「正しく」 内容を正しく伝える
3.「読みやすく」 利用者の負担減

4

情報保障ニーズの違い

大学の情報保障	要約筆記
a. 学びの場	A. 社会参加の場
b. 話し手が使ったことば	B. 通訳が置き換えたことば
c. 話されたこと	C. 伝えようとしたこと
d. より多い表出	D. 簡潔な表出

5

全文か要約か

原　文	全　文
つまり、そういうことで、先ほど私が言った契約という制度、契約という方法に対する皆さんの信頼が担保される。同じ約束でも、契約という形にしておけば、相手は、国家が、例えば強制的に守らせるという形で保護をしてくれるということが期待できますから、じゃあ、契約という形をとろうじゃないか、っていうふうに、事実上、誘導できるってことですね。国家が契約の履行を保護するということは、すなわち、契約という制度への信頼の維持につながるんだということ。（216文字）	つまり、そういうことで、先ほど私が言った契約という制度、契約という方法に対する皆さんの信頼が担保される。同じ約束でも、契約という形にしておけば、相手は、国家が、例えば強制的に守らせるという形で保護をしてくれることが期待できますから、じゃあ、契約という形をとろうじゃないかというふうに、事実上、誘導できるってこと。国家が契約の履行を保護するということは、すなわち、契約という制度への信頼の維持につながる。（201文字）

「パソコンノートテイクスキルアップ教材集」(PEPNet-Japan)　P.118～119

6

全文か要約か

原　文	要 約 文
つまり、そういうことで、先ほど私が言った契約という制度、契約という方法に対する皆さんの信頼が担保される。同じ約束でも、契約という形にしておけば、相手は、国家が、例えば強制的に守らせるという形で保護をしてくれるということが期待できますから、じゃあ、契約という形をとろうじゃないか、っていうふうに、事実上、誘導できるってことですね。国家が契約の履行を保護するということは、すなわち、契約という制度への信頼の維持につながるんだということ。（216文字）	契約制度への信頼が担保される。同じ約束でも、契約は国家の強制的保護が期待できる。契約へと誘導もできる。国家の保護は契約制度の信頼維持につながる。（72文字）

7

要約筆記者養成カリキュラム

1.聴覚障害、聴覚障害者への理解

2.福祉制度、権利擁護、対人援助

3.日本語、伝達、要約の学習

4.要約筆記の知識、技術

5.多様なニーズへの対応

（講義・実技　合計84時間以上）

8

全国統一要約筆記者認定試験

筆記試験120点以上、かつ実技試験各70点以上

1) 筆記試験
- 聴覚障害の基礎知識 50点
- 社会福祉の基礎知識　50点
- 要約筆記の基礎知識（対応力20点を含む）70点
- 日本語の基礎知識　30点

2) 実技試験
- 表記　25点、内容50点、文章15点、語句10点
- 手書き　ロール100点　ノートテイク100点　計200点
- パソコン　2問各100点　計200点

3) 合格率　30%前後

10

大学における聴覚障害学生支援と要約筆記者の連携

1. 相違を認識し、適切な手段を選択できる体制が理想
2. 要約筆記が適する場面
   - グループ討議
   - フィールドワーク
   - 実習　など

11

大学と要約筆記者の連携にむけて実務面の課題

1. 情報保障技術の平準化
2. 環境整備
   - コーディネーター
   - 機材、消耗品等
3. 責任の所在
   - 事故補償
   - トラブル対応

12

まとめ

1. 大学の情報保障も要約筆記者も目的は聴覚障害者支援
2. それぞれの相違を認識し、補完しあう方向へ
3. 大学連合体と要約筆記者の連携へ

13

【分科会３】

「教育の質保証と障害学生支援のあり方をめぐる問題
—合理的配慮と教育の質の間のジレンマ—」

報告者：松川敏道（札幌学院大学　人文学部　准教授）

企画趣旨

大学教育における質保証は、「我が国の高等教育の将来像」をめぐる課題としてこの十数年政策的にも自主的にも取り組みが進められ、大学関係者にとって教育の質をいかに高めるかは常に重要な課題となっている。一方で、「質」という言葉の定義は容易ではなく、「誰にとってのどのような質なのか」が曖昧のまま使用しがちな概念でもあり、その共通理解は必ずしもできていないという問題も指摘されている。

こうした中、障害学生支援の場においても合理的配慮の導入による教育の「質」の問題が浮上するようになった。合理的配慮は、「教育の目的・内容・評価の本質を変えずに，過重な負担にならない範囲において教育の提供方法を柔軟に調整する」ものであるが、こうした授業方法の変更や調整等が、個々の授業においてしばしば教育の質に影響すると思われる状況が指摘されている。このことは、大学教育一般における質保証の問題と共通性を持ちながらも、障害学生支援における合理的配慮と教育の質をめぐる新たな問題を提起しているように思われる。とりわけ、「誰にとってのどのような質なのか」は、教育の「本質」と関わって障害学生支援の根源的な問いを投げかけてもいる。

本分科会では、まず新たな概念としての合理的配慮の導入が教育の質のどのような問題として立ち現れているのか、その状況を具体的な事例を通して確認するとともに問題の所在と対応のあり方について検討してみたい。

また、合理的配慮は教育の本質を変更しないことが前提とされるが、その「本質」についての議論はこれまで必ずしも深化してきたとは言えず、どちらかといえば暗黙の了解としてこの前提が語られてきたように思われる。そもそも個々の授業において求められる「本質」とはどのようなことで、何をどこまで明らかにすれば「本質」が確定されたことになるのか、あるいはそれは可能なのか。そして何よりも、その教育で必要と考えられている「本質」とは、障害のある学生にとって必要とされる本質的な「能力」と常に一致するものなのかなど、合理的配慮の前提である「本質」をめぐる問いは簡単ではない。そしてこの問いかけははじまったばかりでもある。このようなことから、本分科会ではこの「本質」をめぐる課題も議論の俎上に載せ、おそらく今後も問われ続けるであろう「誰にとってのどのような質なのか」を障害学生支援の場としてどのように考えていくべきなのか、その端緒を得ることも試みたい。

講師

田口達也氏（愛知教育大学　教育学部　准教授）

中野聡子氏（大阪大学　キャンパスライフ健康支援センター　講師）

柏倉秀克氏（日本福祉大学　学生支援センター　教授）

司会

松川敏道（札幌学院大学　人文学部　准教授）

内容

１．企画主旨と論点について（企画コーディネーター／司会　松川敏道）

写真　松川

議論に入る前に、上述の企画趣旨に若干の補足を加えるとともに、想定される論点を確認しておきたい。まず、障害学生支援における教育の質を考えるにあたっては、大学教育そのものの質の議論をおさえておく必要がある。大学教育の質をめぐる議論の高まりは、中央教育審議会の 2002 年と 2005 年の答申が大きな契機であったと言えるが、この中心的課題のひとつは「高等教育の質の保証」であった。しかし、これらの動向において指摘されている問題は、保証されるべき「教育の質とは何か」が明確にされていないことである（スライド 2)。すなわちこのことは、大学教育の質保証とは「誰のために何を保証しようとしているのか」があいまいということでもあり、教育の目的・内容・評価の「本質」を変えないとする合理的配慮の内実を考える上でおさえておくべき点である。

１）誰のために何を保証しようとしているのか

大学教育の質は誰のために何を保証しようとしているのか。考えられることとしては、例えば①授業料を支払う学生に対する消費者保護としての質保証、②産業界が卒業生に要求する資質の保証、③アカデミックな能力の育成といった大学の使命としての質保証、④公費が投じられている公的機関による説明責任としての質保証、⑤顧客満足度としての質保証、⑥わかりやすい説明の仕方・教材の工夫等々いわゆる授業の運営や技術的な問題としての質保証などがあるだろう（スライド 3)。

このように「教育の質とは何か」についてざっと概観してみても、「利害関係者」ごとにその観点が多様に存立しうることがわかる。したがって、教育の質とは何かをめぐって「誰」や「何」を単一に特定することはそもそも相当に困難であると言えよう。さらに、産業界が求めるような質といってもそれは大学教育のみで培われるものでもないだろうし、顧客満足度と言ってもそれはきわめて「主観的」でもある（そもそも質は主観的なものでもあるが)。また、質を保証するということは学習の成果に対して検証できなければならないはずだが、その方法に対する答えは未だ明確にはなっていないとの指摘もあるし、実際我々もそれを知らない。総じて、大学教育の質とは何かを説明することの困難性故に、あいまいのまま「質の向上」が謳われてきたと言えるのかもしれない（スライド 4)。

２）教育の質と合理的配慮

しかし、合理的配慮はこの曖昧さを許容しない。なぜなら、合理的配慮は個別の状況に応じて必要な変更・調整を行うものであるから、「誰に対して何をどのように」という問題がこの概念にはすでに存在し常に問われるからである。ある意味では、大学教育における質のあいまいさは、こうした合理的配慮の性質によって先鋭化するとともに、「質とは何か」「本質とは何か」について障害学生支援の視角から問い直しが図られようとしているとも言える。ただし、この分科会では大学教育一般の質について議論する場ではない。あくまで、合理的配慮の導入によって浮上してきた聴覚障害学生支援の場における教育の質を考えることである。したがって本分科会では、まずは聴覚障害学生支援の場において教育の質がどのような問題として立ち現れているのか、具体的事例をもとにその状況を確認し、問題の所在と対応のあり方について検討することとしたい（スライド5）。

３）本分科会の論点

以上のことをふまえ、本分科会で想定される論点を３つ示しておきたい。①情報保障（支援）環境の問題についてである。聴覚障害学生支援における教育の質は、支援学生のスキルなど一義的には情報保障の手段や条件に依存する。いわば常なる問題であり、こうした情報保障環境をめぐる問題の所在と対応のあり方について。②情報保障（支援）環境の問題に収まらない問題についてであり、いわゆる〈ジレンマ状況〉である。仮に情報保障環境が整っていたとしても、例えば「誰に対して何をどのように」変更・調整すべきかをめぐってジレンマ状況が生じうる。これは教育の目的・内容・評価の間にある種のズレを生させている状況と考えられるが、こうしたズレ≒ジレンマをめぐる問題の所在と対応のあり方について。③最後に教育の「本質」をめぐってである。合理的配慮は教育の本質を変更しないことが前提とされるが、そもそも個々の授業において求められる「本質」とはどのようなことで、何をどこまで明らかにすれば「本質」が確定されたことになるのか、あるいはそれは可能なのか。これらの論点をふまえながら各講師より発言をいただくこととしたい。

２．語学教育における聴覚障害学生への合理的配慮と教育の質保証のジレンマ

（講師：田口達也氏）

写真　田口氏

大学の英語教育は、グローバル化により読む、書く、話す、聞くの４技能の授業が推奨され、英語で英語の授業を提供することが評価される。愛知教育大学の教員養成課程では英語コミュニケーションの授業が必修であるため、１クラス 30 人から 50 人の中に 1～2 人の聴覚障害学生が属している。そうした授業実践の中からいくつかの事例と課題を紹介したい。

１）使用言語の問題

英語で授業をする際、情報保障がついていても、英語で伝えた指示を手話通訳者やパソコンノートテイカーがとらえられないのではないかという問題点が

起こる。

２）授業活動

大学で求められる教育内容を考慮すれば音声中心の活動に傾くが、その結果、聴覚障害学生の活動が制限されてしまう。実態調査をしたところ、音声中心の授業で聴覚障害学生をサポートするには限界があるのではないかと考えている教員もおり、どうすれば双方が満足する活動になるかを探ることがポイントになると思われる。

３）リスニングと教育評価

コミュニケーションの授業でリスニングやスピーキングの評価をする際、聴覚障害学生に公平な評価をするにはどのような代替方法があり得るかといった問題がある。代替した結果、問題の難易度や評価基準は本当に元の方法と同じと言えるのか、検討が必要である。例えば、ディクテーションの試験をする場合、聞き取りの難しい聴覚障害学生には問題文の内容を覚えて訳してもらうという方法に代替したとすると、「ディクテーション」と「訳す」は同じレベルの能力を扱っていると言えるのか、疑問が残る対応であると思う。

４）情報保障と教育評価

聴覚障害学生への正確な伝達のためには手話が有効だが、英語の授業で使った場合、英語教育が成立するのかという課題がある。例として、英語会話の演習で、補聴器を活用してある程度聞き取りのできる聴覚障害学生と手話ができる聞こえる学生がペアになり、以下の例のようなやり取りがあった。

聴覚障害学生：What subject do you like?

聴こえる学生：I like reading books.（日本手話で、私／好き／読む／本　と表現）

聴覚障害学生：I see.

この場合、聴覚障害学生は英語を理解して反応したのか、手話を理解して反応したのか、本当の英語力を測れず、評価上問題が生じてしまう。

５）グループワーク

ペアワークやグループワークを行う場合、学生同士の心理的な壁もあり聴覚障害学生とのワークがうまくいかず、時間がかかってしまったり、その結果英語を使う活動が十分にできないという問題がでてくる場合もある。聴覚障害学生とともに学ぶ授業ではグループ学習は合わないと判断すべきなのか、もっと時間を延ばすような配慮で解決ができるのか、授業担当者としては悩みどころと言える。

これらの例のように、英語教員としては、どの学生も満足でき公平に評価できる授業づくりを模索している現状である。今後、さまざまな課題の解決方法を見出し、バランスのとれた授業運営を目指していきたいと考えている。

３．対等な学びの環境を提供する「聞く」「話す」の合理的配慮とは（講師：中野聡子氏）

私は大学生の時初めて情報保障支援を受け、現在は障害学生支援室で支援に係わる仕事をしている。「質」の問題について非常に重要なことは、聴覚障害学生が聴こえる学生と同

写真　中野氏

等の教育を受けられること、同等の評価を受けられることだと考えている。学生時代に忘れられない出来事があった。聴覚障害のある先輩が論文発表会で発表したのだが、発音が明瞭でないので先生方は本人の発表を聴くよりも資料を読んで質問をしていた。情報保障がないので質問は本人に伝わらず、質疑応答が成り立っていなかった。これできちんと正当な論文審査が受けられているといえるのだろうかと疑問に思った。この経験が聴覚障害にとって同等の教育と評価を受けるために支援は不可欠のものであり、のちに聴覚障害学生支援に身を投じるきっかけにつながったと考えている。

１）聴覚障害学生・一般学生双方にとって教育の質を低下させない合理的配慮とは

合理的配慮の提供とは、卒業を保証するものではなく、聴こえる学生と同様の教育を受けられることを保証するものであり、本質的には学力の問題とは切り離して考えるべきである。大阪大学では、パソコンノートテイクは情報保障支援であるため、要約を行わず全文入力で提供する方針で行っている。聴こえる学生とほぼ同等に授業内容をつかめる情報保障が提供されている状態で、「内容がよくわからない」というようなことがあれば、それは情報保障者に要約を頼むような話ではなく、聴覚障害学生が自ら教員やTAに教えを乞いに行くべきということである。聴こえる学生と同等の情報が受け取れるような支援を行うという点で、本学で行っている４つのアプローチを紹介したい。

①　派遣可能水準の引き上げと適材適所性の強化

大学院の授業は内容が高度専門的で、ディスカッションもあるため、全体的なノートテイクスキルの引き上げと、個々の派遣学生のスキル特性を客観的に分析・把握してシフト調整に活かすことが必要であった。そのため、情報保障評価シートを作成しスタッフが現場でテイクスキルをチェックし支援学生にフィードバックするようにした。また、支援を利用する聴覚障害学生も、自分の授業に適したノートテイカーは誰なのかを、評価結果から判断できるようになっている。

②　通訳スキル養成の強化

通訳スキルの強化のために、講習会の実施時間を増やしている。一人でも連係入力練習ができる個別スキルアップ教材を作成し、何をクリアすれば次の段階に進めるのかという見通しを明らかにして、支援学生のスキル向上のモチベーションにつなげている。

③　通訳環境の向上

情報保障の質の向上は支援者の入力スキルのみで解決できるものではない。利用学生、支援学生、授業担当教員、部局の教職員がそれぞれの立場で情報保障の円滑な実施と質の向上に協力し合えるようにガイドラインを設けている。支援学生向けのマニュアルやガイドラインを作成している大学はよく見られるが、情報保障に関わる関係者すべてを対象とし、かつ利用学生に対して情報保障支援を受けるうえで担うべき責任についても明確に記しているところに特徴がある。

FD 研修においては、発達障害を含む全ての学生に対して分かりやすいユニバーサルデザイン（UD）型の授業を提案している（スライド 17）。注意いただきたいのは授業の UD 化が教育の内容や質を落とすものではないということ。例えば同じ内容を伝えるにしても、ポイントをわかりやすく整理して話すのは、要点がつかみにくい話をだらだら長時間続けるのよりもはるかに効果的で、こうしたことは情報保障の上でも、ノートテイクの入力がしやすいなどプラスとなる。

④ 指導教員等によるチュートリアルの実施

どんなベテランのノートテイカーであっても入力には脱落やミスがあり、聴こえる学生と同等の情報にアクセスできているとは言えないときもある。適宜、授業担当教員にログをチェックしてもらうとともに、不十分な情報保障を補完する合理的配慮としてチュートリアルをお願いすることもある。聴覚障害学生の学力的な問題への対応として行うチュートリアルは、教員の裁量で行われる学生指導の範疇としている。

２）教育の本質を変更しない範囲のルールや環境の改善・変更・調整 とは

①認知処理プロセスの違いから代替手段を考える

英語の授業では音読をさせることがあるが、聴覚障害学生は音読に困難を示すことがある。このようなとき教育の本質を変更しない範囲で調整するにはどうしたらよいだろうか。音読が、英語学習にとってどのような効果をもたらすかを考える必要がある。先行研究によると聴こえる学生は黙読をしている時も頭の中で音声変換が行われ、情報処理に聴覚経路が重要な役割を担っていることがわかる。しかし、聴覚障害者は視覚経路による情報処理が中心で特に重度の場合は、文字は文字のまま脳に伝達される経路が活性化されていることが多いと推測される。つまり、声に出して読んでも、英語を英語のまま理解する読みにはつながらないと言える。そのため聴こえる学生の音読と同等の効果をもたらすやり方への変更を、合理的配慮として考える必要がある。たとえば、聴こえる学生が音読している行を支援者が指し示し、意味や文法のまとまりで読みやすい句切れの位置にスラッシュを入れながら黙読させるといった作業が、代替手段の一例として考えられる（スライド 20）。

②「伝える力」「コミュニケーション力」をトータルに捉える

例えば大阪大学大学院人間科学研究科のディプロマポリシーを見てもわかるように、特殊な分野をのぞき高等教育の到達点として求められるのは、「聞き取れる」「発声できる」ではなく、「伝える力」「コミュニケーションの力」である（スライド 22）。音声以外にもさまざまな伝達方法があり、聴覚障害学生にとって利用しやすく、かつ効果的な伝え方は聴こえる学生とは異なる。そしてもう一つ、聴こえる学生と異なることとして、聴覚障害学生が「伝える力」「コミュニケーションの力」を発揮するには、情報保障をうまく使いこなす力、コントロールする力が求められる。

これらに関わる例として、通常学校での教育実習におけるサポート事例を紹介する。教育実習生の聴覚障害学生は発音が不明瞭であったが、生徒たちと口話で直接コミュニケーションしたいと強く考えていた。そこで、実習生と生徒の間で確実に伝わるコミュニケー

ション方法を用意する必要があることを話した。具体的には、生徒一人ひとりに小さなホワイトボードを配布し、意見があるときは書いて掲げてもらうという方法を取り入れ闊達なコミュニケーションが実現した。挙手して意見を言うのは躊躇してもホワイトボードならば言いやすいなど、聴覚障害ならではの代替コミュニケーションゆえの効果も得られた。

教育の本質を変えることなく配慮を提供することで、聴覚障害学生が聴こえる学生と同等の教育を保障されるのであれば、学生からアウトプットされたものを公平に評価すればよいということになる。ただし、聴覚障害ならではのやり方を編み出したり身につけたりすることについては、一般の教職員から助言することがなかなか難しいため、聴覚障害者当事者のメンターによるサポート体制を設けるなど、当事者間で情報交換やアドバイスができるようなしくみ作りが必要ではないかと感じている。

４．教育の質保証と障害学生支援―文科省第二次まとめにおける議論から

（講師：柏倉秀克氏）

写真　柏倉氏

今日は企画主旨の中で提示された論点のうち、「教育の本質」を中心に、文部科学省の検討会でどのような議論があり、「障害のある学生の修学に関する検討会報告（第二次まとめ）」でどのように報告されているかについて話したい。

１）障害学生支援における合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、もともとは障害者の権利条約で主張されているもの（スライド 2）。障害者にとって機能障害と別のもう一つの困難である社会的障壁は、努力すれば解決できることも多々あり、この障壁をなくすためのツールが合理的配慮であるといえる。

「障がいのある学生の修学に関する検討会報告（第一次まとめ）」では、「教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と記されており、障害者差別解消法の２つの柱、「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を大学でもきちんと押さえていくことを共通認識確認としたい。

合理的配慮の構成要素としては、岡山理科大学の川島先生が提案した７点が今の日本の標準的な捉え方であると思われる（スライド 5）。さらに第二次まとめでは合理的配慮の内容の決定手順が示されており、一方向ではなく障害の状況やその変化、学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものとされている(スライド 6)。また、合理的配慮の検討は学生さんの意思の表明によってスタートするが、自分から配慮を申し出ることができない学生については支援者が意思表明の支援を行うという点が文部科学省の対応指針で示されている。

建設的対話とは一方的に配慮内容を通告するのではなく、対話のキャッチボールを適切に行うことであり、できれば一対一の対応ではなく支援室と学部の教員双方が関わる等、客観性も必要になる。

重要なのはモニタリングのプロセスで、日本学生支援機構がまとめた紛争解決事例の中では、「協議の結果、苦情が口に出されないので解決したものと思われる」という事例も出されているが、それは本当に解決したと言えるのか疑問が残る部分もある。やはり事後のモニタリングが必要であり、次の支援につなげていくことが重要だと思う。

２）合理的配慮の内容決定の際の留意事項

障害学生への配慮は、「できません」という先生がいる一方、「なるべく支援しよう」と考え、方法を講じる場合もある。どう対応すれば良いか考える際のポイントになるのは、「教育の目的」と、やらなければならない「内容」は何かという点。さらにきちんと「評価」をしなければならないが、実際にはうまくいかない場合も多い。

教育の目的については、教員個人の問題ではなく学内できちんと議論すべき問題で、障害者差別解消法が施行された後、大学のディプロマポリシーやシラバス等で掲げている内容が、不当な差別的取扱いを含むものでないかどうか、もう一度法律の視点で見直す必要がある。教育の目的を踏まえた上で、教育の提供方法の変更を検討することが重要になる。

スライド 8 に合理的配慮提供のモデル図を示しているが、このうち「教育の本質を変えるものになっていないか」という視点が合理的配慮をとらえる上で重要になる。以前はダブルスタンダードという言葉が使われたこともあったが、本来は、この授業はどういう目的があって、どの範囲で合理的配慮が提供できるのかを考えて行くことが求められている。あるいは、この資格を出すにあたって本来満たすべき要件は何かを押さえた上で、障害のある学生が授業に入っていけない状況を排除しようと考えていくことが重要である。例えば、イギリスやオーストラリアの大学のディプロマポリシーでは、専門職の資格取得に関しては厳格な要件が具体的に記されているが、実際のところ、実験実習の場合は特にこうした検討が難しい状況がある。

したがって、学位の授与に必要なディプロマポリシーや、授業の本質を示すべきシラバスの内容をきちんと見直していく必要がある。その授業の本質は何であるかを教員がきちんと答えられない状況では、解決すべき配慮内容にたどり着くことは難しい。

最後に、まとめとして合理的配慮をめぐる論点を示した（スライド 10）。今般、東京大学と京都大学が文部科学省のプラットフォーム事業を担うこととなり、今後はそうした大学にさまざまな専門人材や助言を求めたり、大学間で連携を図ったりしていくことが重要であると考えている。

到達点と課題

本分科会のテーマは、PEPNet-Japan がこれまで開催してきたシンポジウムでも初めて取り上げたテーマであった。3 人の講師による報告は、障害学生支援に関わっているそれぞ

れの立場からの問題提起であり、いずれも重要な論点が示されていた。このテーマについての検討が端緒についたばかりであることを考えると、具体的な事例をもとにこのような問題提起がされたこと自体にまずは大きな意義があったと考える。分科会では、時間の制約からこれらの報告について議論を深めるにはいたらなかった。そのため、報告者の所感を述べてこの報告のまとめとしたい。

田口氏からの報告は、語学教育において他の学生と公平な評価を可能とするための合理的配慮のあり方についてであった。代替手段をとることにより語学教育の何を評価しているのかが判然としなくなる課題が報告された。まさに教育の目的・内容・評価をめぐるジレンマであるが、代替手段によって語学教育の既存の目的・内容・評価に近づけようと考えるのか、それとも語学教育の目的あるいは聴覚障害学生にとって語学教育を学ぶ目的はどこにあると考えるのか、によってこの報告の論点は広がりをもつと思われた。

一方中野氏の報告は、教育の本質をどのように考えるかについてであった。器官レベルでの「聞く能力」「話す能力」が教育の本質として必ずしも求められていないはずだとして、「伝える力」「コミュニケーション力」をトータルにとらえることの重要性が指摘された。このことは、教育の目的・内容・評価の本質が何であるかのとらえなおしを求めるものであり、先の田口報告とも関連する論点である。また、情報保障と学力の問題を切り離して考えることの重要性が述べられたが、この点は情報保障環境のあり方が常に問われる続ける課題であることも意味している。ただ、情報保障と学力の問題ははたして明確に分けられるのかは議論が残ると思われた。

柏倉氏からは、文部科学省「障害のある学生の修学に関する検討会報告（第二次まとめ)」において、教育の本質がどのように議論されたかについて報告があった。授業(教育)の本質を教員が把握することと、ディプロマポリシーやシラバス等にそれを明示することの必要が述べられ、あらためてその重要性を再確認する機会となった。一方でその「本質」とはそもそも何かが気になるところであったが、これに関連しフロアからその具体的な例示を求める旨の質問があった。柏倉氏からは、例えば実験の授業において道具を準備することがその授業がもつ目的の本質であるかどうかの見直しが必要との説明があった。これは差別的取扱いに関わる問題であり、「本質」とは何かを考える際のひとつの視角である。

以上のように各報告には重要な論点が含まれていたが、各講師間やフロアとの議論がほぼもてなかったのが残念であった。このテーマに関して今後の課題を述べるならば、やはり「本質」とは何かをめぐっての議論を深めていくことだろう。おそらく「本質」は絶対的なものとしてあるのではなく、つねに「ゆらぎ」をもつものとして考えることが重要になるように思われる。そうした「本質」とは何かを探るためにも、現に障害学生支援の場で起きている「ジレンマ」状況をしっかりとらえることが今求められていると言えよう。

写真　会場の様子

分科会３　松川敏道氏　当日投影資料
（教育の質保証と障害学生支援のあり方をめぐる問題
―合理的配慮と教育の質の間のジレンマ―）

第3分科会

教育の質保証と障害学生支援の
あり方をめぐる問題
―合理的配慮と教育の質の間のジレンマ―

企画趣旨説明

1.教育の質保証をめぐる議論の高まり
2.誰のために何を保証しようとしているのか
3.教育の質と合理的配慮
4.本分科会の論点
参考資料

1

札幌学院大学　松川敏道
2017/10/29

1．教育の質保証をめぐる議論の高まり

■「質の保証に係る新たなシステムの構築について」
2002年中央教育審議会答申

➢ これを契機に政策課題化した。

■「我が国の高等教育の将来像」
2005年中央教育審議会答申

➢ 「高等教育の危機は社会の危機」として高等教育のあり方や役割を提示。
➢ その危機の中心的課題のひとつが「高等教育の質の保証」であった。
➢ しかし、教育の質とは何かという定義に踏み込んでいたわけではない。

2

2．誰のために何を保証しようとしているのか

消費者保護として	・授業料を払う学生に対する教育サービスや学位の信頼性という観点での質保証。
産業界が求めるものとして	・産業界が活用する人材に対する投資という観点での質保証。教育過程そのものよりも教育課程の結果について成果が求められる。
大学の使命として	・学問研究を通して身につくアカデミックな能力の育成や教養教育という観点での質保証。
社会が求めるものとして	・公費が投じられている公的機関としての説明責任という観点での質保証。行政改革的な圧力とも言える。
顧客満足度として	・顧客(学生)のニーズを満たす度合いという観点での質保証
その他として	・わかりやすい説明の仕方、教材の工夫、活舌の良さ等々、授業の運営や技術的な問題にかかわる観点での質保証。アクティブラーニングもここに含まれるかもしれない。

3

2．誰のために何を保証しようとしているのか

■教育の質は「利害関係者」ごとにその観点が多様に存立。
■「誰」や「何」を単一に特定することの困難さ。さらに‥

➢ 産業界が求めるような質(能力)といっても大学教育のみで培われるものでもない。
➢ 顧客満足度と言ってもきわめて「主観的」。そもそも質は主観的なもの。
➢ 学習の成果に対する検証方法は未だ明確になっていない。

■教育の質を説明することの困難さ。

➢ 質とは何かを明確にすることの困難性故にあいまいのままにされてきた。
➢ あいまいではあっても質の向上に向けて取り組みはされてきた。

4

3．教育の質と合理的配慮

■しかし合理的配慮はこのあいまいさを許容しない。

➢ なぜなら「誰に対して何をどのように」という問いがすでにそこに存在するから。
➢ 「新たな問題を提起している」ことの意味はこのことである。

■合理的配慮をめぐる質の問題

➢ 本分科会は教育の質そのものを議論する場ではない。しかし、本分科会のテーマを考える上でこの問題と切り離すこともできない。
➢ この点を念頭におきつつ、本分科会ではまず聴覚障害学生支援の場において、どのような「質の問題」が立ち現れているのか、具体的事例をもとにその状況を確認し問題の所在と対応のあり方について検討する。

5

4．本分科会の論点

(1)情報保障(支援)環境の問題として

➢ 〈このように授業をしたい〉という教員の立場と〈このように授業を受けたい〉とする学生の立場から生まれる合理的配慮と質の保証をめぐる問題は、一義的には情報保障の手段や条件に依存する。
➢ いわば常なる問題、こうした情報保障環境をめぐる問題の所在と対応のあり方について。

(2)情報保障(支援)環境の問題に収まらない問題として

➢ いわゆる〈ジレンマ状況〉。仮に情報保障環境が整っていたとしても、例えば「誰に対して何をどのように」変更・調整すべきかをめぐってジレンマ状況が生じうる。
➢ これは教育の目的・内容・評価の間にある種のズレを生させている状況と考えられるが、こうしたズレ与ジレンマをめぐる問題の所在と対応のあり方について。

(3)教育の「本質」をめぐって

➢ 個々の授業において求められる「本質」とはどのようなことで、何をどこまで明らかにすれば「本質」が確定されたことになるのか、あるいはそれは可能なのか。
➢ また、その教育で必要と考えられる「本質」とは、障害のある学生にとって必要となる本質的な「能力」と一致するものなのか。

6

参考資料

- 大林守(2017)「大学教育の質の計測」『専修商学論集』2017-01、101-108
- 髙祖敏明(2016)「大学教育の質保証は進展しているか：中央教育審議会の三つの答申を手がかりに」『大学評価研究』(15)、9-17
- 田中弥生「大学の質保証とは何か」http://lite.blogos.com/article/80716/?axis=&p=1(2017/09/13アクセス)
- 中央教育審議会(2002)「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」平成14年8月5日
- 中央教育審議会(2005)「我が国の高等教育の将来像(中央教育審議会答申ポイント)」平成17年1月28日

7

分科会３　田口達也氏　当日投影資料
（語学教育における聴覚障害学生への合理的配慮と教育の質保証のジレンマ）

語学教育における
聴覚障害学生への合理的配慮と
教育の質保証のジレンマ

愛知教育大学
外国語教育講座　田口　達也

1

謝辞

本発表は、発表者である田口の教授経験および、岩田科研（基盤C：16K04825「聴覚障害学生の英語学習実態調査と英語力向上に向けての提言」）を含む一連の研究調査の成果に基づいています。共同研究者の岩田吉生先生、浜崎通世先生、小塚良孝先生に感謝申し上げます。

2

日本の英語教育の現状

- コミュニケーション重視の教育
- 2技能（読む・書く）から
  4技能（読む・書く・聴く・話す）へ
- 英語による授業の実施
  （「グローバル人材育成」に向けて、英語で授業を行うことが大学評価の指標の一つ）

音声を中心としたコミュニケーションの授業

3

愛知教育大学の英語授業

- 英語授業科目
  - 「英語」（2～4技能全般）
  - 「英語コミュニケーション（英コミ）」
- クラス編成
  - 教育課程単位・学籍番号順によるクラス配置
  - 健聴学生と聴覚障害学生との混成クラス
    （「英語」：50人中1人）（「英コミ」：30人中1人）

健聴学生中心のインクルージョン教育 ➡ ジレンマ

4

合理的配慮とは？

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと」
（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」）

障害者からの意思の表明がある場合だけでなく、意思表明をしにくい場合あるため、教員側から見て、教育上、社会的障壁の除去が望ましいという場合も含める。

5

事例①（授業内容関係）

- 授業運営言語
  - 教育の質－学習者のリスニング力向上と英語使用の雰囲気の促進のため英語を使用
  - 合理的配慮－教員の指示説明等を手話通訳者やパソコンテイカーが伝達しやすい日本語を使用

問題点・ジレンマ
英語で指示説明等を行っても、手話通訳者やパソコンテイカーが英語を聴覚障害学生に十分に伝えられないことがある・・・
英語と日本語のどちらを授業運営の主言語とする方が良いのだろうか？

6

事例①（授業内容関係）

出典元：大分県教育庁チャンネル（2016）

Script: So, from now, let's move on to the next activity. Please take out your picture card. Picture card, please. OK? Right. So, you are going to retell the story using the picture card. OK? All, do you have your own? Yes, no? OK. I hope you have your own one. Right. Do you need some preparation time individually or can you do pairwork instantly? What do you want? Preparation time? You can say what you want, whatever you want. Individually? So, practice individually and then let's get into pairs and do the pairwork. OK? But I can give you only two minutes. OK. Two-minute preparation. OK. So, please practice by yourself. (5:54-6:55)

事例②（授業内容関係）

- 授業活動の種類
  - 教育の質－音声中心活動（リスニング、スピーキング、発音）
  - 合理的配慮－文字中心活動（リーディング、ライティング）

問題点・ジレンマ

音声中心の授業を行うと、聴覚障害学生の活動が制限されてしまい、一方でコミュニケーションの授業では文字中心の活動を行うことは難しい・・・　聴覚障害学生と健聴学生のどちらを中心とした活動が良いのだろうか？　折衷案として、個別に対応した活動が良いのだろうか？

教師の声

「音声重視・英語使用の授業形態はどのようなサポートをしても限界があると感じた」（岩田他, 2015, p. 36）

7

事例③（評価関係）

- 評価基準の公平性
  - 教育の質－リスニング・スピーキング試験
  - 合理的配慮－リスニング・スピーキング以外の試験による代替評価

問題点・ジレンマ

リスニング・スピーキング試験と代替試験の難易度を同じにすることは非常に困難・・・　健聴学生と同じように、リスニング・スピーキングの評価が良いのか？　あるいは他の試験による代替が良いのか？　その場合、難易度を含む公平な評価は可能か？

8

事例③（評価関係）

健聴学生用

Q 3. Read the passage first. Then listen to the DVD and choose the best answer.
Passage 1. Queen Elizabeth II, Queen Elizabeth I and Global English

Amazingly, even now Queen Elizabeth II is the "head of state" of the United Kingdom, Australia, Canada, New Zealand, Jamaica, Papua New Guinea, the Bahamas, Barbados and eight other independent Commonwealth countries!

Questions

(1) a. eight countries　b. 16 countries　c. 54 countries

聴覚障害学生用

Q 3.
（筆者に4分読む時間を与えます。そしてその後、問題文を一つずつ渡します。問題文は一つにつき、15秒だけ読むことができます。そして聴覚**ができたら、次の問題文を同様に15秒間読み、その後は見ることはできません。最初は全て同じ形式でしゃべります。）**
Passage 1. Queen Elizabeth II, Queen Elizabeth I and Global English

Amazingly, even now Queen Elizabeth II is the "head of state" of the United Kingdom, Australia, Canada, New Zealand, Jamaica, Papua New Guinea, the Bahamas, Barbados and eight other independent Commonwealth countries!

Questions script

Q 3-1. Queen Elizabeth II, Queen Elizabeth I and Global English

1. Of how many countries is Queen Elizabeth II the "head of state"?

聴く（健聴学生）か読む（聴覚障害学生）かの違いだが、どちらも設問内容をすぐに理解する力を評価している

事例③（評価関係）

健聴学生用

Ch. 5: Animal Attire—Listen to the DVD and fill in the blanks with English words.

Animals have always been (①_____: **5 words**). From the dawn of humanity we have worn animal skins for much needed warmth and comfort. Nowadays, however, wearing animal attire also has sex appeal. In our modern world, leather is worn for both its fashionable image as well as its protective nature. And even salmon skin can be (②_____: **6 words**). Colourful birds were often highly prized.

聴覚障害学生用

Ch. 5: Animal Attire—Translate the bracket parts from Japanese into English.

（①動物はいつでもひらめきの大いなる源です：**5 words**）. From the dawn of humanity we have worn animal skins for much needed warmth and comfort. Nowadays, however, wearing animal attire also has sex appeal. In our modern world, leather is worn for both its fashionable image as well as its protective nature. And（②鮭の皮でさえもおしゃれで耐久性のある服へと変貌する：**8 words**）. Colourful birds were often highly

① **Animals have always been** _____
（残り5語）
② **even salmon skin can be** _____
（残り6語）

ディクテーション（健聴学生）と暗記したことを書くこと（聴覚障害学生）は同じ力を評価している？

事例④（評価関係）

- 英語力の評価
  - 教育の質－学習者全員に対して、真の英語力を公平に評価
  - 合理的配慮－手話通訳者/教員/学生が情報保障のため内容を伝達

問題点・ジレンマ

情報保障のためには手話通訳者等は必要だが、情報伝達の際に日本語で伝えられると真の英語力を評価できているのだろうか・・・

や手話

教員の声

「健聴者や教員が話している英語を、学生が手話で通訳する場合、日本語にして訳すことが往々にしてあったため、英語の学習としては成り立っていない気がしました」（浜崎他, 2015, p. 12）

9

事例④（評価関係）

聴覚障害学生：What subject do you like?
健聴学生：Japanese. I like reading books.
（下の絵のような手話を添えて）
聴覚障害学生：I see.

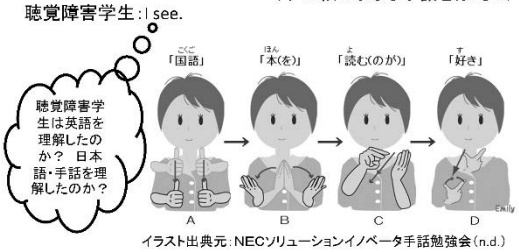

イラスト出典元：NECソリューションイノベータ手話勉強会（n.d.）

事例⑤（協働活動関係）

- 協働活動時のコミュニケーションの壁
  - 教育の質－協働活動を通じて内容の発展と理解の深化
  - 合理的配慮－インクルーシブ教育のため健聴者と一緒に活動

問題点・ジレンマ

健聴学生が手話に通じておらず、健聴学生と聴覚障害学生が互いになじみがないため、ペア・グループ活動の際、双方の間にコミュニケーションの壁ができ活動がうまくいかない・・・ どちらをより積極的にさせる方が良いのか？

教員の声
「私は授業の様子を窺いながら、健聴学生と聴覚障害学生との協働的なアクティビティを取り入れるつもりだったのですが、健聴学生の側が聴覚障害学生を受け入れる気配が少しも感じられなかったので、取り入れませんでした。（中略）健聴学生がたぶんどう接していいか全く分からなかったのだと思います」（浜崎他, 2015, p. 7）

10

事例⑥（協働活動関係）

- 時間配分
  - 教育の質－協働作業を通じて内容の発展や理解の深化
  - 合理的配慮－筆談や手話でのやりとりにより健聴者と協働活動

問題点・ジレンマ

聴覚障害学生がいるペア・グループは、筆談や手話によるやり取りのため活動時間がより必要となる。彼らの活動が終わるまで待つのが良いのだろうが、他の学生の進捗状況次第では、活動が途中で終わってしまう。それも仕方がないのかもしれないが・・・

教員の声
「課題については、ペアの相手とは筆談や手話でのやり取りのため、活動時間が他のグループよりも余計に時間がかかってしまうので、時間の調整が難しく、活動の時間が足りなくなり、中途半端な内容になってしまうことがありました」（浜崎他, 2015, p. 7）

11

参考文献

NECソリューションイノベータ手話勉強会（n.d.）『手話勉強会』http://www.syuwabenkyokai.jp/syuwa/（2017年10月16日閲覧）
大分県教育庁チャンネル（2016, 11月9日）『授業まるごと！大分県立三重総合高校 1年 コミュニケーション英語I 藤塚紀子指導教諭』https://www.youtube.com/watch?v=34DLRpm93Y8（2017年10月19日閲覧）
岩田吉生・田口達也・小塚良孝・浜崎通世（2015）「聴覚障害学生の英語学習の教育支援に関する実態調査」『教養と教育』15, 26-36.
内閣府（2015）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html（2017年9月7日閲覧）
浜崎通世・岩田吉生・田口達也・小塚良孝（2016）「聴覚障害学生に対する教室での具体的英語指導－愛知教育大学における取組と課題－」『教養と教育』16, 1-12.

12

英語授業の協働活動に向けて

- 授業内容関係（①授業運営言語、②授業活動の種類）
- 評価関係（③評価基準の公平性、④英語力の評価）
- 協働活動関係（⑤協働活動時のコミュニケーションの壁、⑥時間配分）

解決策私案

① 英語のできる手話通訳者・パソコンテイカーの確保・育成
② 活動内容に応じた日本語・英語の使用
③ ライティングとスピーキング活動の段階統合
④ プレゼンテーションの場合、聴覚障害学生が発表内容を英語で書き、それを他の人が代読（Darroch, 2013）
⑤ 小グループ分けとメンバーのグループ間ローテーション（Sutherland, 2008）

参考文献
Darroch, K. (2013). Interpreting for deaf students in foreign language classes. *AIIIC News, 29*(2), 1-6.
Sutherland, I. M. (2008). Everybody wins: Teaching deaf and hearing students together. In T. Berberi, F. C. Hamilton, & I. M. Sutherland (Eds.), *Worlds apart? Disability and foreign language learning* (pp. 43-69). New Haven, CT: Yale University Press.

分科会３　中野聡子氏　当日投影資料
（対等な学びの環境を提供する「聞く」「話す」の合理的配慮とは）

OSAKA UNIVERSITY

第13回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
分科会3「教育の質保証と障害学生支援のあり方をめぐる問題
―合理的配慮と教育の質の間のジレンマ」

対等な学びの環境を提供する
「聞く」「話す」の合理的配慮とは

大阪大学キャンパスライフ健康支援センター
中野　聡子

1

OSAKA UNIVERSITY

2つの問い

聴覚障害学生・一般学生双方にとって
教育の質を低下させない合理的配慮とは

聴覚障害にとって教育の本質を変更しない範囲の
ルールや環境の改善・変更・調整 とは

2

OSAKA UNIVERSITY

聴覚障害学生・一般学生双方にとって
教育の質を低下させない合理的配慮とは

3

OSAKA UNIVERSITY

高等教育における合理的配慮の大前提

「合理的配慮」≠「単位の取得・卒業/修了の保証」

合理的配慮の提供にあたって

聴覚障害そのものに対する
合理的配慮

聴覚障害学生自身の学力
的問題

しっかりと分けて考える
ことがポイントではないか

4

OSAKA UNIVERSITY

つまり…

聴覚障害そのものに対する
合理的配慮

➡ 聴覚障害学生支援での対応

聴覚障害学生自身の
学力的問題

➡ 個々の教員の裁量・判断による指導としての対応

5

OSAKA UNIVERSITY

情報保障の質の問題に関する事例

聴覚障害学生	• テイクが先生の言っていることと全く正反対の間違いをしていたりする。 • ここが知りたいという細部や主要ポイント、論旨説明に限って、テイクが省略されてしまったり完結した文章となっていなかったりする。 • 話者の判断がわかる部分なのに、要約技法による文末処理にかけられてなくなってしまっている（例：あるんです→ある）。
支援学生	• 先生の話が早すぎてテイクが追いつかない。 • 学生の発言は声が遠かったり、要をえない話し方でテイクしづらい。 • ディスカッションのとき、一斉に話すのでテイクができない。 • 英語の専門用語が多くて聞き取れない。
教員	以前に聴覚障害学生が受講する授業があり、ノートテイクの打つ速度に合わせて、ゆっくり同じことを繰り返して話していたら、受講生からつまらないと授業をちゃんと受けてもらえなくてクラス崩壊状態になったことがあったのでノートテイクが入ることに不安があるのだが…。

➡ 聴覚障害学生支援として対応すべき問題

6

OSAKA UNIVERSITY

情報保障の質的向上・補償に対する4つのアプローチ

1. 派遣可能水準の引き上げと適材適所性の強化
2. 通訳スキル養成の強化
3. 通訳環境の改善
4. 指導教員等によるチュートリアルの実施

7

OSAKA UNIVERSITY

1. 派遣可能水準の引き上げと「適材適所」性の強化

情報保障評価シート　通訳スキルの客観的・分析的把握

よくできた＝4，まあまあできた＝3，あまりできなかった＝2，全くできなかった＝1

	質問項目	評価
開始前		
1	授業前に配布される資料に目を通していますか？	
2	開始前にパートナーと連絡の方法について打ち合わせしましたか？	
タイピングについて		
3	タイプミスなく，入力できましたか？	
4	すべての指をバランスよく使って，入力できましたか？	
5	疲れにくい姿勢で，入力できましたか？	
連係スキルについて		
6	パートナーと交互に文を入力できましたか？	
7	パートナーと内容の重複をすることなく，入力できましたか？	
8	パートナーに合わせ，自然で間違いのない文章を入力できましたか？	
9	内容の脱落や間違いなく，入力できましたか？	
10	専門語・専門用語を間違えず，入力できましたか？	
11	パートナーの入力速度をよく見ていましたか？	
12	入力文章がかぶったときにパートナーに合わせ適切な対応をとれていましたか？	
入力文章全体について		
13	各トピックの要点は入力できましたか？	
14	不必要な要約をせず入力できましたか？	
15	途中で途切れたり意味の通らなかった文はありませんでしたか？	
16	教室内で聞こえている話し声や雰囲気の音声情報もテイクできましたか？	

8

OSAKA UNIVERSITY

1. 派遣可能水準の引き上げと「適材適所」性の強化

- 授業レベル（博士課程・修士課程・学士課程）
- 授業形式（講義、演習、実習、ゼミ）
- 教員の話し方、参考資料の量
- 聴覚障害学生にとっての優先度
- 聴覚障害学生の授業への関与の仕方

- 支援学生の専門分野
- テイク経験
- テイクスキルにおけるウィークポイント
- 瞬時理解力
- 通訳作業速度（情報処理速度）
- ペアの学生によるカバーの度合い
- 総合的にみた伸びしろ

- ログに関するフィードバック（授業担当教員）

➢ 支援者派遣の「適材適所」性を高める
➢ 派遣可能水準の全体的な引き上げ

9

OSAKA UNIVERSITY

2. 通訳スキル養成の強化

スクリーニング：e-typingスコア200以上

ノートテイク講習会：90分×7回
➡ 4.5時間増
➡ 外部講師の一部利用
➡ 当事者視点のテイク解説

支援学生登録

支援現場派遣

派遣レベルに達しない学生

スキル不十分と判断された学生

個別スキルアッププログラム

10

OSAKA UNIVERSITY

個別スキルアップ練習教材の例

本学共通教育の授業を利用した連係テイク練習教材の映像挿入

11

OSAKA UNIVERSITY

3. 通訳環境の向上

- ノートテイク支援ガイドライン

➡ 情報保障の質は、支援者の通訳スキルだけで決まるものでないことを認識共有し、関係者それぞれの立場で協力できることを促す。

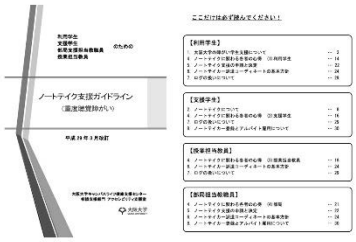

12

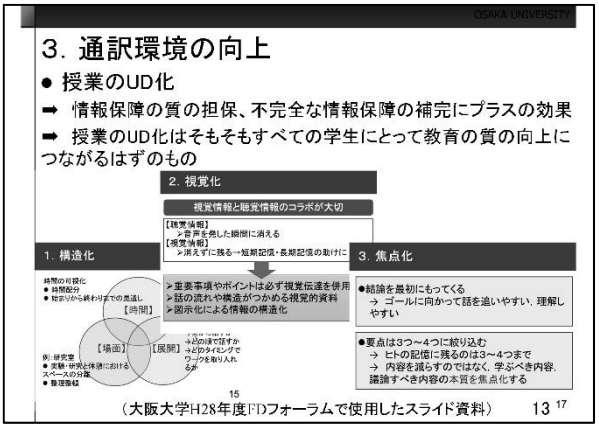

（大阪大学H28年度FDフォーラムで使用したスライド資料）

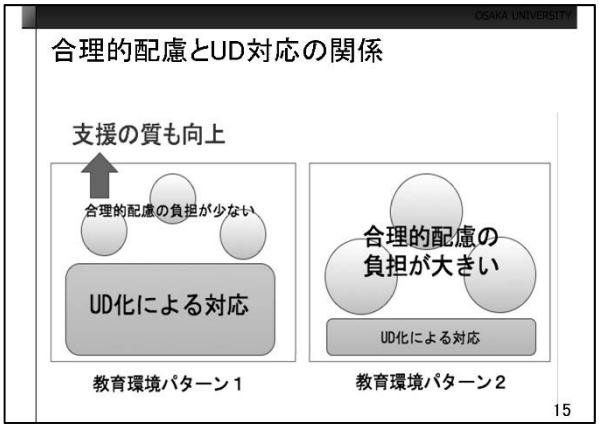

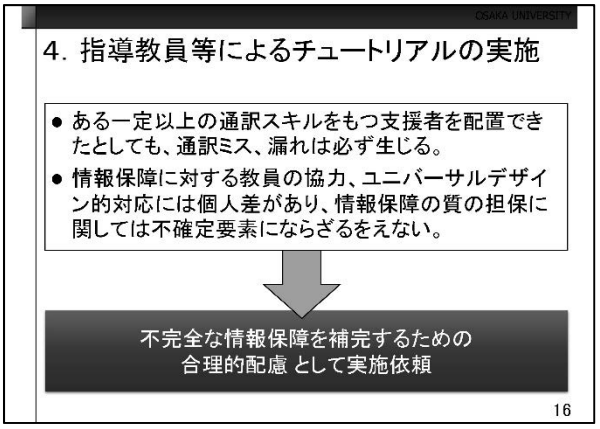

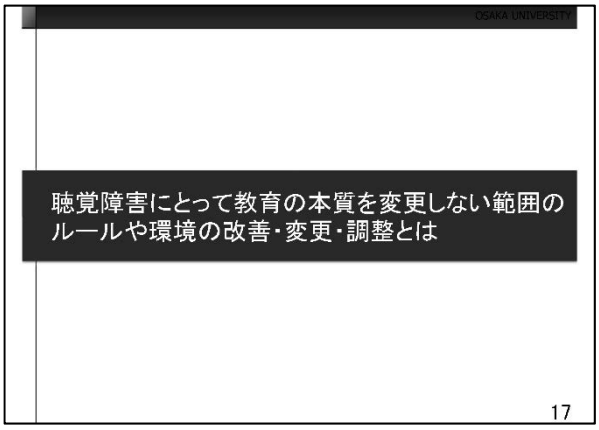

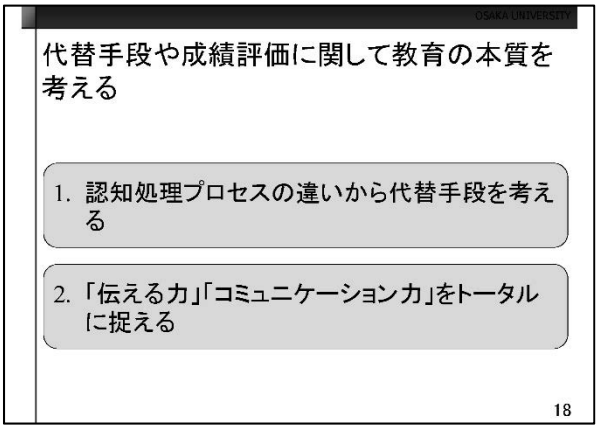

OSAKA UNIVERSITY

1. 認知処理プロセスの違いから代替手段を考える

事例：外国語の授業

（英語の授業で）「順番に音読させられるけど、聞こえない私は発音も悪いしあてられると困るし、授業に参加したくない…」。

「教育の本質」を考えるならば…

障害に起因した「できる/できない」だけでなく、音読させる目的は何なのかを考える必要

19

OSAKA UNIVERSITY

聴覚障害者が英語を英語のまま理解できるようにするには？

聴覚障害者は韻律よりも意味や文法単位の区切りを自動化

- 英語の読み能力が同等の聴覚障害者、聴者各5名を対象
- 英語音声認識字幕の文章を黙読しながら、読みやすい位置にタブレットペンでスラッシュを挿入。
- 聴覚障害者群は聴者群よりも、音の句切れが入る位置でのスラッシュ挿入が有意に少なく、韻律情報に依存しない処理形式をとっていると考えられた。（中野他，2011）

- 聴学生が音読している行を支援者が指し示し、意味や文法のまとまりで読みやすい句切れの位置にスラッシュを入れながら黙読させるといった作業が代替手段となりうるかもしれない。
- 聴覚障害学生向けの授業の開講や教員の個別指導による対応ができればなお良いが、大学よって事情はさまざま。

20

OSAKA UNIVERSITY

2.「伝える力」「コミュニケーション力」をトータルに捉える

（一部の特殊な分野を除いて）
感覚器官レベルでの「聞く能力」、音声器官レベルでの「話す能力」が教育の本質ではないはず。

21

OSAKA UNIVERSITY

大阪大学人間科学研究科修士課程ディプロマ・ポリシー

- 日本および国際社会に貢献する学際的で幅広い知識を十分に身につけている。
- 行動学、社会学、人間学、教育学、共生学の高度な知識を体系的に理解している。
- 現代社会やそこに生きる人間に深い関心を持ち、現代という未曾有の転換期の学問的・社会的要請に応え、解決しようとする意欲を持っている。
- 自ら設定した課題を実験・調査・フィールドワークなどによって解決する実践的能力を持っ ている。
- 自ら設定した課題についての専門的知識、およびそれを科学的・実証的・統計的手法、並びに人文学的・文献調査的手法を用いて分析・考察できる研究スキルを修得している。
- 自らの思考・判断のプロセスを説明し、伝達するためのプレゼンテーション能力や技術、コミ ュニケーション能力を持っている。
- グローバルにコミュニケートする能力を持ち、自身の研究で得た知見を日本およびび世界に発信する能力と意欲を持っている。

22

OSAKA UNIVERSITY

聴覚障害者にとっての「伝える力」「コミュニケーション力」

音声との併用、あるいは音声以外の手段による効果的な伝達の工夫

- ➡ 論旨が明快に伝わる発表展開の構成
- ➡ 視覚的にわかりやすく、聴衆の関心を引き寄せるスライド資料や参考資料の作成
- ➡ 文字や通訳を介したコミュニケーションの適宜利用

「通訳」を使いこなす力

- ➡ 通訳は基本的に音声伝達という物理的障壁を解消・軽減するのみ
- ➡ 学術性の高い内容では通訳者に対する事前フォローが必要
- ➡ 通訳をつけてもコミュニケーション力そのものが向上するわけではない

23

OSAKA UNIVERSITY

事例：教育実習

（一般校での教育実習に関する聴覚障害学生との面談相談で）「自分でしゃべって授業をしたいし、生徒と口話で直接コミュニケーションしたい」。

- 慣れていない人には聞き取りづらい発音・発話
- 生徒たちに聴覚障害に配慮した話し方を求めるのは難しい
- 日常会話のコミュニケーションと違い、中等教育の授業に関する内容の質問やりとり

➡ 聞こえる教育実習生と同じやり方をしていては低い評価になるのは当然

24

OSAKA UNIVERSITY

考えられる対策

- 発音不明瞭でも生徒が音声を聞き取りやすくするための、音声と視覚提示の併用
- 「見るだけ」でも内容が一目で把握できるような視覚的提示、板書、教材の工夫
- どの生徒にとってもわかりやすい授業展開　…ユニバーサルデザイン型の授業
- 生徒1人1人にホワイトボードを配布し、質問、意見など自由闊達な双方向コミュニケーションの実現

- 音声伝達に強く依存しなくても効果的な指導を行う手立てはいくつもある
- ユニバーサルデザイン性の高い授業、文字による双方向コミュニケーションなど、聴覚障害があるがゆえの新しい効果的なやり方を生み出すことも可能　…ダイバーシティの発想

25

OSAKA UNIVERSITY

事例3：学会発表

（聴覚障害学生が学会発表の質疑応答に手話通訳を入れたときの様子について）「聴者の参加者が聞いても要を得ない質問の仕方だったらしい。あらかじめ『手話通訳が入っているからわかりやすく質問してください』って協力をお願いするとよかったのかなあ」

26

OSAKA UNIVERSITY

質問相手から質問意図や相手の問題意識を探り当てていくコミュニケーション

- 「今、〇〇さんがおっしゃったのは△△ということでしょうか」
- 「質問の意味がよくつかめなくてすみません。〇〇というふうに私は理解したのですが、これで合っていますでしょうか」
- 「このような説明で、聞かれたことへのお答えになっていますでしょうか」
- （たくさん質問があって覚えきれない場合に、1つめと2つめの質問に答えたあと）「すみません、3つめの質問、もう一度おっしゃっていただいてもよろしいでしょうか」

27

OSAKA UNIVERSITY

そして評価は…

- そもそも伝達方法よりも伝達内容のほうが評価の主軸
- 適切な合理的配慮がなされていれば、教員はアウトプットされたものをピュアに見ればよい
- 聴覚障害ならではの「伝える力」「コミュニケーション力」を身につけるには、教員・支援室教職員からのアドバイスや、聴覚障害当事者間でのメンター活用などの仕組みづくりが必要

28

分科会３　柏倉秀克氏　当日投影資料
（教育の質的保証と障害学生支援―文科省第２次まとめにおける議論から）

教育の質的保障と障害学生支援
―文科省第２次まとめにおける議論から

日本福祉大学　柏倉秀克

1

合理的配慮：障害者権利条約①と障害者差別解消法②

①障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

②障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われる

2

障害学生支援における合理的配慮：第１次まとめ

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
かつ大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

3

第2次まとめ：大学における実施体制

不当な差別的取扱いを防ぎ、必要な合理的配慮をできる限り円滑かつ迅速・適切に決定・提供するためには、それぞれの大学等の状況を踏まえた体制整備が不可欠である。これらの体制整備に必要な観点や定めておくべき手順を以下に示す。

①事前的改善措置
②学内規程
③組織
→委員会、支援専門部署、紛争解決の第三者組織

4

第2次まとめ：合理的配慮の構成要素

①個々のニーズ
②社会的障壁の除去
③非過重負担
④本来業務付随
⑤機会平等
⑥**本質変更不可**
⑦意向尊重
※オーバーラップしうるものもある

（川島聡　岡山理科大学）

5

第2次まとめ：合理的配慮の内容の決定の手順

これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。

①障害学生からの申出
②両者の建設的対話
③内容決定の際の留意事項
④決定された内容のモニタリング

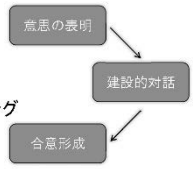

6

第2次まとめ：合理的配慮の内容決定の際の留意事項

合理的配慮の申し出の内容が教育にかかわる場合
- 教育の目的
- 教育の内容
- 教育の評価　　※本質的部分の確認が必要

本質が不当な差別的取扱いに該当しないことを確認し
- 本質を変えず
- 過重な負担にならない範囲で

⇒ 教育の提供の方法を変更

7

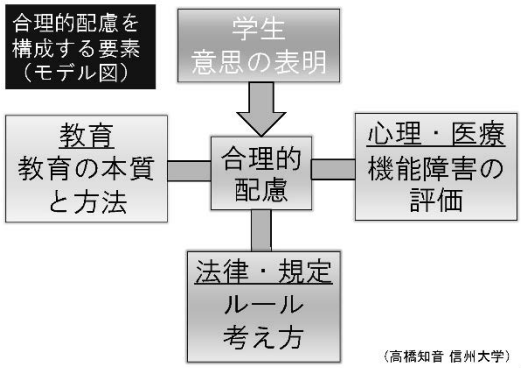

（高橋知音 信州大学）

8

関連情報：合理的配慮を提供するために必要な要素

“教育（授業,実験・実習）の目的,内容,機能の明確化”
- 入試で求められているものはアドミッションポリシー，学位授与に必要なディプロマポリシー，各授業においてはシラバス等で提示　⇒　きわめて曖昧
- これらの明確化が教育の側に求められている

＜イギリスやオーストラリアの大学＞
専門職の要件，資格を与えるための要件等を明文化

9

合理的配慮をめぐる論点：まとめにかえて

①合理的配慮と基礎的環境整備の問題
②合理的配慮の妥当性と合意形成に向けたプロセス
③合理的配慮における本人の意思表明の問題
④合理的配慮と教育の本質部分
⑤合理的配慮と根拠資料（エビデンス）をめぐる問題
⑥合理的配慮と専門人材の育成・配置
- 大学は根拠資料が得られやすい環境を整える必要
- 個々の大学での専門人材の配置は非現実的
- 専門人材を拠点大学に配置，必要に応じ専門的助言

※本報告は京都大学 村田先生から資料提供を得ています。

10

【分科会４】

「聴覚障害学生の意思表明を支える関わりとは」

報告者：

吉川あゆみ（関東聴覚障害学生サポートセンター）

有海順子（山形大学・関東聴覚障害学生サポートセンター）

益子徹（日本社会事業大学大学院・関東聴覚障害学生サポートセンター）

甲斐更紗（九州大学・関東聴覚障害学生サポートセンター）

企画趣旨

聴覚障害学生への合理的配慮の提供は、本人からの意思表明を契機として対話を重ねていき、関係者の合意のもとで支援の内容が決定されることとなる。一方で、大学入学以前に支援の乏しい環境で過ごさざるを得ない聴覚障害学生の多くは、自ら意思表明をする経験が浅いことが少なくない。それゆえ、意思表明に関わるスキルや経験を十分に持ち合わせていないことが多く、本人からの意思表明を促していくための支援が必要とされる。しかしながら、大半の支援環境においては、こうした意思表明支援が十分に行なわれているとは言えず、それゆえ本人が支援の必要性や改善点を表明して、より良い支援に繋げていくといった段階にまで至らないことが課題とされている。中でも、支援学生や支援担当教職員との間のコミュニケーションスキルについては課題の一つとなっており、今後の支援の質的向上に向けて改善が期待される。

そこで、本分科会は聴覚障害学生が意思表明に至るまでの過程や、彼らへの必要な支援について学びあうことを目的とし、聴覚障害学生の意思表明に関わると思われる事例を互いに提供し、グループディスカッションを行った。

司会・企画コーディネーター

吉川あゆみ（関東聴覚障害学生サポートセンター）

話題提供者

有海順子（山形大学・関東聴覚障害学生サポートセンター）

益子徹（日本社会事業大学大学院・関東聴覚障害学生サポートセンター）

指定討論者

甲斐更紗（九州大学・関東聴覚障害学生サポートセンター）

内容

１．企画趣旨説明（司会・企画コーディネーター：吉川あゆみ）

写真　吉川

「意思表明」をどう捉えるかはさまざまな解釈があるかと思う。例えば、学内に設置されている支援室に対して、講義の情報保障として手話通訳またはノートテイクを申請する行為を「意思表明」と考える人が多いかもしれないが、実際はもっと幅広い意味を持ち、聴覚障害学生本人と、本人を取り巻く周囲を広く支援することを「意思表明」と我々は捉えている。そのような幅広い支援がなければ、聴覚障害学生にとって、情報保障の必要性を認識し、自分に合った情報保障を選別して申請するまでの過程は非常に厳しいものであると実感している。関東聴覚障害学生サポートセンターでは、昨年度「PEPNet-Japan 新たな時代のニーズに対応したモデル事例構築事業」として意思表明に関するテーマに取り組んだ。その成果を皆様と共有し、深める場として本企画を設けた。

２．意思表明支援とは（事業報告）（話題提供者：益子徹）

前述した事業で、聴覚障害学生支援の実績がある教職員 13 名に聴覚障害学生への意思表明支援に関するインタビューを行い、分析の結果、35 個の支援ポイントをまとめ、意思表明支援相関図（家モデル）を作成した（スライドは 87 ページ参照）。

「１．初回面談での対応」が 1 階部分にあたるが、高校までに情報保障を活用したことがない聴覚障害学生が多く、コミュニケーション方法も様々である。そこで、まず対象の聴覚障害学生とどのようにコミュニケーションを取っていくとよいかについて考える必要がある。高校までに感じていた困りごとや自己語りを引き出そうとするが、言語化が難しい状況にあることも少なくない。聴覚障害学生のコミュニケーションの特性を把握しながら、支援方法を提供していく、また、情報保障の体験をしてみようと提案したりすることも、支援ポイントになることが明らかになった。

次に、情報保障のニーズを聴覚障害学生が自分の言葉でうまく出せるように言語化を促してみたり、聴覚障害学生のニーズを察知できる通訳者を配置してみたりなどの取り組みを「２．情報保障の基盤形成」とした。そして、屋根を「３．情報保障の実践的見識の形成」と位置付け、例えば、ノートテイクを使ってみたがパソコンノートテイクの方がいい、ゼミのときは手話通訳を使いたいといった［支援内容の変更にともなう調整］などがこれにあたる。しかし、日々支援を受けていく中で簡単に形成できるとは限らず、葛藤が起きる。その葛藤を受け止めつつ支援をしていかないと情報保障の選択がスムーズに行かない場合もあるので、それを意思表明支援相関図（家モデル）の両壁である「４．関係性の構築と促進」と「５．聴覚障害学生の当事者性の涵養」が支えている形になっている。特に

写真　益子

右側の壁にある「５．聴覚障害学生の当事者性の涵養」は、聴覚障害教職員のピアとしての存在が大事になってくるので［聴覚障害教職員の当事者性の活用］を含めた。また、情報保障を利用しない聴覚障害学生との関係については左側の壁に盛り込んだ。これは、在学中に支援を利用しないからといって支援室と関係を持たないとするのではなく、何らかの形でコミュニケーションを取っておくことが大事であるという意見が見られたためである。

これらのことを踏まえると、支援担当教職員がやらなければならないことが多く、すべてを一人で担うには限りがあるため、他との連携が非常に大事になってくる。したがって、土台を「７．環境整備」とし、相談しやすい環境の整備や聞こえる学生へ啓発が重要であるとした。また、保護者とのコミュニケーションに関する情報収集も欠かせないことがわかった。高校までは保護者の影響が大きいが、初回面談においては、保護者が大丈夫と言っても聴覚障害学生本人にとっては大丈夫ではない場合もあるため、保護者との関係をどのように構築していくかも重要である。最後に、同じく土台にあった「８．支援担当教職員が持つ支援技術」も重要な要素であることがわかった。

以上のように、インタビューを通して支援ポイントが明らかになったが、全体を通して「先手を打たない支援」が大事だとまとめることができるだろう。

３．アンケート集計結果より（話題提供者：有海順子）

本分科会でグループディスカッションを行うにあたり、事前に参加者にアンケートを行った。1つ目として、聴覚障害学生には意思表明を伝えるのが難しかった経験について尋ね、2つ目に、意思表明をうまく引き出してもらえた、あるいはこういう方法なら伝えやすいという場面について聞いた。また、支援学生および教職員には、意思表明をうまく引き出せたと感じた場面とその方法について尋ねた（スライドは89ページ参照）。

参加者の方々には限られた期限の中で回答して頂いたが、どれも興味深い内容で日頃から意思表明支援や意思表明というものに向き合っている様子が伺えて意識の高さを感じた。

それぞれの回答の説明をする前に、改めて意思表明のステップについて説明したい。まず、聴覚障害学生本人が「意思を持つ」あるいは「意思を育てていく」ステップがあるかと思う。いきなり意思表明はできないので、自ら意思を持って育ててこそ、次のステップである「意思を伝える」に進むことができる。また、意思は伝えるだけでなく、意思を受け取る側を含めて意思表明と言えるのではないかと、昨年度事業の調査結果あるいは今回のアンケート調査の結果を見て思う。意思表明支援とは、この3つのステップにそれぞれ働きかけていかねばならないものと個人的には思っている。

写真　有海

これら3つの観点でアンケートの回答をまとめたので以下に紹介する。まず、聴覚障害学生からはステップ1（意思を持つ、育てる）

とステップ 2（意思を伝える）に当てはまる困難さが挙げられていた。大学 1～2 年生の時に、自分の聞こえの状況や支援内容についての知識不足、経験不足で何をどのように説明したらわからない。また、その意思も育っていないため、どう表明したらよいか、何を言ったらよいかわからないという困難さがあることがわかった。一方で、意思が生まれそれを育てることができても、複数の聴覚障害学生が同じ支援を利用している場合に、互いの要望をすり合わせねばならないことが難しかったという発展的な困難さも見られ、意思を育てていく上での困難があるように感じた。

また、どの聴覚障害学生も集団でのコミュニケーションの難しさを回答していた。例えば、集団での会話に入れず意思表明をしたくてもできない、話されている内容を教えてもらいたいが受け入れてもらえなかったらどうすればよいかと迷う、会話に入りたくても盛り上がっているところに水をさすようで申し訳なく遠慮してしまうなどの回答があった。

支援学生からの回答でも集団でのコミュニケーションの難しさが出されていた。例えば、聴覚障害学生の要望でグループディスカッションの通訳をしたが思うように伝えきれなかったのではないか、聴覚障害学生が話し合いに参加しづらい雰囲気を作ってしまったのではないかといった例があった。また、手話がうまく読み取れない場合に何度も聞き返すのを申し訳なく思い、曖昧に返事をしてしまったり、互いに遠慮したりして、わかったふりをしてしまう状況にあることがわかった。

教職員からは、3 つの困難さが挙げられていた。1 つは、学生が現状に満足していて意思が生まれてこない場合。2 つは、聴覚障害学生に他者とのコミュニケーションの経験が不足しているため、なかなか伝わらない場合、それをどう引き出せばよいのか。最後に、自己の聴覚障害を知られたくない場合、周囲にどう伝えればよいか。

これらに対して、聴覚障害学生からは意思表明ができたと感じた場面について大きく 2 つのことが挙がった。「グループディスカッションで、文字通訳や手話通訳といった様々な情報保障が提供されたおかげで自らの質問や意見を述べることができた」といった成功体験を通して、自分がどのような場面でどのような支援を必要としているかの自己理解につながったという回答が寄せられた。そのために、まずは意思表明しやすい雰囲気を作ってほしいという意見もあった。これらは、意思表明支援相関図（家モデル）でいう「４．関係性の構築と促進」「７．環境整備」の部分にあたるのではないかと思われる。聴覚障害学生からは、具体的に「話わかる？」など声をかけてくれるような、聴覚障害学生とコミュニケーションをとって受容しようとする姿勢があると、自分を受け止めてもらえるのだと思えるとの意見があり、そういった働きかけが重要であることが示唆された。支援学生からは、時間をかけて向き合うことで、意思表明を引き出せるのではないかという意見が挙がっていた。あわせて、聴覚障害学生の多くは、集団でのコミュニケーションに困難さを抱えているため、まずは 1 対 1 でコミュニケーションをとり関係を築いたうえで、集団でのコミュニケーションに発展させるということが大事だと思う。これは、意思表明支援相関図（家モデル）でいう［ラポール形成を意識した話し方・接し方］にあたる。

そして、教職員からは、雑談から本題につなげて意思を引き出すようにしている例や、具体的な質問をしてニーズをうまく言語化していった例が挙げられていた。その他、学生同士の交流の場を設けて、自己の語りを共有するといった方法などで具体的な関わり方の例の回答も見られた。中には、保護者との連携も重要であり、保護者と一緒に意思を育てていくという意見もあった。また、本人の意思、気持ちに寄り添って心理状態を受け止めて、意思表明を育てていきたいという回答も見られ、どれも聴覚障害学生と真剣に向き合う様子が感じられた。

４．グループディスカッション報告

各グループにてなされたディスカッションについて述べる。

聴覚障害学生グループ

報告者：関東聴覚障害学生サポートセンター　吉川あゆみ

聴覚障害学生グループは、大学 1 年生から大学院生、社会人入学の方まで比較的幅広い年代が参加された。コミュニケーション方法も聴力活用中心の学生、口話中心の学生、手話中心の学生と多岐にわたっており、コミュニケーション方法を確認・調整してからのディスカッション開始となった。事前アンケートから、ゼミやグループディスカッション時の情報保障に困難を感じている記述が複数みられたため、「集団におけるコミュニケーションの方法」を本グループのテーマに据えた。

ある参加者の「集団のときに、どのタイミングで発言していいかわからない」という声に対して、他の参加者から「手話通訳をつけている」「一度に複数の人が発言して声が重ならないように、手を挙げてから発言してほしいとお願いしている」「大学院に入り、まわりに使い方を説明して音声認識を活用している」等、それぞれの工夫が披露された。

また、「大学院に入学したものの、幾度お願いしても情報保障をつけることができない」と悩む報告もあり、支援体制が整備されていない大学における情報保障が大きな課題として浮き彫りになった。

全体を振り返って、情報保障を通したディスカッションに慣れている聴覚障害学生もいれば、情報保障を通したディスカッションに戸惑いながら参加している聴覚障害学生も少なくなかった。「情報保障を通してその場の一員として意見を述べ、共に議論を構築していく」という経験があらゆる聴覚障害学生にとって当たり前の経験として蓄積することを、各大学の支援室で意識されていくことが、「意思表明」支援には欠かせないと考えられる。

教職員グループ

報告者：九州大学・関東聴覚障害学生サポートセンター　甲斐更紗

教職員グループでは、本事業報告（益子氏）の内容、今回の分科会参加者への事前アンケートまとめ（有海氏）の内容を踏まえた上で、下記の 2 点をテーマにして、議論を行った。

（１） 聴覚障害学生への支援として聴覚障害学生の意思表明を促すために、情報保障や支援内容、支援方法などの説明をどのように工夫して実施しているのか（例えば、面談などのコミュニケーション方法の工夫、支援の具体例の提示方法の実例など）

（２） 卒業後を見据えて、聴覚障害学生が「支援の主体的な活用ができるための意思表明」ができる方法についてどのように考えて実施しているのか

（１）について、各大学から、オープンキャンパスなどでパソコンノートテイクなどの情報保障の実践を行い、聴覚障害の高校生が情報保障の体験をしてみるという話が出された。そこでどんな支援が大学にあるのか聴覚障害学生が実感できることが、意思表明支援の最初のステップであることが確認された。オープンキャンパスで、聴覚障害の在学生と聴覚障害の高校生との交流企画を作るなどの取り組みの報告もあった。課題として挙がったのは、事前申込みの形でオープンキャンパスに参加するという大学も多く、情報保障という支援が分からない聴覚障害の受験生への対応についてどうするのかという点であった。

（２）について、①聴覚障害学生に、社会に出たあと自分自身の障害のことに向き合いながら、どんな支援が必要かということを４年間かけて伝えることが必要、②聴覚障害学生に、入学時にどんな支援が必要かを確認しながら支援をしていく、ということが議論された。入学後の支援のモニタリングが重要であり、どんなところの支援が足りているのか、あるいはどういうところの支援が不足しているのか、聴覚障害学生への個別支援がどういうところにあるかを考えていくことが大切という話がされた。聴覚障害学生一人ひとりに寄り添いながら支援することは重要である。その一方で、寄り添い続けるだけでなく、聴覚障害学生が卒業後の姿をイメージしていくために、当事者との出会い、様々な情報提供や社会資源などと聴覚障害学生を結びつけていくことも必要になるのではないかという指摘がなされた。

以上、教職員グループでの議論内容から、物的環境や人的環境などを含む環境などに対する変更・調整を行ないながら、時期やそれぞれの場面に応じて個へのアプローチをすることが大学教職員にできる意思表明支援の形ではないかと考えられた。

支援学生グループ　1

報告者：山形大学・関東聴覚障害学生サポートセンター　有海順子

事前アンケートの結果から、聴覚障害学生は「要望を伝えたいけど伝えにくい・理解してもらえない」思いを抱えている一方で、支援学生は「聴覚障害学生の希望や声を知りたい、引き出したい」思いを持っており、両者のコミュニケーションが十分に図られていない、ズレが生じている様子がうかがえた。そこで本グループでは、この両者の思いのズレを解消し、聴覚障害学生と支援学生がよりよいコミュニケーションを取るために支援学生としてどのような対応していくとよいかについて主に話し合った。参加者から様々な意見や取り組みが紹介され、「日頃の支援や関わりの中で挨拶を交わしたり、ちょっとした会話を重ねることで関係性を深め、信頼関係を築いていく対応が必要である」ことが話し合わ

れた。またディスカッションの中で、支援団体をまとめていく際の悩みが共有された。支援学生も聴覚障害学生もおそらくそれぞれに悩みを抱え、互いに遠慮し、本音をぶつけられない状況が垣間見えた。聴覚障害学生への意思表明支援は、聴覚障害学生の意思を育て、それを表明することを支援するだけではなく、聴覚障害学生と支援学生両者の関係を支えるための支援学生側への働きかけも教職員に求められることなのではないかと感じた。

支援学生グループ　2

報告者：日本社会事業大学大学院・関東聴覚障害学生サポートセンター　益子徹

支援学生グループ 2 は、大学 1 年生から 4 年生までの幅広い学生が参加された。事前アンケートから、日々聴覚障害学生とどのように関われば良いか困難を感じている記述が複数見られた。そこで本グループでは、聴覚障害学生が意思表明をする上でも重要な「支援学生と聴覚障害学生の関わりの持ち方」をテーマに据えた。

グループ内の支援学生の報告からは、「そもそも（支援活動中も含め）聴覚障害学生と話をしたことがない」という発言や、「障害学生支援室の振り返り会などへの参加が積極的ではない聴覚障害学生も多数おり、話すきっかけがない」という発言があった。そして、それらの結果から支援学生として、聴覚障害学生の意思表明を引き出せているかどうか自信が持てないという状況が報告された。

この課題を解決するためには、1 人 1 人が支援活動前後に話をするようにするだけではなく、支援活動時間以外にも聴覚障害学生との交流の場を設けることが大事であることが挙がった。また、「手話が出来ないからどう話しかけていいかわからない」といった課題なども挙げられていたことから、支援学生が聴覚障害学生の支援活動に関する意思表明を得るには支援を担う教職員が交流の場を設定するだけでなく、聴覚障害学生とのコミュニケーション方法に関する学習機会の提供が必要なのではないかと感じた。

５．指定討論者よりコメント（指定討論者：甲斐更紗）

本分科会を通して、聴覚障害学生の意思表明支援を支える関わりについて様々な取り組みが様々なところで展開されており、支援担当教職員などは環境調整と個へのアプローチを実施していく。聴覚障害学生も何らかの意思を持ちセルフマネジメントをしていくことの重要性、支援学生も聴覚障害学生とのコミュニケーション方法についての模索を重ねていくことの意義が再認識されたといえよう。

写真　甲斐

聴覚障害学生の特徴

・聴覚障害学生の意思表明は、多様な環境、教育・生活などの中で様々な体験を積み重ねていくことで形成されるとされているが、実際には聴覚障害学生の意思表明のプロセスはまだ明らかになっていない。今回は意思表明「支援」についての内容について調査した（「PEPNet-Japan 新たな時代のニーズに対応し

たモデル事例構築事業」）のみである。聴覚障害学生の意思表明のプロセスについは、今後の課題として明らかにしていく必要がある。（92 ページ、スライド 2 参照）。

・一般的に、聴覚障害学生は、本当は話の内容が分かっていないが、頷いてしまうところがあり、周囲は「問題がない」「大丈夫だ」と捉えてしまう。また、聴覚障害学生が一生懸命意思表明をしたが、周囲がその意味を掴み取れなかった場合もある。情報のズレもあるため、聴覚障害学生はどこまで情報が自分に伝わっているのか気になって、「もう一回教えて」と言ったときに「さっき話をしたのになんでよ」と言われてしまうこともある。それが重なると、聴覚障害学生は「聞く」「尋ねる」ということを我慢したり諦めたりしてしまい、分からないところは自分で解決しなければならないと本人は思いこんでしまう。本来ならば、情報を得て自分で考えて自己決定することが大事であるが、周りが決定したことに対して、意味がわからないまま、周りに合わせなければならないと思いがちである（92 ページ、スライド 2,3 参照）。

以上のことを踏まえて、下記の点について述べた。

（1）支援者（情報保障を担う側）としてできること

どうすればよいかということを一緒に考えて、「なぜ分からないの？」という問いかけではなくて、今、話している内容について、「今の内容は○○なんだけど、どのように思った？」「さっき、先生が△△とおっしゃったけど、どのように理解した？」と反復するようにして、丁寧にフィードバックをしていく。そうすることによって、聴覚障害学生も自分一人で解決するのではなく、みんなと一緒に解決できることもあると気づくのではないか（92 ページ、スライド 3 参照）。

（2）支援担当教職員としてできること

1 対 1 での関わりを丁寧に形成させることで、「分かっているのか」「分かっていないのか」などの聴覚障害学生の状態をきちんと把握することが重要である、といえよう。

まとめ

我々が意思表明支援に関わっていくために何が必要なのか。聴覚障害の例ではなく、例えば、引きこもりや問題を抱える人たちへのアプローチを参考にしてみる（92 ページ、スライド 4 参照）。表の中の「３．変化がない時も援助要請への意欲が高まった時のための準備をしておく」において。これまで支援を利用していなかった聴覚障害学生が、「通訳がちょっと（欲しい）」と意思表明する時が来るかもしれない。在学中に聴覚障害学生が持つニーズは変わってくるかもしれないということを予測しながら、見通しを持ちながら、「情報保障が必要」「色々な支援が必要」という申し出が出た時にすぐに対応できるようにする。そのために、聴覚障害者支援団体などの地域のリソースとの関わりを持っていくなどの準備をしておくことも非常に大事である。意思表明支援は難しいものとして捉えるのではない。聴覚障害学生の意思表明を引き出していくために、聴覚障害の先輩など様々なロールモデルと引き合わせていく。もしかしたら、意思表明支援は、たくさんのつながりの中でできるものかもしれない、地域での聴覚障害者支援を専門にしている機関などの「ネット

ワークの中で生きるもの」と考えられる。学内外の様々なリソースと聴覚障害学生本人をつなげていくなどによって、本人や本人を取り巻く周囲を支援することが意思表明支援の今後のあり方として捉えることが重要ではないか（92 ページ、スライド 5 参照）。

写真　グループディスカッションの様子

分科会４　益子徹氏　当日投影資料（意思表明支援とは　事業報告）

意思表明支援とは
（事業報告）

日本社会事業大学大学院博士後期課程
関東聴覚障害学生サポートセンター
益子　徹

1

調査の目的

支援担当教職員が行っている聴覚障害学生への働きかけや、学内で調整し工夫している具体的な支援内容の傾向、各大学における意思表明支援の共通点などを明らかにする。

2

調査の方法

2016年7月～8月にかけて、聴覚障害学生支援の実績がある支援担当教職員（6大学13名）に意思表明支援の実態調査を行なった。

3

調査結果

インタビュー内容を類似例ごとにまとめ、分析ワークシートを作成した結果、35個の支援ポイントが生成された。その後、支援間の関係性を検討し、8のカテゴリーと、11のサブカテゴリーが生成された 。

4

意思表明支援相関図＜家モデル＞

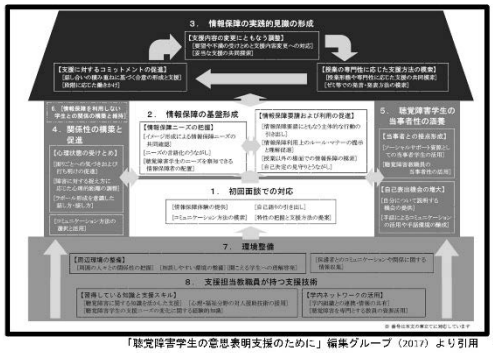

「聴覚障害学生の意思表明支援のために」編集グループ（2017）より引用

5

情報保障の適切な活用に向けた意思表明支援の段階

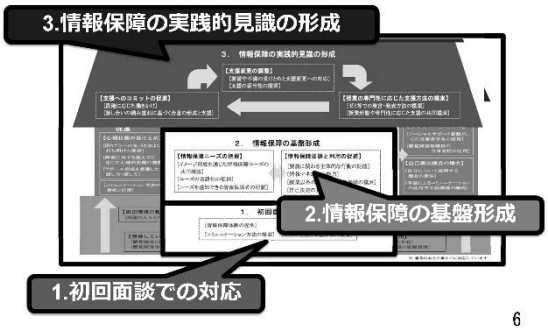

6

（94 ページに拡大図を掲載）

意思表明を支え促す支援

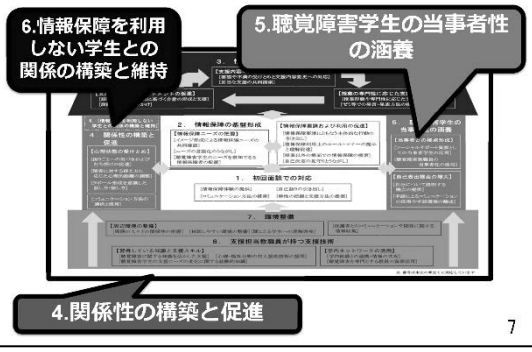

7

意思表明支援の基盤となる支援

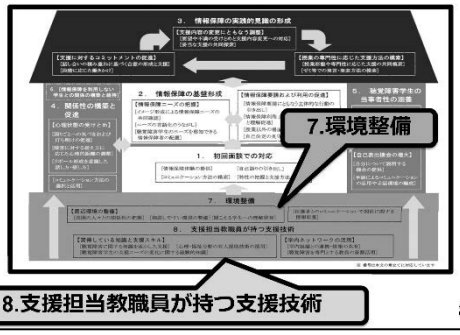

8

まとめと今後の課題(1)

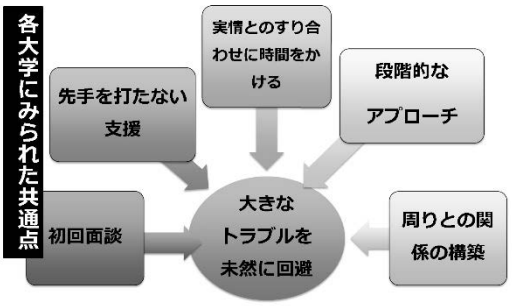

9

まとめと今後の課題(2)

聴覚障害学生の能力を公平に評価するためには意思表明支援が前提

10

付記

- 本成果は，PEPNet-Japanの平成28年度モデル事例構築事業「聴覚障害学生の意思表明支援～支援担当教職員の役割を中心に～」の一環として得たものです。ご協力いただきました各大学及び関係者に御礼を申し上げます。

事業委員：吉川あゆみ（代表）、有海順子、甲斐更紗、益子徹、池谷航介、太田琢磨、木谷恵、松﨑丈
事務局：白澤麻弓、萩原彩子、中島亜紀子、平良悟子
（平成29年3月時点）

11

引用文献

- 高橋万由美・小林美穂（2005）「高等教育機関における聴覚障害学生への支援」,宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要 28, P.305-317.
- 「聴覚障害学生の意思表明支援のために」編集グループ（2017）「聴覚障害学生の意思表明支援のために－合理的配慮につながる支援のあり方」，筑波技術大学, P.102.

12

分科会４　有海順子氏　当日投影資料（事前アンケート結果　報告）

分科会4
事前アンケート結果　報告

1

アンケート内容

聴覚障害者向け	聴者向け
1. 意思表明をしたくてもうまくできなかった場面・伝わらなかった・受けとめられなかった場面は？	1. 意思表明を引き出すのが難しいと感じた場面は？
2. 意思表明をうまく引き出してもらえたと感じた場面は？こういう方法なら引き出してもらえると思う場面は？	2. 意思表明を引き出せたと感じた場面は？引き出せると思う方法は？
3. その他、意思表明や意思表明心について考えていること・学びたいことは？	

2

1. 意思表明の困難さ・意思表明を引き出す困難さ

3

聴覚障害学生　　周囲

意思を持つ育てる ＋ 意思を伝える ＋ 意思を受け取る

意思表明支援

4

聴覚障害学生から

① （大学1，2年次）聞こえの状況や支援内容に関する**知識不足・情報不足**のため、何をどう説明したらいいかわからなかった
② 利用学生が複数受講している場合の**要望のすりあわせ**

① 集団でのコミュニケーションの難しさ
- 会話に入れず、意思表示したくてもできない
- 内容を教えてほしいといっても受け入れてもらえなかった
- 会話に入りたいが、話しがせっかく盛り上がっているのに、水を差してしまうことへの遠慮で意思表明できない

5

支援学生から

① （集団での）コミュニケーションの難しさ
- 授業でグループディスカッションが急遽始まり、聴覚障害学生の希望で手話通訳をしたが、思うように通訳できず、十分に伝えきれなかったのではないか
- 聴者同士の会話をうまく伝えきれず、聴覚障害学生が話し合いに参加しづらい雰囲気を作り出してしまった
- 聴覚障害学生の手話をうまく読み取れない場面で何度も聞き返すことが申し訳なく、曖昧な返事をしてしまった
- 手話によるコミュニケーションができない・難しい

② 関係性構築の難しさ
- 支援で関わる以外に接点がない

6

教職員から

① 情報提供をしてもうまく伝えきれなかった・伝わらなかった
② 現状に満足し、意思が生まれない

① 他者とのコミュニケーション経験不足
② 自分の意思を伝える経験・機会不足
→自分からニーズを伝える必要性・自覚が乏しい？
③ 自己の障害を知られたくない

① 授業担当教職員から理解してもらえなかった

7

2. 意思表明できた・意思表明を引き出せた と感じる場面とは？

8

聴覚障害学生から

- （ディスカッション時）
  参加者同士による様々な情報保障・情報共有の工夫
  →「場への参加（質問・意見できた）」という**成功体験**
  ＋自身の聞こえと支援の必要性の客観視・**自己理解**
- 意思表明しやすい雰囲気
  ＜環境整備＞
  ＜関係性の構築と促進―心理状態の受けとめ＞
  ・「話しわかる？」などと声をかける
  ・コミュニケーションを取ろうとする姿勢
  ・受容的態度

9

意思表明支援相関図＜家モデル＞

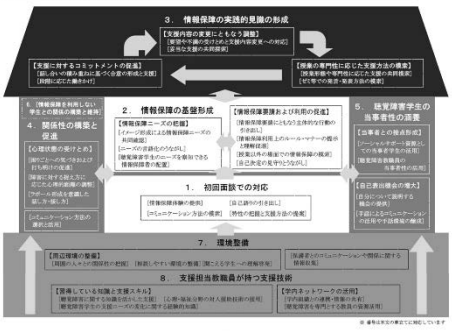

10

「聴覚障害学生の意思表明支援のために」編集グループ（2017）より引用

（94 ページに拡大図を掲載）

支援学生から

- 1対1でじっくり時間をかけて向き合う
- コミュニケーション方法の工夫
  →筆談・テキスト入力など

ラポール形成

家モデル**＜関係性の構築と促進＞**

11

教職員から

- 雑談　→　本題へ　**＜関係性の構築と促進＞**
  ＜環境整備＞
- 具体的な質問　**＜ニーズの言語化の促進＞**
- 交流会の場でのヒアリング　**＜自己表出機会の増大＞**
- 保護者との連携・保護者を交えた話し合い
  ＜保護者とのコミュニケーションや関係に関する情報収集＞
- 本人の意思・気持ちに寄り添う
  ＜関係性の構築と促進―心理状態の受けとめ＞

12

グループディスカッションについて

13

進め方

- グループに分かれ、グループごとのテーマについて話し合う
  - テーマは司会（分科会講師）から
- 各グループで発表者、記録者を決める
- 情報保障が入るところは、発言や進め方のルールを確認する

- 発表：各グループ5分（テーマと話し合った内容）

14

グループ分け

① 教職員グループ （手話通訳、文字通訳）

② 聴覚障害学生グループ
（手話通訳、文字通訳、補聴援助システム）

③ 支援学生グループ1

④ 支援学生グループ2

15

分科会４　甲斐更紗氏　当日投影資料
（聴覚障害学生の意思表明を支える関わりとは）

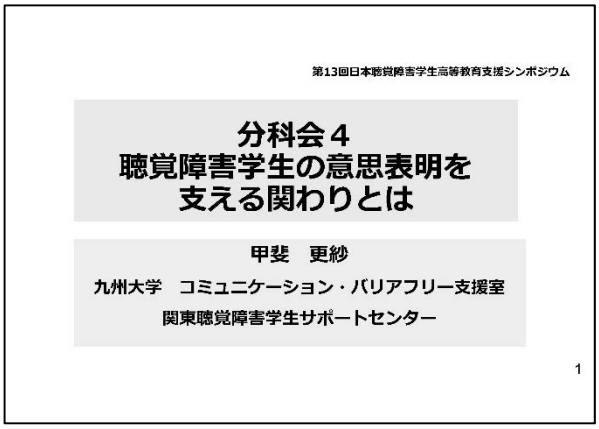

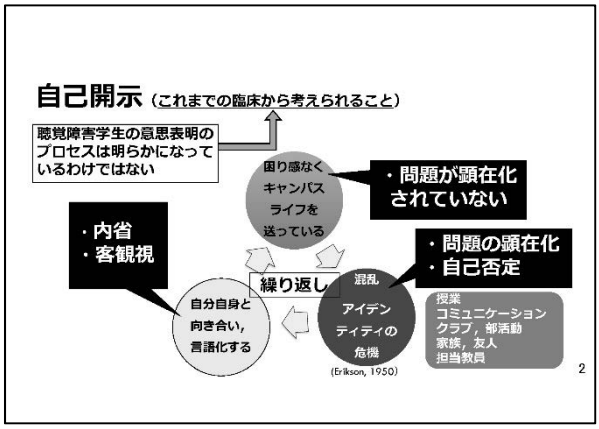

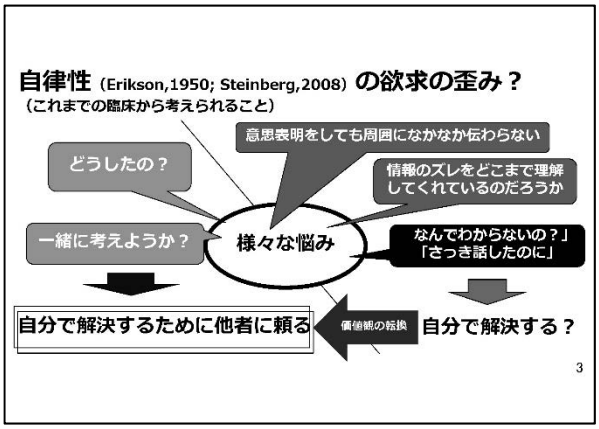

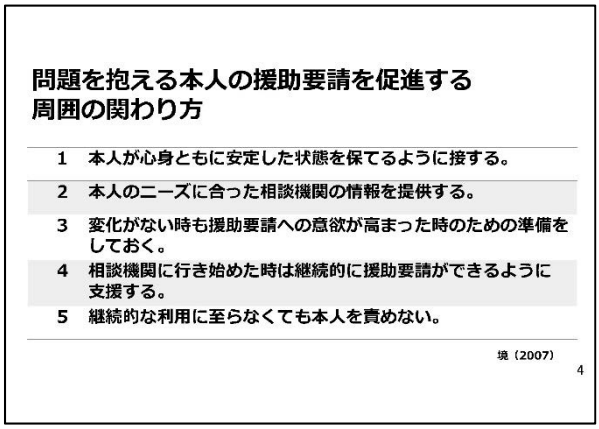

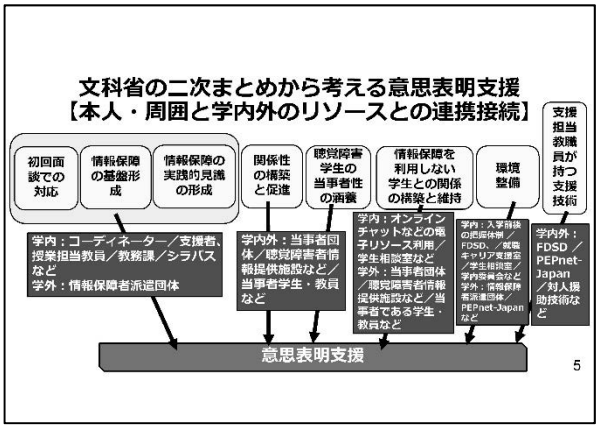

分科会４「聴覚障害学生の意思表明を支える関わりとは」
参加者アンケート

参考資料

本分科会にお申し込みくださりありがとうございます。
分科会を進めるにあたり、効率よく情報交換していくためにも、以下について教えてください。
なお、いただいた回答に関しましては、重複する内容等を編集の上、当日の分科会で共有する予定です。個人名や大学名が特定されないように内容に変更を加える可能性もあることをご了承ください。

１．属性についてうかがいます。
①該当するする役職に○をつけてください　［　教員　・　職員　・　学生　・その他（　　）］

②聴覚障害の有無に○をつけてください　［　あり　・　なし　］

２．意思表明支援についてうかがいます。
①（あなたが聴覚障害者の場合）これまでに意思表明したくてもうまく意思表明できない等の困難を感じた場面はありますか？また、意思表明をしたけれどもそれが伝わらなかった、受け止められなかった場面はありますか？もしあれば具体的に教えてください。
（あなたが聴者の場合）これまでに聴覚障害学生の意思表明を引き出すのが難しいと感じた場面はありますか？また、聴覚障害学生から意思表明されたけれども、対応が難しいと感じた場面はありますか？もしあれば具体的に教えてください。

②（あなたが聴覚障害者の場合）これまでに意思表明を引き出してもらえたと感じられる場面はありましたか？あるいは、こういう方法で意思表明を引き出してもらえたら、と思うような場合はありますか？もしあれば具体的に教えてください。
（あなたが聴者の場合）これまでに聴覚障害学生の意思表明をなんとか引き出せたと感じる場面はありますか？あるいは、こういう方法であれば、聴覚障害学生から意思表明を引き出せたのではないかと思う場面はありますか？もしあれば具体的に教えてください。

３．その他、意思表明や意思表明支援について考えていることや学びたいことがあれば自由にお書きください。

ご協力ありがとうございます

拡大図　　＜意思表明支援相関図（家モデル）＞

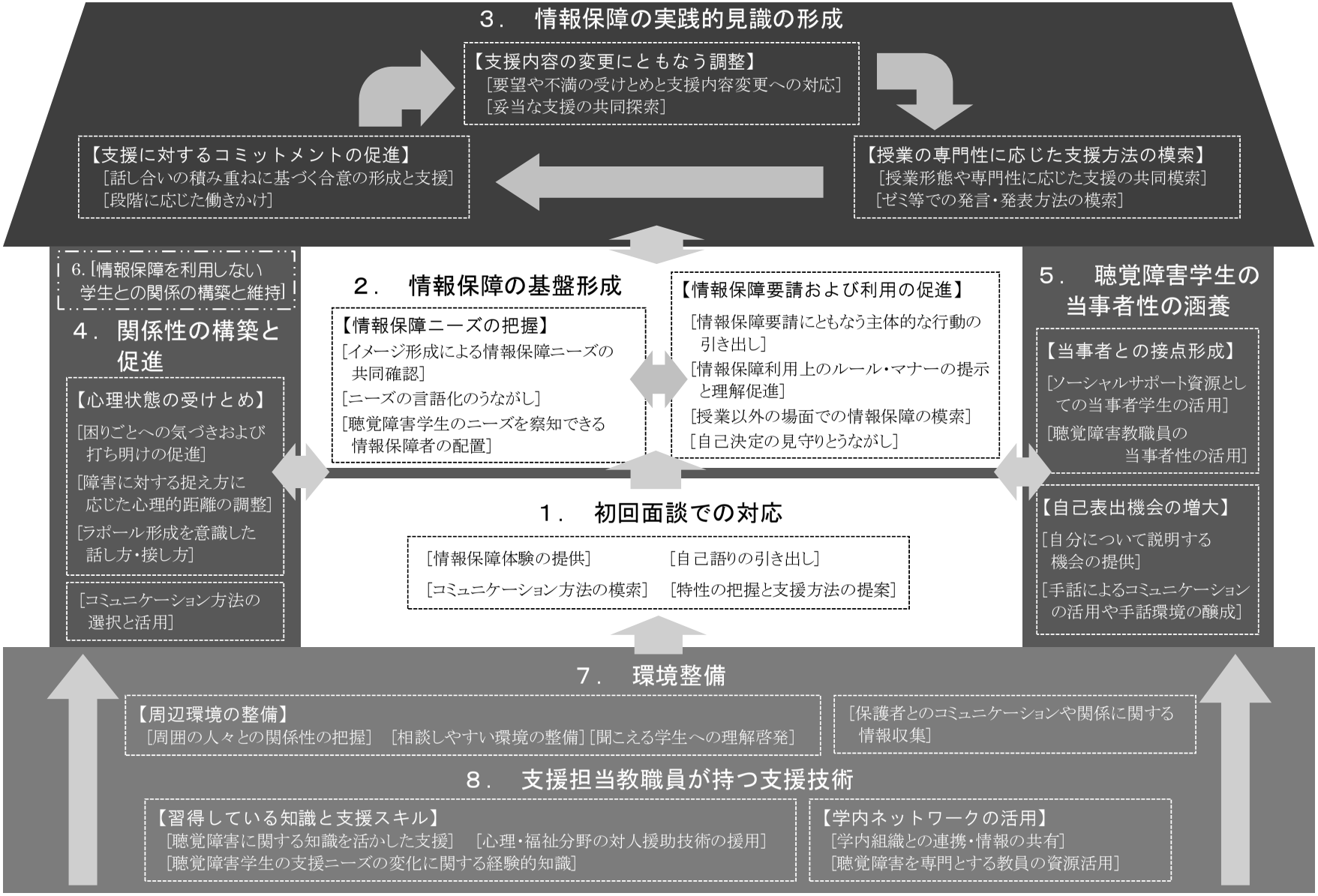

「聴覚障害学生の意思表明支援のために」編集グループ（2017）より引用

全体会
報告

【新体制について】

「PEPNet-Japan 新体制についての説明」

報告者：PEPNet-Japan 事務局

PEPNet-Japan は設立から 10 年以上が経過したが、障害者差別解消法をはじめとする法律が施行されるなど、我が国の聴覚障害学生支援は大きな変化を遂げた。そこで PEPNet-Japan はミッションの再定義を行うとともに体制の見直しを図ることとし、平成 30 年度から組織体制を新たにすることとなった。そこで本シンポジウムの場をお借りして、PEPNet-Japan 事務局長である白澤麻弓（筑波技術大学）から主な変更点やポイントを説明させていただいた。本報告では主に当日投影した資料を掲載するが、詳細については PEPNet-Japan ウェブサイトを参照していただければと思う。

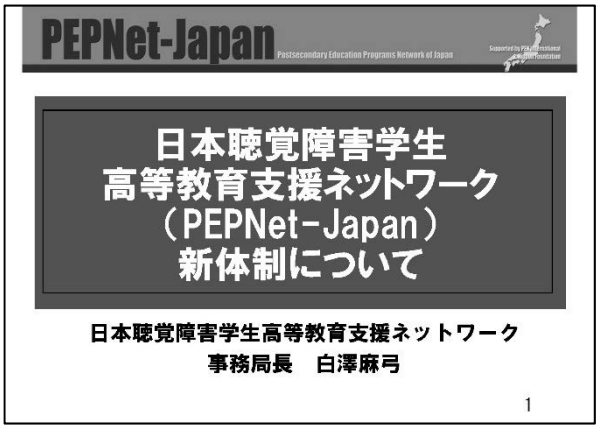

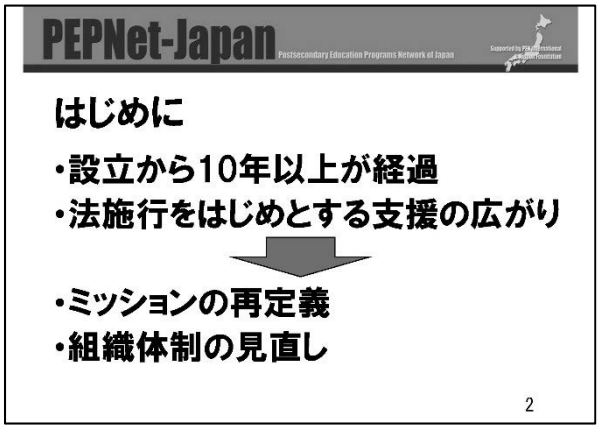

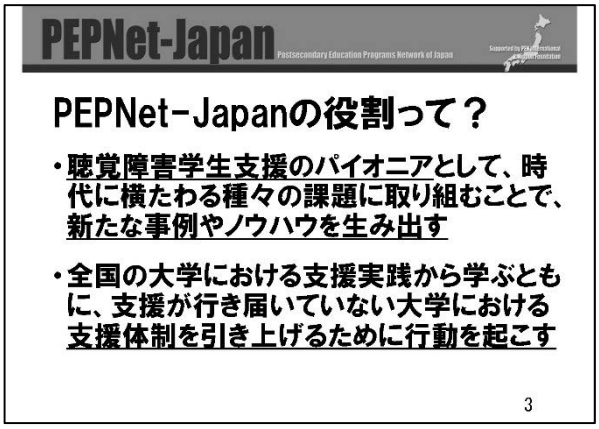

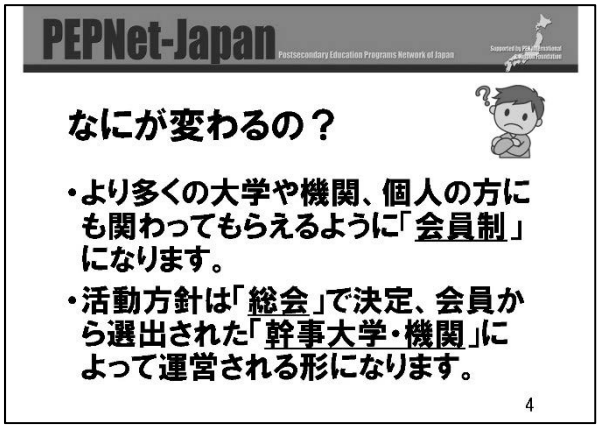

PEPNet-Japan Postsecondary Education Programs Network of Japan

会員って？

・正会員大学・機関
・準会員大学・機関
・個人会員

※詳細は当日資料P86をご覧下さい。

5

PEPNet-Japan Postsecondary Education Programs Network of Japan

会員になるメリットは？

正会員大学・機関の場合・・・
・PEPNet-Japan事業への参加資格
・研修会等への優先参加
・成果物の先行配布
・ML等での議論への参加
・総会での議決権
・幹事大学・機関への立候補権

※詳細は当日資料P86をご覧下さい。

6

PEPNet-Japan Postsecondary Education Programs Network of Japan

メーリングリストはどうなるの？

・現在のMLは今年度末を持って終了
・来年度4月からは…
①全会員向けの情報発信用
②教職員に限定した情報交換用
などにわけて運用します。

<u>会員種別により利用できるMLが異なります</u>

7

PEPNet-Japan Postsecondary Education Programs Network of Japan

入会方法は？

・来年4月のご入会には・・・
①正会員大学・機関 → 今年度1月中
②準会員大学・機関 → 今年度中
③個人会員 → 今年度中

詳細はPEPNet-Japan
ウェブサイトにて

8

PEPNet-Japan Postsecondary Education Programs Network of Japan

ご入会お待ちしています！

9

【パネルディスカッション】

「障害者差別解消法から１年を経て考える―障害学生の権利・教育機関の役割―」

報告者：伊藤康弘（北海道大学　特別修学支援室　准教授）

企画趣旨

障害者差別解消法の施行を受け、支援体制は広がりをみせるようになってきた。反面、学生同士の関係性の希薄さや、建設的な対話を進めることが難しい学生の様子が課題として指摘されるようにもなっている。また、支援に携わる教職員からは、教育的な視点からこれらの課題について何らかの対応が必要と感じていながらも、それは権利保障の視点から見た障害学生支援のあり方とは逆行するものではないかと躊躇する声も聞かれている。

そこで、本企画では下記 2 点を討論の柱に据え、聴覚障害学生の権利保障を見据えた支援のあり方と教育的支援の関連性について、多角的な視点から議論し検討することで、今後の我が国における障害学生支援の将来像を模索した。

＜討論の柱＞

合理的配慮と教育的な支援は相反するものか。

①聴覚障害のある学生にとって、大学における教育的な支援は不要なものなのか。

②聴覚障害のある学生と合理的配慮を提供する学生の関わり合いは、合理的配慮の質に影響するのか。

講師

武田太一氏（日本福祉大学　卒業生）

松﨑　丈氏（宮城教育大学　特別支援教育講座　准教授）

石原保志氏（筑波技術大学　副学長）

司会

伊藤康弘（北海道大学　特別修学支援室　准教授）

話題提供

はじめに各講師から、聴覚障害学生の権利保障を見据えた支援のあり方と教育的支援の関連性について、それぞれの立場で感じることを話題提供していただいた。その内容を以下にまとめる。

１．いち聴覚障害学生として　学生時代を振り返って（武田太一氏）

今日は卒業生の立場で話したい。地域の小中学校を卒業後、高等専門学校に入学し、その後日本福祉大学に編入、大学院まで進学した。また、アメリカに留学し、オーロニ大学に 1 年間、ボストン大学に 3 年間在籍していた。

高等専門学校に在学中、地域の手話サークルに通い始めたのがきっかけで、さまざまな聴覚障害の先輩に出会い、そこで「情報保障」という言葉を初めて知った。その後日本福祉大学に編入したが、その頃は聴覚障害学生が自分でノートテイカーを確保する必要があったので、チラシを作成したり、講義開始前にPRしたりしていた。福祉系の学部があるキャンパスではなかったため、人手確保は容易ではなかったが、手伝ってくれる人が見つかった時は安心した。見つからない時は自分の席の目の前にいた学生に直接声をかけるなどしてなんとか乗り切っていた。そして大学院に進学し、名古屋キャンパスに通うようになってからは、手話通訳士の方々にローテーションを組んでもらい、通訳を担当してもらうことができた。謝金はいったん自己負担で支払った後、大学から「障害学生援助金」が支給される形だった。後で戻るとはいえ、学生の身で謝金をいったん立て替えなくてはならなかったため、生活を切り詰めながら工面していた。このように日本での学生生活は情報保障の手配などに追われていたため、何を学んだかよりも、その苦労の方が印象に残っている。

写真　武田氏

アメリカでの様子についてはボストン大学のことを中心に話したい。専門がろう教育だったため、ほとんどの講義では先生が手話で話してくれたが、手話ができない先生の場合は手話通訳を派遣してもらっていた。ボストン大学では専任の通訳者を雇用していないが、フリーランスの通訳者に依頼する形で、障害学生支援センターのコーディネーターがコーディネートしてくれた。通訳を依頼したい授業の時間割を渡して通訳を手配してくれる。自分と合わないタイプの通訳者はブラックリストに載せてもらい、次からは依頼しないようにできたので、常に技術の高い通訳を受けることができ、快適に勉強することができた。アメリカでは情報保障で苦しい思いをしたり、悩んだりしたことはなかった。

学生の本分は勉強だと思うが、情報保障の手配に奔走したり、十分な情報量が受け取れなかったりすると、充分に学ぶことができない。日本での在学中は受け取ることのできる情報量の違いに苦しみを覚えていた。また、これから学ぶ後輩たちのことを考えると、このままでよいのか、と感じている。

現在は非常勤講師として教壇に立つようになり、逆に学生からの要求を聞く立場になった。ろう、難聴の学生にとっては、私の手話での講義はわかりやすいものだろうと思うが、視野狭窄や色盲の学生もおり、できる限り要望に添えるようにしている。ただ、アメリカでは、このような時に頼れる機関や団体があったことを考えると、日本との違いを感じる。今後日本がどのような方向に向かうのか注視していきたい。

２.「当事者性」を引き出す教育実践（松﨑　丈氏）

今日は聴覚障害当事者として、また聴覚障害学生支援に携わってきた立場から話題提供したい。聴覚障害学生支援には教員になってからも含めるとかれこれ 20 年近く関わってきた。聴覚障害学生の中の「当事者性」について話したいと思うが、その前に言葉の定義について述べたい。「当事者性」とは「自分にとって生きにくい状態になっている問題について、その問題を自分の問題として捉える、あるいは、支援者や専門家から取り戻す。そして、その問題のメカニズムを解明してみたり、その問題解決のために考えたり、問題解決の実践と研究をしてみたりする」ことを指す。そのメカニズムを解明したり、問題解決のために考えたり、自分自身が工夫して実践と研究を行うことは、当事者であれば誰でもできることではなく、さらに当事者が必ずしも「当事者性」を発揮できるわけでもない。当事者が「当事者性」を発揮するためには、またそれを引き出すためには「エンパワメント」が必要だと考えている。エンパワメントには 4 つの次元があると言われており（図 1 参照）、そのうち「1）カウンセリング（相談援助）次元」と「2）相互指示次元」は「回復」につながるエンパワメント、「3）アドボカシー（権利擁護）次元」と「4）ソーシャルアクション（社会変革）次元」は「変革」をめざしたエンパワメントと考えられる。またこれらは、障害者差別解消法でいう「意思表明」にも関わってくるものである。エンパワメントを考えた場合、この「回復」と「変革」が大事になるのではないかと思っている。

障害者差別解消法の議論を見ていると、3）や 4）にあたる「聴覚障害学生は意思表明ができるのか」という見方から始まっているように思う。しかし、幼い頃からさまざまな抑圧を受けてきた聴覚障害学生は自己を「回復」できずにつまずくことも多い。聴覚障害学生が自分だけで「回復」し「変革」するのは非常に困難である。だからこそ、学生に対する教育実践が必要になる。今日はいくつかその例を話したい。

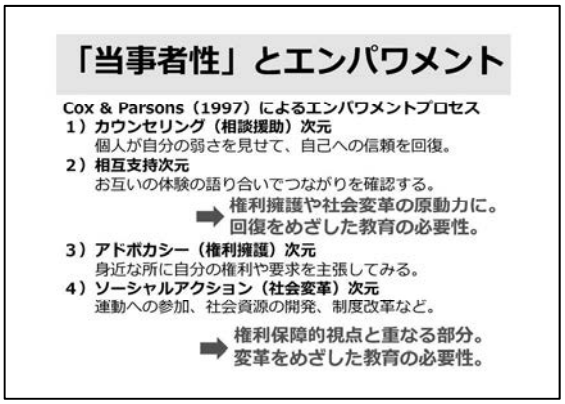

図１　松﨑氏当日投影スライドより

まず、「回復」を目指した教育実践について。聴覚障害学生の多くは、幼い頃から家族等との会話の輪に入ることができず、コミュニティから阻害された経験を持つ。会話の内容を何度も聞き返すうちに嫌がられるなどの経験を重ねると、わかったふりをしたり、我慢したり、聞こえる人を恐れるようになったりという心理状態になることがある。そのような状態で大学に入学してくる聴覚障害学生は多いと思うが、支援室ですぐに自分の思いを吐露するのは難しい。そこで、私は学生の日常生活をよく観察し、気になったことを学生にたずねてみるようにしている。立ち話や食事の会話の中であくまでさりげなく、「友達との会話でわかったふりをしているように見えるけど、自分でも気がついている？」などと具体的な例

を挙げてたずねる。その際、私自身の経験を加えて話すことで学生が語りやすい雰囲気を作ることもある。対話を重ねる中で「言ってもいいんだ」「取り繕う必要は無い」と思ってもらえるようにしている。

写真　松﨑氏

そうしていく中でさらに深く話を聞くようにしていくが、学生の多くは自分の行動（対処方法）について否定的に捉えており、例えば「わかったふり」にしても、「やってはいけないもの」のようにマイナスのイメージを持っている。そこで、「わかったふりをするようになったのは自分で考えて？それとも誰かに言われて？」とさらに突っ込んだ質問をしていき、自分の生き方と対処方法が結びつくように促していく。すると、自分がとってきた行動はその時生きていくうえで必要なことだったのだ、と気づくことができるようになる。このように改めて「自己物語」を語ることで、より自分を振り返っていけるようになる。

「自己物語」の特徴は、「現在」を物語の結末として、出来事や経験をつなぎあわせて一貫性のあるものにしていくことである。しかし聴覚障害学生の多くはそれまでの抑制された経験から、出来事や経験がばらばらに存在してしまっている。先ほど例で出した「わかったふり」の意味づけのように、それらを一貫性を持って整理していく必要がある。

また自己物語と回復にも関係があり、自己を物語るということは自己ケアにもつながるという話がある。それは一度語るだけでは難しく、同じ話を何度も繰り返して話すうちに自己が回復していく。その時のさまざまな感情を落ち着かせるために、何度も繰り返し語ることが重要になってくる。それができるようになってくると、それまでの経験をもとに、これから自分はどう生きていきたいか、意思を示すことができるようになり、一貫性も出てくる。

次に変革を目指した教育実践の例を話したい。比較的聴力の軽い難聴学生がおり、普段の会話では聞き取りができるが講義では難しく、講義担当教員に配慮を依頼するも、なかなか理解してもらえなかった。先ほど話したように自己物語を語ることで回復をはかったあと、本人が自ら周りにより理解してもらうにはどうしたらよいかを考え、卒論のテーマとして取り上げた。自分の聞こえ方について、周囲にどのようなイメージを持っているか聞き取ったところ、実際の聞こえ方との差が大きいことがわかり、それを埋めるためにどのような説明をする必要があるか考えた。その経験をもとに、自分の取扱説明書「トリセツ」を作成して職場でも活用したところ、理解してもらいやすくなったとのことであった。

最後にまとめとして、「当事者性」を引き出す教育実践について。今まで話したように聴覚障害学生が意思を表明し、生きていくためには、「回復」と「変革」を念頭に置いたエンパワメント支援が重要になる。冒頭で司会の伊藤先生から「権利と教育的支援は相反するものか」という問題提起があったが、私はそうは思わない。両者には強い関連がある。聴覚障害学生が自分の権利を主張するには、どのように主張したらよいかの教育的支援が必要であり、それには「回復」と「変革」のためのエンパワメントの支援が必要ではないか。自分

の「あり方」を「権利」にも含めることができるのではないかと考える。今後の聴覚障害学生支援は合理的配慮や意思表明だけに焦点を当てるのではなく、「回復」や「変革」も踏まえて行っていく必要があるのではないかということを最後に提起して終わりたい。

３．障害者差別解消法から１年を経て考える（石原保志氏）

今回のテーマについて、障害学生支援を自分なりに３つの観点に整理した。まずは「権利保障的観点」で、障害者差別解消法（以下、差別解消法）をはじめとした法制度に基づく対応を指す。ここ数年障害学生支援のスキームの中では、差別解消法の施行を受け、法が何を求め、どこまで配慮すべきなのかということが熱心に語られている。古くは米国におけるADA法あたりから始まっている。要するに、法律を守るために何をどこまで行えばよいのかという観点である。

２つ目に「福祉的観点」が挙げられる。具体的な話をすれば、同級生に聴覚障害学生がいて何の支援もなく困っているような場合、同級生でノートテイクをしてあげよう、となる。そもそも聴覚障害学生支援はこの辺りからスタートしている。このことを総称して、言葉は適切ではないかもしれないが「福祉的観点」とした。この観点が世論を動かし、結果的に障害者権利条約も含めた法律につながっている。これが聴覚障害学生支援の原点だとも思う。

３つ目が本日のテーマである「教育的観点」である。これは、学生の潜在的能力の伸長や自己の障害観、社会適応能力の育成を意識したもので、障害学生支援「及び」なのか「合わせて」なのかはわからないが、先ほど松﨑先生が話されたエンパワメントを意識した関わりを持つ視点である。単に情報保障などの合理的配慮を提供するだけではなく、もう少し人を育てていこうという観点であり、私自身もそう考えている。

なぜそのように考えるのか。中央教育審議会は、平成20年に「大学の機能」、つまり「大学とは何をするところなのか」として７点を挙げており、そこには「教育」や「養成」という言葉が何カ所かで用いられている。要するに大学というのは、高等教育、つまり教育の専門性が特に高い部分に社会的シーズがあり、そこを担うのが大学であると言える。「人を育てる」という役割は、今や大学の当たり前の機能になっていることが見て取れる。

次に「権利保障と教育の間の相反」について。本日のテーマは「障害学生支援と情報保障が相反するのか？」が１つのテーマだと思うが、「相反する」具体的な例を４つ挙げた（図２参照）。まず例１として、「自分の聴覚障害の開示を拒む学生への対応」を挙げた。中には割り切って、支援を申請してきた学生のみを対象にすることを申し合わせている大学もあろうかと思う。障害の開示を拒むのは障害認

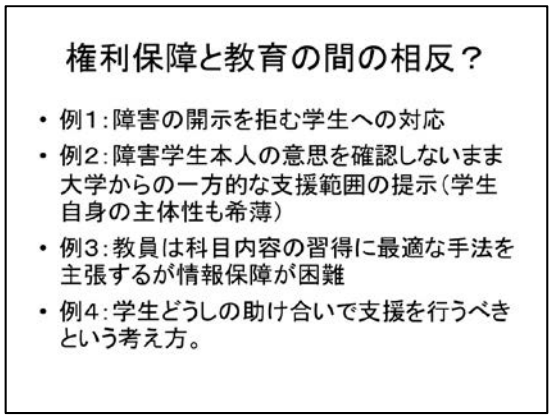

図２　石原氏当日投影スライドより

識の部分とも関係してくるとは思うが、そこを深く掘り下げると、教育的なところに入って行かざるを得ない。松﨑先生が「回復」という言葉を使っていたが、そこに入っていかざるを得ないと思う。

2 つ目は、「障害学生本人の意思を確認しないまま、学生から一方的な支援範囲を提示」する例。例 1 よりも学生が自分の障害を開示しているが、自分に何が必要なのか具体的に認識しておらず、どのような知識が自分に有効なのか、支援の具体的なことを知識として知らない。そういう学生にその知識を与えたり、あるいは情報保障を体験させたり、そして考えさせることをやるのかどうか。この辺りが、教育的支援というか、教育そのものだと私は思っている。

例 3 は「教員は科目的内容に最適な手法を主張するが情報保障が困難」な例で、特に実習や実技、ゼミなどの科目で、どのように情報保障を作り込むのかという課題を持っている大学が多いと聞いている。教員としては科目内容の修得にリアルタイムの情報保障が必要と考え、手話通訳が適当であると提案しても、高度な内容に対応できる手話通訳者がいるかというと、なかなかそういう人材はわずかであるのが現実だと思う。これも、権利保障と教育の間の相反の 1 つである。

例 4 は「学生同士の助け合いで支援を行うべきという考え方」を挙げたが、現実にこのような実践を行っている大学は多いであろうし、学生同士の相互補助的な支援を基盤として障害学生支援を行っている大学もあろうかと思う。例えば同級生が同じ授業を受講している聴覚障害学生のノートテイクを担当する場合、その同級生の教育の保障をどうするのかという課題が出てくる。あるいは別の学部の上級生が担当したとしても、ノートテイクにかなりの精力を費やした時、その学生の教育はどう保障されるのかという課題も出て来ると思う。

次に「学生の能力の伸長と支援の間の相反」について。例えば、手話通訳と日本語のリテラシーに関しては、ノートテイクのスキルが聴覚障害学生の求めるレベルに追いつかない場合もあれば、一方で分かりやすく要約することが重視される場合もある。あるいは、話し言葉と書き言葉の違いを考慮しながら、できるだけ話し手の日本語を漏らさずに表出することが求められる場合もある。これは手話通訳でも同様の状況があるだろう。

教育実習や臨床実習における支援者の帯同の例を挙げたが、例えば聴覚障害学生の教育実習に、手話通訳者が帯同するとする。これは教育観点からするとどうなのか、という課題がある。良しとする見方もあれば、困難場面の対処を体験させたいといった社会適応能力の育成の視点で考え、不要と判断される場合もあるだろう。これは教育的観点からもどちらが良いと一概には言えないという例である。

次に、キャリア教育を専門とする立場から述べたい。私自身はやはり「体験」がエンパワメントやセルフアドボカシーを育てていくと考えている。その中で一番懸念するのは、聴覚障害学生が卒業生後、自分から意思表明ができない状況に陥ってしまうことである。学生たちは就職してすぐに、新人研修などで自分のニーズを説明しなくてはならない場面に出く

わす。しかし自分のことを説明することができない。松﨑先生が「トリセツ」という言葉を使っていたが、その「トリセツ」や文書でなくても、最低必要なニーズを説明できるようにするためには、やはり早い時期から自分で体験することが必要だと思っている。しかし、親や先生が先回りして支援してしまうことで、その体験の場が奪われていたのかもしれない。それは、障害認識とエンパワメント、セルフアドボカシーというような意識や能力を高めるためにはどうだったのかということが疑問に思われる。

最後に「大学の管理・運営上の課題」として4点を挙げた。まず、大学が有すべき機能としての障害学生支援をこれから各大学に位置づけていくことが必要になってくるだろう。各大学の実状に即した体制を構築することが必要になろうかと思うが、学生中心の支援体制なのか、あるいはトップダウンの体制なのかなど、各大学の規模や状況に応じてさまざまな形があるだろう。また、支援者、支援組織と教育組織を含む組織間の連携も必要だが、支援担当部署や支援担当教職員と他部署との連携が難しく、教育にも良い影響を及ぼさないという例もあるだろう。障害学生支援室とキャリア支援室との連携がなかなか取れないということもよく聞くところであるが、組織的連携をどう作っていくのかという課題があると思う。それから3点目として、すべての教職員に対する理解・啓発も重要である。今や全教職員が障害学生支援について最低限だけでも学んでおくという時代に入っているといえよう。そして 4 点目には「教育と支援に相反に関する理想的かつ現実的な方針、方策の決定」を挙げた。国公立大学であれば対応要領を平成28年4月に公開していると思うが、それを順次改定していく必要があり、私立大学においても同じような手順が必要になってくるということである。

４．全体会パネルディスカッションを振り返って（成果と課題）（伊藤康弘）

今回のパネルディスカッションは、障害者差別解消法の施行から１年余りが経過した節目となる時期を捉えて、高等教育における障害学生の修学支援の現状と今後の課題の検討を企図し、聴覚障害のある当事者、教育的支援を担う支援者、キャリア教育の専門家という異なった立場の 3 名の講師に多角的な視点から情報提供をいただくことにした。また、副題「障害学生の権利」と「教育機関の役割」という２つの側面からアプローチすることで、できだけ多くの参加者と問題意識を共有し、協議を進めていきたいと考えた。

写真　趣旨説明をする筆者

講師からの情報提供の中で印象深かったのは、武田氏と松﨑氏の学生時代の体験談であった。学生時代のエピソードでは、情報保障の獲得までのプロセスをお伺いし、やはりお二人のパーソナリティによるところが大きいことを改めて確認することになった。今日、障害者差別解消法が施行され、お二人の時代とは制度的には大きな改革が実現したものの、聴覚障害のある学生が自らの権利を意識し、一人一人が必要な

合理的配慮の提供を求めていかなければならない状況は変わっていない。そのため、他の学生と同じように平等を基礎とした学ぶ機会を確保するためには、まず自らの権利を意識して、主体的に大学に意思の表明を行い、積極的に建設的な対話を進めていかなければならない。さらに、それらを遂行するための能力を身につけ、高めていくためには、松﨑氏が「エンパワメントの４つの次元」の中で整理した「変革」(「アドボカシー（権利擁護）の次元」)や石原氏が整理した「教育的観点」という視点に基づき、大学が「教育機関の役割」を担い、学生が自らの権利を意識して、建設的対話ができるようにエンパワメントしていくことが望まれる。

パネルディスカッション全体を振り返ってみたときに最も心に残った提言は、聴覚障害のある当事者である松﨑氏だからこそ気づくことができた、「回復」(「カウンセリング（相談援助）次元」と「相互指示次元」)のエンパワメントであった。「回復」のエンパワメントは、聴覚障害という障害種別を超え、すべての障害に共通する重要なアプローチである。それにもかかわらず、残念ながらこれまで見過ごされてきてしまっていた。武田氏や松﨑氏と同様に、これまでも様々な障害種別において、先駆的な役割を果たし、今も活躍し続けている障害当事者は少なくない。だが、一方で松﨑氏が学校現場のエピソードとして語っていたように、日常生活の中で「自分は周囲に迷惑をかけているのではないか」と感じたり、あるいは「自分自身の問題ではないか」と考えたりする自己否定につながる体験を積み重ね、深く心が傷ついている学生が大勢いることも現実である。松﨑氏が「回復」の重要性を指摘したのは、未だ障害のある学生が日常的に様々な場面で自己否定につながる体験に遭遇し、大きな心理的ダメージを受けていることを物語っている。だからこそ、障害のある学生の自尊感情を高め、当たり前にセルフ・アドボカシーを意識できるよう、「カウンセリング」と「回復」の視点の重要性を障害学生支援にかかわるすべての関係者が理解しなければならない。石原氏は情報提供の中で、「大学の機能」として、「『人を育てる』ことは、大学の当然の役割として捉えることができるようになってきている」と述べられていた。今後、教育機関としての「大学」は、障害のある学生に対して、そのことをも念頭において、エンパワメントをしていく必要があるだろう。

パネルディスカッションの最後に投げかけられた「合理的配慮の範囲について、情報保障に限定するのか、個別の指導あるいは支援にまで踏み込むのか」という参加者からの問いかけは、まさに松﨑氏が指摘した「変革」(「ソーシャルアクション（社会変革）の次元」)の具体的な検討事項として、今後、継続して論議を尽くさなければならない大きなテーマではないだろうか。

MEMO

聴覚障害学生支援に関する
実践事例コンテスト 2017
受賞ポスター

PEPNet-Japan 賞

東北福祉大学　障がい学生サポートチーム

今年度、4年ぶりに利用学生が入学して、今までのサポーター養成方法を見直しました。さらにサポーターが活動に参加しやすい環境づくりも目指してきました。

課題

障サポに所属するメンバーすべての声を、どう取り入れ活動につなげていくか…

これからは？

みんなの声が見える＝情報共有が大事
参加しやすい雰囲気、環境づくりにより、ひとりひとりの役割を生かした活動にする。

〔お問い合わせ先〕　東北福祉大学　障がい学生支援室
住所：宮城県仙台市青葉区国見1-8-1
TEL:022-301-1291　**FAX**:022-207-1839　**E-mail**：support@tfu-mail.tfu.ac.jp

北星学園大学 Note Takers
より良いサポート活動のために…
・ノートテイカー
PCテイク、手書きテイク
ポイントテイク
・その他
補聴援助システム、電子ノート
などの支援が充実
多種多様な
支援
より良いサポート活動のために…
幅広い言語に対応可能
英語、韓国語、中国語
フランス語、ドイツ語
↓
状況に応じた目で見て内容が理解
できるようなサポート体制
他言語
北星の
とりくみ
授業外の
支援
コミュニ
ケーション
より良いサポート活動のために…
課外活動、宿泊オリエンテーション、
チャペル礼拝、キャンパス説明会など
多様なニーズに応じた支援の充実
↓
入学希望の本学生以外の利用者への
支援体制も整備
より良いサポート活動のために…
テイカー・利用学生・支援課の
円滑なコミュニケーションが重要
↓
前期・後期報告会を開催
活動の報告や反省、ゲームなどで
親睦を深め、より円滑なコミュニ
ケーションが可能に
北星学園大学アクセシビリティ支援室
〒004-8631　札幌市厚別区大谷地西２丁目３番１号
電話：011-891-2731(代表)
E-mail：acc-support@hokusei.ac.jp

首都大学東京 ダイバーシティ推進室

作成：尾崎翔太、喜多晴紀、琴向芽、町田いずみ、宮崎優子、葉島瞬、山口翔大

～支援の準備から軌道にのせるまでの半年間の取り組み～

支援学生
約 30 名
(2017.4)
⇒約 65 名
(2017.9)

利用学生
5 名
(うち聴覚障がい学生 2 名)

前期支援
(授業・授業外)
約 270 回

【支援メニュー】
- PC テイク
- ノートテイク
- 文字起こし
- 音声認識 (UD トーク)
- 手話通訳※ ※外部委託

私たちの強み
- 学生の意見が反映しやすい
- 障がい学生が全プロセスに関与
- フラットな関係（相談しやすい雰囲気）
- とりあえずやってみる姿勢

【振り返り】
- 登録人数が増え、層が厚くなった
- 半年で支援体制を整えることができた

【課題】
- 支援学生の活動を学生、教員に知ってもらう
- 他キャンパスでの支援体制の構築
- 支援学生間の情報共有の仕組みづくり
- グループディスカッションや理系科目の支援

↓支援学生募集説明会

↓交流会

PC テイク→

←定例会

テーラ
(支援学生作成マスコット)

募集
- ガイダンスで障がい学生が呼びかける
- 支援学生募集説明会
- 募集用パンフレットの作成

支援学生間の技術差

育成
① 事前ガイダンス
② PC テイク・ノートテイク講習会
③ 支援見学・体験
①～③受講後、支援開始
- タイピング練習
- 支援学生勉強会

共有
- 定例会の開催
- 授業申し送りノートの作成
- メーリスや LINE の活用
- コミュニケーションボードの活用
- ダイバーシティ推進室の存在
- 教員への配慮依頼

【助走期間】
2017.4
↑
2016.7

2017.4 月	入学式・新入生歓迎会（学生主催）での支援
2017.1~3 月	入学前学習会での PC テイク
↑（合格）	入学する障がい学生を交えた講習会
2016.7 月	オープンキャンパスでの PC テイク

【課題】
- 支援学生不足
- 主催者・教員との情報共有不十分（特に主催者が学生のときは困難だった）

視覚障がい学生の活躍

【2016 年度までの状況】
聴覚障がい学生 0 人 → 支援学生の経験 / 支援学生の人数 / 支援のイメージ

不足

※手話講習会、PC テイク・ノートテイクの講習会は開催していた
※障がい学生支援制度はあった
でも…
実践の場が無かった！！

問い合わせ先 首都大学東京 ダイバーシティ推進室 〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1
TEL：042-677-1337（直通）FAX：042-677-1355 E-mail：diverwww@tmu.ac.jp

九州ルーテル学院大学

建学の精神である『感恩奉仕』にもとづいた少人数教育が特徴！

☆学科を超えて学生同士や教職員との距離が近い少人数教育
☆一人ひとりの学生のニーズを大事にした寄り添った支援
☆障がいのある人たちとの交流の機会が充実している環境
☆学生、教職員みんなが親切で手を取り合ったアットホームな雰囲気

このようなルーテルのよさを活かして、障がいのある人たちが主体性を持った支援を一緒に考える

手話サロン　～音のない世界に触れてみよう～

1活動日時／場所　毎週火曜日 18:15～19:30／学内教室
2参加者　学生（他大学からも参加）、教員、一般のろう・難聴者
3活動内容　①手話の単語や文法の学習　②ゲーム　③ろう文化やろうの歴史の学習　④手話学習の番組を観る
4特色　①手話やろう文化を楽しく学ぶ　②各回の内容を参加者が自由に企画・進行（一般のろうの方が行うこともあり）③和気あいあいとした雰囲気で活動

手話カフェ　手話サロンの学生が企画・運営！

1活動年月／場所　2015・2016年3月／学内ラウンジ
2参加者　学生（他大学からも参加）、教職員、一般のろう者
3活動内容　①より初歩的な手話を学ぶ（挨拶、自己紹介、指文字等）②カフェのようにお菓子や飲み物を広げて行う。
4特色　①手話サロンの学生が企画・運営　②手話サロンに来られない教職員も参加　③毎年1回の手話の学習と交流の場

課外講座　「手話と聲文化」～地域の人と共に学ぶ～

1開催年月／場所　2016年11～12月に全4回／学内教室
2講座内容　「音のない世界と手話」「手話を学ぶということ」「手話通訳者という仕事」「大学における手話通訳」
3特色　①学生が司会、受付、会場設営等を担当　②地域の聴覚障害者、手話関係者、学校関係者等の一般参加が毎回60名を超えた　③手話に関わる問題を地域の方々と共に考えた

発表者：村里栞（心理臨床学科3年）　松本そら（心理臨床学科2年）
坂口裕俊（サポートルーム職員）　佐々木順二（心理臨床学科教員）
協力者：岡田みずほ（心理臨床学科3年・手話サロン代表）・手話サロン参加メンバー
お問い合わせ先：九州ルーテル学院大学　障がい学生サポートルーム
TEL：096-341-1168　FAX：096-343-0354　E-mail：support@klc.ac.jp

第１３回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム　実行委員

大　会　長	：	札幌学院大学　副学長	皆川　雅章
副大会長		札幌学院大学　人文学部	新國三千代
実行委員長	：	筑波技術大学　副学長	石原　保志
事務局長	：	筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	白澤　麻弓
幹　　事	：	筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	萩原　彩子
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	磯田　恭子
実行委員	：	札幌学院大学　人文学部	松川　敏道
		札幌学院大学　人文学部	藤野　友紀
		札幌学院大学　学生支援課	廣嶋　進
		札幌学院大学　学生支援課	尾崎　貴司
		札幌学院大学　学生支援課	青木　美保
		北海道大学　高等教育推進機構　特別修学支援室	伊藤　康弘
		北海道情報大学　医療情報学部	加藤喜久子
		北海学園大学　法学部	鈴木美佐子
		北海学園大学　学生部学生課	岡本　泰典
		北星学園大学　アクセシビリティ支援室	田実　潔
		北星学園大学　教育支援課第一課	前村俊一郎
		北星学園大学　教育支援課第二課	佐々木　薫
		北星学園大学　教育支援課	尾形亜由美
		北星学園大学　アクセシビリティ支援室	北野　麻紀
		北翔大学　障がい学生支援センター	入江　智也
		酪農学園大学　教職センター	須賀　朋子
		酪農学園大学　学生部学生課	森重　尚子
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	須藤　正彦
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	佐藤　正幸
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	三好　茂樹
		筑波技術大学　産業技術学部	河野　純大
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	中島亜紀子
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	石野麻衣子
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	吉田　未来
		筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター	平良　悟子
		筑波技術大学　聴覚障害系支援課	小暮　聡子
		筑波技術大学　聴覚障害系支援課	廣田　春夫
協　　力	：	北海道大学　高等教育推進機構　特別修学支援室	藤井　直美
		学生アルバイトの皆様	
		（札幌学院大学　北海道情報大学　北翔大学　酪農学園大学	
		筑波大学　筑波技術大学）	

第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム　報告書

発　行：第 13 回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム実行委員会

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）事務局
〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15
筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター

※本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間
コラボレーションスキーム事業」の活動の一部です。

国立大学法人 筑波技術大学
PEPNet-Japan

デザイン原案：田中夏希（筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科　学生）

国立大学法人
筑波技術大学

PEPNet-Japan
日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

本事業は、筑波技術大学「聴覚障害学生支援・大学間コラボレーションスキーム構築事業」の活動の一部です。